

平成25年度  
総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究  
各国および国際社会の海洋政策の動向  
報告書

平成26年3月

海洋政策研究財団  
(一般財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

## は し が き

海洋政策研究財団では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。その内容は、当財団が先駆的に取組んでいる海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

このような活動の一環として、当財団ではボートレースの交付金による日本財団の支援を受け、各国および国際社会の海洋政策の動向に関する調査研究を実施しています。

この報告書は、本年度の調査研究結果をとりまとめたものです。本調査研究の成果が、我が国における海洋政策の立案等に資するものとなれば幸いです。

最後になりましたが、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団  
理事長 今 義 男



# 各国の海洋政策の調査研究

## 国際会議の共同開催・参画

### 研究メンバー

[執筆担当ページ]

寺島 紘士	海洋政策研究財団	常務理事	[1-4]
宮崎 信之	海洋政策研究財団	首席研究員	
(*)			
古川 恵太	海洋政策研究財団	海洋グループ長代理	[7-10, 121-129]
(*) (**)			
米山 茂	海洋政策研究財団	海洋グループ長代理	[96-100]
(平成 25 年 9 月まで)			
酒井 英次	海洋政策研究財団	海技グループ国際チーム長	
(**)			
高田 祐子	海洋政策研究財団	海技グループ海事チーム員	[43-48]
釣田いずみ	海洋政策研究財団	海洋グループ研究員	[100-112]
長尾 賢	同	上	[43-48, 59-66]
黄 洗姫	同	上	[75-86, 117-120]
脇田 和美	同	上	[89-96, 129-137]
長岡さくら	海洋政策研究財団	研究員	[17-28, 35-42, 53-58]
堀井 進吾	同	上	[11-16, 29-34, 113-116]
瀬木 志央	メルボルン大学	客員研究員	[49-52]
李 銀姫	東海大学海洋学部	講師	[67-74]

(\*) 各国の海洋政策の調査研究プロジェクトリーダー

(\*\*) 国際会議の共同開催・参画プロジェクトリーダー





# 目次

はじめに .....	1
第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究 .....	5
第1章 各国の海洋政策の概要 .....	7
第2章 米国における海洋政策の動向 .....	11
第3章 欧州連合における海洋政策の動向 .....	17
第4章 英国における海洋政策の動向 .....	23
第5章 フランスにおける海洋政策の動向 .....	29
第6章 ドイツにおける海洋政策の動向 .....	35
第7章 ロシアにおける海洋政策の動向 .....	43
第8章 オーストラリアにおける海洋政策の動向 .....	49
第9章 ニュージーランドにおける海洋政策の動向 .....	53
第10章 インドにおける海洋政策の動向 .....	59
第11章 中国における海洋政策の動向 .....	67
第12章 韓国における海洋政策の動向 .....	75
第2部 国際社会における海洋問題への対応 .....	87
第1章 PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ） .....	89
1. PEMSEA の概要	
2. 執行委員会	
3. パートナーシップ会合	
4. PNLG（PEMSEA 地方自治体ネットワーク）	
第2章 第23回国連海洋法条約締約国会合（SPLOS-23）および海洋と .....	113
海洋法に関する国連非公式協議プロセス第14会期（UNICPOLOS-14）	
第3章 OPINEAR（東アジア海洋政策研究機関ネットワーク） .....	117
第4章 その他の国際会議への参加 .....	121
1. 国連持続可能な開発目標に係る第8公開作業部会（OWG on SDGs）	
2. 第3回国際海洋保護区会議および閣僚級会合	

参考資料編（別冊）目次

- 資料 1. 米国・国家海洋政策実施計画（2013 年 4 月策定）
- 資料 2. 欧州連合・共通漁業政策に関する欧州議会及び理事会規則  
（No. 1380/2013）（2013 年 12 月 11 日署名、2014 年 1 月 1 日施行）
- 資料 3. ニュージーランド・排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律  
（2012 年 9 月 3 日裁可、2013 年 6 月 28 日施行）
- 資料 4. 中国・国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画（2011 年～2015 年）
- 資料 5. 中国・国家海洋局主要機能・内設機関・人員構成規定（2013 年 6 月策定）
- 資料 6. 韓国・第 2 次沿岸統合管理計画（2011 年～2021 年）
- 資料 7. 韓国・北極総合政策の推進計画（2013 年 7 月 25 日）

## はじめに

1982年に採択され、1994年に発効した国連海洋法条約は、領海幅の拡大、直線基線の採用などにより沿岸国の内水・領海を拡大しただけでなく、その外側に、沿岸国の主権的権利・管轄権がその資源・環境等に及ぶ広大な排他的経済水域・大陸棚の制度を設けるとともに、他方で海洋環境の保護を各国の義務とした。これにより海洋の法秩序の原則が「海洋の自由」から「海洋の管理」に転換し、沿岸国は、200カイリに及ぶ広大なその沿岸海域の資源等に主権的権利を有するだけでなく、その環境の保護にも責任を負うこととなった。これを受けて各国による、新たな海洋秩序の下での自国が管轄する海域の画定、沖合に拡大した自国の管轄海域の管理、資源の開発・利用や環境の保護・保全などの取組みが始まった。

しかし、広大な海洋に関する人間社会の科学的知見の蓄積はまだまだわずかであり、また、水で覆われて陸域とは異なる特性を持つ海洋空間で活動するための技術の開発も不十分である。加えて、いずれの国にとっても、今まで「海洋の自由」原則が支配していたこの広大な海洋空間をその環境保護等を含めて総合的に管理することは新たな課題である。

このため、各国は、1992年の国連環境開発会議（リオ地球サミット）で採択された行動計画『アジェンダ 21』の「第 17 章 海洋、閉鎖性海域及び準閉鎖性海域を含むすべての海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発」などの海洋の総合的管理と持続可能な開発に関する国際的政策枠組みや他国の海洋管理に関する先進的な取り組み事例などを参考にしながら、それぞれの国が海洋やその資源に対していただく期待と関心を実行するために海洋政策の策定、海洋法制の制定、取組み体制の整備に取り組んできた。

国連海洋法条約発効から 20 年経った今、各国の海洋の管理の取り組みは大きく進展してきており、また、それに伴い各地で海域の管理をめぐる関係国間で対立や紛争も増加している。

さて、周囲を海に囲まれた海洋国であり、国連海洋法条約によって広大な排他的経済水域・大陸棚を管理することになったわが国は、条約発効当初は新海洋秩序への対応も緩慢であったが、ようやく 2007 年に海洋基本法を制定して本格的に海洋の総合的管理の取り組みを開始した。

海洋政策研究財団は、日本財団とともに、1990 年代の後半から上述したような海洋をめぐる状況並びに新たな海洋秩序や海洋をめぐる国際的政策枠組みへのわが国の対応に関心を持ち、その対応の遅れを憂慮し、「総合的海洋政策の策定及び推進に関する調査研究」に取り組んできた。「各国および国際社会の海洋政策の調査研究」もそうした取り組みの一環である。2005 年に海洋政策研究財団が行った「海洋と日本：21 世紀の海洋政策への提言」が、時の与党をはじめとする超党派の政治家、海洋関係各界の有識者等の賛同を得て、2007 年

の海洋基本法制定の直接のきっかけとなったのは、その成果の一例である。当財団の海洋政策研究の成果は、海洋基本法制定後の同法の基本的施策の具体化にも活かされている。

地球の表面の 7 割を占め、相互に密接な関連を有している海洋の問題は、全体として検討される必要がある。したがって、わが国が海洋の総合的管理と持続可能な開発を推進するにあたっては、同じく新しい海洋秩序に対応するために進められている各国や国際社会の具体的な取り組みが、それをそのままわが国で採用するか否かは別として、わが国の海洋政策の策定・実施の参考資料として大いに役立っている。また、このように他国の取組を自国の海洋政策の参考にしようとする姿勢は、世界各国も共有しているものである。近年では海洋基本法を制定して海洋の総合的管理に取り組んでいるわが国の取組に関心を持ち、これを先進的な参考事例として学ぼうとする動きも海外で盛んになってきている。今後とも、各国や国際社会の海洋政策の取り組みについて調査研究を進めるだけでなく、わが国の海洋政策研究の成果を海外に発信していくことも重要である。

最近の各国における海洋政策の動きについてみると、広大な海洋空間の管理手法として注目を集めてきた海洋空間計画（又は海洋計画）の導入等の先進的な海洋政策の取組がさらに進展を見せている。

本報告書の第 1 部では、このような取組を概観するため、先ず米国、欧州連合、英国、フランス、ドイツ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、インド、中国、及び韓国の海洋政策の概要を一覧表に整理する。その上で、これら各国における 2013 年の海洋政策の動向について取り上げる。

2013 年の各国海洋政策における主な動向を挙げると、先ず、米国において「国家海洋政策実施計画」が発表された。また、欧州連合では共通漁業政策の改正がなされ、中国では「国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画」や「国家海洋局主要機能・内設機関・人員構成規定」が策定された。その他、前年度までの報告書では扱ってこなかったドイツ、ニュージーランド、インドについても新たに提起してその動向を紹介する。

参考資料編として、上記の米国、欧州連合、中国の重要文書の和訳に加え、ニュージーランドの「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、韓国の「第 2 次沿岸総合管理計画」と「北極総合政策の推進計画」の和訳を収録する。

2012 年は 1992 年のリオ地球サミットから 20 年という節目の年であり、「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」を始めとして海洋政策に関する大きな動きがあったが、2013 年も引き続き国際的に様々な取組みがなされた。本報告書の第 2 部では、PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）のもとで今年開催された諸会合、海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス(UNICPOLOS)、OPINEAR(東アジア海洋政策研究機関ネットワーク)、その他の動きを取り上げ、国際社会における海洋の総合的管理と持続的な開発に関する取組みを紹介する。

本調査研究が、我が国及び世界の海洋政策の参考となり、海洋の総合的管理と持続可能な開発の推進に貢献することを期待したい。

最後に当財団の本活動に対する長年に亘るご支援をいただいている日本財団に、この場を借りて感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団  
常務理事 寺 島 紘 士



## 第 1 部

### 各国の海洋政策と法制に関する研究





## 第1章 各国の海洋政策の概要

本報告書の対象である各国（米国、欧州連合、英国、フランス、ドイツ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、インド、中国、韓国）及び日本の海洋政策の概要を次の7項目から整理した（表1）。1.海洋（基本）法令、2.海洋（基本）政策、3.海洋政策推進体制、4.沿岸域総合管理、5.領海等の管理、6.排他的経済水域（EEZ）等の管理、7.その他特筆すべき政策等。この表は、各国担当の研究員の協力を得て、これまで海洋政策研究財団が作成した各年度報告書などを参考に作成した。なお、この表では「沿岸域総合管理」とは沿岸の海域・陸域を一体的にとらえて総合的に管理すること、「領海等の管理」とは、内水、領海及び接続水域を管理すること、「排他的経済水域（EEZ）等の管理」とは、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚を管理すること、をそれぞれ意味する。

項目 1-3 は国連海洋法条約や『アジェンダ 21』等に対応するために各国がこれまで取り組んできた重要課題であり、項目 4-6 は、今後の我が国において一層の取組が必要な重要課題である。このように各国の取組を一覧で整理・把握することは、今後の我が国における政策の立案に重要な示唆を与えるものと考えられる。

各国の海洋政策の詳細については、本報告書の第1部第2章~第12章の記述、及び海洋政策研究財団が出版している各年度報告書の該当部分を参照されたい。



表1 各国の海洋政策の概要

	日 本	米 国	欧州連合	英 国	フ ラ ンス	ド イ ツ	ロ シ ア
1. 海洋(基本)法令	海洋基本法(2007): 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	大統領令13547(2010): 下記省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書に基づき基本的施策、国家海洋会議(NOC)の設置、沿岸海洋空間計画(CMSP)等について規定。	リスボン条約(2007): 海洋生物資源及び漁業に関する政策について、共通漁業政策(CFP)に基づく海洋生物資源保護分野はEUが排他的な権限を持ち、海洋生物資源保護を除く漁業分野はEUと加盟国が権限を共有し、かつ、EU法が優位する	海洋及び沿岸アクセス法(MCAA)(2009): 海洋管理機構(MMO)の設立、海洋計画の策定、海洋における活動の許認可、海洋保護区(MCZs)の指定等について規定。	海洋全般にわたる基本法令はない。 ※海洋環境を包含した環境に関する法律として、「環境グルネルの実施に関するプログラム法律(グルネル実施法1)(2009)」「環境のための国家の義務を定める法律(グルネル実施法2)(2010)」	海洋全般にわたる基本法令はない。	海洋全般にわたる基本法令はない。
2. 海洋(基本)政策	海洋基本計画(2008、2013): 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	21世紀の海洋の青写真(2004): 2000年海洋法に基づき設置された海洋政策審議会の最終報告書。 省庁横断的海洋政策タスク・フォース最終報告書(2010) 国家海洋政策実施計画(NOC、2013)	ブルーブック「統合的海洋政策(IMP)」(2007) 海洋戦略枠組指令(MSFD)(2008) 共通漁業政策(CFP)(1983、2013最終改正)	海洋政策声明(2011): MCAAに基づき策定。	海洋国家戦略青書(2009)	海洋の持続的な利用と保護のための国家戦略(国家海洋戦略)(2008) 海洋開発計画: 統合的ドイツ海洋政策のための戦略(2011)	2020年までの期間におけるロシア連邦の海洋ドクトリン(Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года)(2001) 2030年までのロシア連邦海洋ドクトリンの草案公表(2013)
3. 海洋政策推進体制	総合海洋政策本部(本部長: 内閣総理大臣、副本部長: 内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。 (内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務処理) 総合海洋政策本部に参与会議を設置。	国家海洋会議(NOC): 国家海洋政策の実施計画立案、政策実施、総合調整等を行う。共同議長は環境会議議長、科学技術政策局長官、委員は海洋関連政府機関高官等。 省庁間海洋資源管理政策委員会、省庁間海洋科学技術政策等がNOCに対し助言、支援。	欧州委員会: 海事・漁業総局(DGMARE)、環境総局	海洋管理機構(MMO): MCAAに基づき設立された政策遂行型政府外公共機関、環境食糧地域省(DEFRA)が運営管理。	海洋関係閣僚委員会(委員長: 首相)、海洋総合事務局 エコロジー・持続可能開発・エネルギー省(MEDDE) 海洋沿岸国民評議会(CNML)が国家レベルの海洋政策諮問機関として設置される(2013)	海洋分野を専門・総合的に所管する省庁はない。	ロシア連邦政府海洋協議会(海洋政策に関連する各機関の代表が名を連ねており、各機関間の意志決定、協議、連絡調整の部署: Морская коллегия при Правительстве Российской Федерации)
4. 沿岸域総合管理(法令、計画等)	法律: なし。 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない)	沿岸域管理法(1972/1990): 州が沿岸域管理計画を策定、連邦政府が州に補助金交付。 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が沿岸海域を含む管理計画を策定。	沿岸域総合管理(ICZM)に関する欧州理事会勧告(2002) バルセロナ条約沿岸域総合管理に関する議定書(2008): EC批准(2010)	東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画: 2011年より策定手続中、2014年中に公式に採択される予定。 南部沿岸及び南部沖合に関する海洋計画: 2013年より策定手続中。	沿岸域法(Loi Littoral)(1986): 市町村(communes)中心の沿岸域管理 (近年はグルネル法に基づき国主導で沿岸域総合管理が推進されている。)	統合的沿岸管理のための国家戦略(2006)	
5. 領海等の管理(法令、計画等)	領海及び接続水域に関する法律(1977) (領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	大統領布告5928(1988): 領海を3海里から12海里に拡大。 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が領海等を含む管理計画を策定。	領海等の海域設定は各加盟国の主権に基づく。	領水管轄権法(1878) 領海法(1987)	フランス領海の画定に関する法律(1971)	ドイツ領海の拡張に関する連邦政府宣言(1994): 領海幅員を12海里へ拡大。 連邦空間整序法(2008年最終改正): 各州が領土・領海に対する管轄権を有する。	ロシア連邦の内水、領海、接続水域に関する連邦法(1998)
6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理(法令、計画等)	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	大統領布告5030: アメリカ合衆国排他的経済水域(1983) 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関がEEZ等を含む海域の管理計画を策定。	排他的経済水域及び大陸棚の海域設定は各加盟国の主権に基づく。	大陸棚法(1964) MCAA(2009): 排他的経済水域の設定について言及。	共和国の沖合の経済水域および生態系保護水域に関する法律(1976) 大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ(2013)	連邦政府宣言(1964): 大陸棚を設定。 大陸棚に関する権利についての暫定決定(1964、1974改正) 北海及びバルト海にドイツ排他的経済水域を設定する宣言(1994) 連邦空間整序法(2008年最終改正): 連邦が排他的経済水域に対する管轄権を有する。	ロシア連邦の排他的経済水域に関する連邦法(1998) ロシア連邦の大陸棚に関する連邦法(1995)
7. その他(特筆すべき政策等)		国家海洋政策実施計画(2013): 生態系ベース管理の適用、最先端の科学情報の収集・活用・共有、効率性向上と協働促進、地域による取り組み強化を図る。		クラウン・エステート法(1964): 前浜の一部並びに領海の海底及びその下が王室財産であることを規定。 エネルギー法(2004): 領海を超える海域を再生可能エネルギー海域(REZ)として指定可能にすることを規定。	国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律(2006)、および同法により設置された海洋保護区局 海洋再生可能エネルギーに関する研究報告書(MEDDE他、2013)に法制度の整理がある。	北海オフショア計画(2013): 世界初の送電網に関する海洋空間計画。	2030年までのロシア港湾インフラ開発戦略(2010) 2020年までのロシア連邦北極域開発および国家安全保障(2013)

表1 各国の海洋政策の概要

	日 本 (再掲)	オーストラリア	ニュージーランド	インド	中 国	韓 国
1. 海洋(基本)法令	海洋基本法(2007): 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	海洋全般にわたる基本法令はない。 ※環境保護及び生物多様性保全法(EPBC法、1999)が、海洋における生物や生息域保護について規定。	海洋全般にわたる基本法令はない。	海洋全般にわたる基本法令はない。	海洋全般にわたる基本法令はない。 ※ 現在、海洋基本法の策定に向けて議論中。現段階では、「中国海洋21世紀議程(中国海洋アジェンダ21)」が、海洋基本法として当てられよう。	海洋水産発展基本法(2002) 海洋水産発展基本計画、海洋水産発展委員会、基本的施策等について規定。
2. 海洋(基本)政策	海洋基本計画(2008、2013): 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	オーストラリアの海洋政策(AOP、1998): 海洋に関わる国家的指針を示す。	海洋全般にわたる基本政策はない。	海洋政策声明(海洋開発局、1982)	全国海洋経済発展計画要綱(2008)に基づき、国家海洋事業発展第12次5カ年計画(2011-2015)を策定(2013)	第二次海洋水産発展基本計画(2011~2020): 通称 Ocean Korea 21。海洋水産発展基本法第6条に基づき、10年毎に見直し。
3. 海洋政策推進体制	総合海洋政策本部(本部長: 内閣総理大臣、副本部長: 内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。 (内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参与会議を設置。	環境省、農業省、防衛省、産業省、州・準州政府	主たる所掌機関: 環境省、環境保護局、第一次産業省、環境保全省(DOC)、交通省、NZ海事局(MNZ)、広域自治体、国家海洋調整機関、ビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)、NZ石油・鉱物局	首相直轄の海洋開発局が設立(1982) 外務省、地球科学省、国防省(インド海軍、沿岸警備隊)、海運省、環境森林省、農業省、科学技術省、商工省	国家海洋委員会: 国家海洋発展戦略の策定、海洋の重大事項の調整等を行うため、2013年新たに設立。 国家海洋局: 従来からの海島管理、海域管理、海洋環境保護等に海洋警察、漁業管理等を加え、法執行機能を統一。	海洋水産部(2013年の省庁再編により発足)。 海洋水産発展委員会: 海洋水産発展基本計画および重要海洋政策等の審議機構。下位組織として海洋水産発展実務委員会を設置。
4. 沿岸域総合管理 (法令、計画等)	法律: なし。 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない)	沿岸(州管轄)水域(1980) オーストラリア連邦沿岸政策(1995) 沿岸域総合管理のための国家的協働アプローチ-フレームワーク及び実施計画(2006)	NZ沿岸域政策声明(NZCPS)(1994、2010改訂)	全体を統括する法律はない。 ※環境保護法(1986)に基づき沿岸域における活動規則や各州の沿岸域管理計画が作成されている。	(中国海域使用管理法: 下欄参照)	沿岸管理法(2001年制定、2013改正)。 沿岸統合管理計画(国)、沿岸管理地域計画(地方)の策定、沿岸用途海域の指定等を規定。 (同法に基づく)第2次沿岸統合管理計画(2011~2021)(2013年大幅改訂)
5. 領海等の管理 (法令、計画等)	領海及び接続水域に関する法律(1977) (領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	1973年 海域および沈降地法(SSL法)(1973、1990)	領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977)	領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法(1976)	中国領海及び接続水域法(1992) 中国海域使用管理法(2001): 内水・領海における機能別の区画の設定、海域使用権等について規定。 全国海洋機能区画(2011-2020)(2期目)	領海法(1977) 上記沿岸管理法は領海外側限界まで適用される。
6. 排他的経済水域(EEZ)等の管理 (法令、計画等)	排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	南西部海域、北西部海域、北部海域、東南部海域、温帯東部海域、サンゴ礁海域の10か年管理計画案を公表(2012)	領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977) 排他的経済水域及び大陸棚(環境影響)法(2012)	自国のEEZ内では、軍事演習だけでなく機器の設置も含め、沿岸国の同意が必要との立場	中国排他的経済水域及び大陸棚法(1998) 全国海洋機能区画(同上): 計画の範囲にEEZ等を含む。	排他的経済水域法(1996)、排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律(1996) 海洋環境管理法(2007年制定、2013年最終改訂)
7. その他 (特筆すべき政策等)		連邦海洋保護区の設置決定(2013)後、施行に向け審議中。	国家鉱物法(CMA)(1991)、資源管理法(RMA)(1991): NZが管轄権を有する海域における資源管理に関する法律。	地球科学省を中心に、北極海への関心が高まっている	「中国海島保護法」(2009)に基づき、「中国海島保護計画(2011-2020)」を策定(2012)	第4次海洋環境総合計画(2011~2020): 海洋環境管理法に基づいた、海洋環境保護のための政府次元の総合計画。 漁業管理能力強化のための総合対策発表(2013) 北極総合政策推進計画(海洋水産部、2013)

## 第2章 米国における海洋政策の動向

2013年4月、国家海洋会議（National Ocean Council）は、「国家海洋政策実施計画（National Ocean Policy Implementation Plan）」を発表した。これは、2009年以来オバマ政権が「国家海洋政策（National Ocean Policy）」<sup>1</sup>の名の下に推進している総合的な海洋ガバナンス政策の具体的な実施計画として位置付けられる文書であり、米国が直面している海洋における諸課題とそれに対処するために連邦政府が取るべき具体的政策が非常に整理された形で記述されている。

本章では、国家海洋政策実施計画の内容を中心に紹介し（1）、続いて、地域的な海洋ガバナンスのためのより具体的な指針となる補完的文書として同じく国家海洋会議によって2013年7月に採択された「海洋計画ハンドブック（Marine Planning Handbook）」を紹介し（2）、最後に、その他の動向について概観する（3）。

### 1. 国家海洋政策実施計画（2013年4月）

国家海洋政策実施計画（以下、単に「実施計画」とも呼ぶ）は、7章32ページの本文<sup>2</sup>と、22ページの付属書（Appendix）<sup>3</sup>からなる。本文では、米国が直面している海洋における諸課題とそれに対処するために連邦政府が取るべき具体的政策が記述され、付属書では、本文で述べられた各政策を行うべき省庁及びタイムテーブルが記述されている。

以下では、実施計画の本文について具体的に紹介していくが、参考資料編（資料1）にその全訳を掲載しているのので、適宜参照されたい。本文の目次は、以下の通りである。

#### I. イントロダクション

文書の構成

#### II. 海洋経済

経済成長の支援、雇用の促進、熟練海洋労働力の開発

#### III. 安全・安全保障

海域認識の向上、変動する北極における海上安全・安全保障の提供、港湾・河川における安全・安全保障の向上

#### IV. 沿岸域・海洋の回復能力

悪条件の低減、変化への備え、海洋の健全性の回復・維持

#### V. 地域的意思決定

地域的活動のためのツールの提供、地域的パートナーシップの強化、地域的優先課題

<sup>1</sup> オバマ政権による国家海洋政策の全般的経緯や、本章で紹介する実施計画の策定経緯については、さしあたり前年度の報告書を参照されたい。24年度報告書「第1部第2章：米国における海洋政策の動向」（執筆：瀬木志央）。

<sup>2</sup> [http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/national\\_ocean\\_policy\\_implementation\\_plan.pdf](http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/national_ocean_policy_implementation_plan.pdf)

<sup>3</sup> [http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/national\\_ocean\\_policy\\_ip\\_appendix.pdf](http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/national_ocean_policy_ip_appendix.pdf)

の支援

## VI. 科学・情報

海洋・沿岸域の系に対する理解の向上、海洋データ獲得及び情報提供の能力強化、情報提供に基づく意思決定のための科学的基礎を有する製品・サービスの向上

## VII. 結語

**I. イントロダクション**では、米国における海洋・沿岸域・五大湖の重要性とその効率的・実効的な管理の必要性が総論的に提示されている。海洋・沿岸域・五大湖における健全な海洋環境は、食糧をもたらし、雇用を創出し、文化を支援し、レクリエーションの場を提供することによって、米国民の生活の質に大きく貢献している。しかし、海域利用の増大によってそこでの健全性・生産性・回復能力が脅かされており、適切な管理をすべき責任が政府に生じている。本実施計画は、連邦諸機関に対して明確な方向性を提供し、パートナー及び利害関係者に対してより高い具体性を提供するものとされる。

**II. 海洋経済**では、健全で生産性の高い海洋からもたらされる経済的利益を促進する必要性と、そのための課題が提示されている。海洋・沿岸域・五大湖における海洋経済活動——海運、エネルギー開発、漁業、養殖業、ツーリズムなど——は、米国の GDP 中の 2580 億ドルを占め、280 万人の雇用を支えている。しかし、こうした海洋経済活動に対する障害として、例えば海洋環境悪化による漁業・ツーリズムなどへの悪影響や、養殖業の立地・許認可プロセスにおける行政の非効率性などが挙げられている。本実施計画において連邦政府が行うべきとされている活動は、まず経済成長の支援として、海図・地図の作成能力の向上、海洋データの入手を容易ならしめるための措置、観測システムの開発・維持、次に雇用の促進として、養殖業などの許認可プロセスへの調整機関の参加による効率性の向上、レクリエーション産業などのための湿地やサンゴ礁の保護・回復、低酸素・有害藻類・外来種などによって引き起こされる経済的悪影響の防止・回復、最後に熟練海上労働力の開発として、海洋研究と海洋資源管理の実施に必要な人材の教育・訓練の機会の提供が挙げられている。

**III. 安全・安全保障**では、海洋・沿岸域・五大湖の米国の安全・安全保障における重要性と、その維持・促進のための課題が提示されている。米国の海域への安全・安心で生産的なアクセス及び利用は、軍事力・経済力・国民の生活の質を維持するために不可欠な基盤であり、政府機関は、海域に対する全般的認識の向上、港湾・水路における安全・安全保障の向上のために協働しなければならない。本実施計画において連邦政府が行うべきとされている活動は、まず海域認識の向上として、海洋観測のための遠隔探知システムの向上、情報・専門技術・知識の交換のための国際的取組み、次に変動する北極における海上安全・安全保障の提供として、通信システムの強化、環境事故に対する予防・対応の強化、海水予測の強化、地図・海図の作成の強化、最後に港湾・水路における安全・安全保障の向上として、水路調査及び管理システムの評価や港湾アクセスルートの研究、海面上昇・異



常気象などの自然災害に対する脆弱性評価とリスク低減のための措置、捜索救難・油流出対応の強化のための海洋観測システムの発展が挙げられている。

**IV. 沿岸域・海洋の回復能力**では、サンゴ礁・湿地・マングローブなどの沿岸域の生息域の重要性と、そこでの水質や生態系を劣化させる要因としての人間活動や気候変動・海洋酸性化の存在、そしてかかる劣化に対応するための課題が提示されている。本実施計画において連邦政府が行うべきとされている活動は、まず悪条件の低減として、沿岸域の湿地喪失の低減のための計画の策定・実施、サンゴ礁などの生態域の保全・回復のための生態系アプローチの利用・提供、外来種の発見・統制・予防・根絶、沿岸域・河口域の水質向上・保全、次に変化への備えとして、早期警戒・リスク評価・予測能力の向上のための監視サイトの観測強化・統合、生態系などに対するストレスの影響の解明、沿岸域コミュニティや海洋環境の気候変動・海洋酸性化に対する脆弱性評価と適応戦略の設計・実施、最後に海洋の健全性の回復・維持として、生態系ベースの管理の促進のための協働枠組と諸目標の確立、より良い監視・調整・計画策定による沿岸域・河口域の回復取組みの推進、環境災害に対する備え・対応の改善、自然的・文化的に重要な生息域の保護が挙げられている。

**V. 地域的意思決定**では、米国における固有の社会的・文化的アイデンティティを維持するための無数の部族・州・地域・地方の取組みの存在と、それぞれの地域ごとの優先課題の多様性、そしてかかる多様性を踏まえた海洋ガバナンスの実現のための課題が提示されている。本実施計画において連邦政府が行うべきとされている活動は、まず地域的活動のためのツールの提供として、生態系ベースのアプローチを利用するパイロット計画の策定・実施、気候変動・海洋酸性化に対するコミュニティ及び海洋環境の脆弱性の評価と適応戦略の支援・実施、地域的意思決定の支援のための海図・地図などのデータや決定支援ツールへのアクセスの拡大・改善、次に地域的パートナーシップの強化として、データ分析・収集などの支援、利害を有する部族の参加の支援とその伝統的知識の利用、最後に地域的優先課題の支援として、海洋計画の支援が挙げられている。

ここで、海洋計画とは、特定の海洋管理の課題に取組み、経済発展や保全目標を推進するために地域が利用できる科学に基づいたツールであり、地域のニーズ・利益・能力に応じて優先課題についての活動・意思決定を支援するものとされる。また、州、部族、地域漁業管理理事会 (Regional Fishery Management Council) は、国家海洋政策に関する大統領令、本実施計画、国家海洋会議が公表予定の指針 (=海洋計画ハンドブック、後述) に基づいて創設された地域的計画機関 (regional planning body) に参加することができる。地域的計画機関は、独自に規制を行う法的権限は有しておらず、あくまで既存の権限ある機関による諸活動をより効率的・実効的ならしめることを目的として創設される機関である。

**VI. 科学・情報**では、海洋ガバナンスにおける最新の科学及び情報の利用の重要性と、その確保のための課題が提示される。本実施計画において連邦政府が行うべきとされている活動は、まず海洋・沿岸域の系に対する理解の向上として、探査・調査を通じた基礎的な



科学的知識の向上、観測データ統合や通信規格やデータモデリング技術の開発、海洋・沿岸域についてのリテラシーの向上、次に海洋データ獲得及び情報提供の能力強化として、連邦海洋学船団（Federal Oceanographic Fleet）の活用、海域利用者支援のための観測システムのインフラの更新・維持、リアルタイムでの観測の支援のための統合的な海洋・沿岸域データの管理システムの開発、北極海における生物学的観測の実施、最後に情報に基づく意思決定のための科学的基礎を有する製品・サービスの向上では、意思決定を支援するための科学的枠組の改善、生態系ベースの管理を支援するための質の高いデータ及びツールの提供、沿岸域の陸地の保護・回復のための決定支援ツールの開発・共有が挙げられている。

以上が、実施計画の具体的内容であるが、特に、北極における海洋ガバナンスと海洋酸性化への対応は、近年になって国際的にも重要性が高まっている問題であり、本実施計画でも重点的に取り扱われていることは特筆に価するであろう。

最後に、本実施計画は、新たな法的義務を発生させたり、法的権限を有する新たな機関を創出したりするものではなく、あくまでも既存の権限ある省庁の活動の実効性・効率性を高めることを目的とした政策的指針であり、従って、議会制定法（statute）や大統領令（executive order）といった法的文書とは異なる政策的文書として位置付けられるものであることを指摘しておきたい。

## 2. 海洋計画ハンドブック（2013年7月）

国家海洋政策実施計画に続いて、国家海洋会議は2013年7月に「海洋計画ハンドブック」を採択した。同ハンドブックは22ページからなる文書で、その章立ては以下の通りである。

### イントロダクション

本ハンドブックの目的、海洋計画の概観

### 地域的計画機関

地域的計画機関の目的、創設、メンバーシップ、共同リーダーシップ、意思決定、ワーキンググループ、会合、透明性、利害関係者の参加、基本文書（Charter）、活動資源（Resources）、国家海洋会議との関係

### 地域的参加

概観、部族・先住民グループ、漁業管理委員会（Fishery Management Councils）、利害関係者の参加、参加の方法、専門的知識の資源、連邦諮問委員会法上の考慮

### 海洋計画（Marine Planning）

海洋計画、計画枠組み、地域の能力と既存の取組み、地域的ビジョン、地域的・国家的な目標・目的、活動計画、データ・利用・サービス・影響の分析、計画のオプション、海洋計画の起草、国家海洋会議の同意（Concurrence）

### 付属書：地域的計画機関の基本文書モデル

上記の国家海洋政策実施計画（V. 地域的意思決定の箇所）で述べた通り、本ハンドブックは、地域の特性に合わせた柔軟な海洋ガバナンスを実施するために創設される地域的計画機関のあり方についての情報・指針の提供を目的とするものであり、実施計画の補完的文書として位置付けられる。詳細な内容については原典を当たりたいが、以下、ごく簡単にのみ紹介する。

イントロダクションでは、本ハンドブックの目的が地域的計画機関の設立を選択した地域に対する情報・指針の提供であること、そして地域により策定される海洋計画は地域的利益を増進するための科学及び情報に基づいたツールであることが指摘される。

地域的計画機関では、その目的が利害関係者・科学者・産業界・技術者・公衆との調整にあることを始めとして、創設の方法（既存の機関を指定しても新設しても良い）、メンバーの構成、意思決定の方法（基本的にコンセンサスによる）、ワーキンググループ設立や会合開催の手続、透明性や利害関係者の参加の確保の手法、基本文書に盛り込むべき内容、活動のために用いることのできる資源、国家海洋会議との関係（国家海洋会議による情報提供や、地域的計画機関内で意見の不一致が生じた際の調停の役割など）について記述される。

地域的参加では、多様な利害関係者・部族・先住民・公衆の参加が海洋計画の基本原則であることを始めとして、その参加確保のための方法（公開会議、パブリックコメント、討論会、ワークショップ、地域的委員会の設立など）、専門的知識を得るための資源（学会、民間、部族・先住民・NGO など）、連邦諮問委員会法（Federal Advisory Committee Act）上の考慮について記述される。

海洋計画では、計画内容はその地域自身によって決定されることを始めとして、そこで焦点を当てるべき領域（洋上エネルギー施設や海図作成などのために用いられる情報の開発、沿岸域・海洋の生態系の持続可能性を保護するための情報の開発などに加えて、生態系ベースの管理にも言及される）、盛り込まれるべき枠組み（目的・目標、規制の文脈、計画策定の際の手続・資料・情報など）や踏まれるべきステップ（地域の能力の評価、活動計画、計画の草案、最終草案など）、地域の能力と既存の取組み、地域的ビジョン、地域的・国家的な目標・目的（地域と国家の目標が調和すべきことなど）、活動計画、データ・利用・サービス・影響の分析、計画のオプション、海洋計画の起草、国家海洋会議の同意（パブリックコメントを経た計画の最終草案は、国家海洋会議によって審査され、内容的・手続的に上記の地域的参加及び海洋計画のセクションの基準に合致している旨の同意を得なければならない）について記述される。

最後に付属書では、実際に地域的計画機関の基本文書を起草する際に参照できるモデル文書が付されている。

以上で紹介した実施計画・ハンドブックの発表によって、米国の海洋ガバナンスに関す

る連邦レベルの政策文書策定はひとまず完了したように思われるが、実際にそれを実行に移す際に主導的な役割を担うのはそれぞれの地域である。今後、本実施計画・ハンドブックを指針として、地域レベルでの具体的な取組みがどのように進展するかが注目される。

### 3. その他の動向

その他、国際的に重要な動向として、米国の北極海政策と国連海洋法条約への加入問題について、最近の動向を概観しておく。

北極海政策については、大統領府が2013年5月に「国家北極圏戦略（National Strategy for the Arctic Region）」<sup>4</sup>、2014年1月に「国家北極圏戦略実施計画（Implementation Plan for the National Strategy for the Arctic Region）」<sup>5</sup>を発表した。両文書における基本方針としては、①米国の安全保障上の利益の増進、②北極圏の責任あるスチュワードシップ（管理）の追求、③国際協力の強化、の3点が掲げられている。

国連海洋法条約については、オバマ政権は一貫して加入すべきとの立場を維持しており、上記の国家海洋政策実施計画や国家北極圏戦略の中でも、200海里以遠の海底資源開発や深海底における鉱物資源開発へのアクセス向上という観点から同条約への加入が米国の国益を増進する旨が主張されている。しかし、2012年7月に34名の上院議員が反対を表明<sup>6</sup>して以降は、目立った進展は見られない。

---

<sup>4</sup> [http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/nat\\_arctic\\_strategy.pdf](http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/nat_arctic_strategy.pdf)

<sup>5</sup> [http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/implementation\\_plan\\_for\\_the\\_national\\_strategy\\_for\\_the\\_arctic\\_region\\_-\\_fi...pdf](http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/implementation_plan_for_the_national_strategy_for_the_arctic_region_-_fi...pdf)

<sup>6</sup> 詳しくは、前年度の報告書（15-16頁）を参照されたい。

### 第3章 欧州連合における海洋政策の動向

欧州連合（以下、EU とする。）においては、リスボン条約（2007年12月13日署名、2009年12月1日発効）において、その政策上の権限を五つに分類して行使することとされている<sup>1</sup>。即ち、①EU が排他的な権限を持つ領域、②EU が加盟国と権限を共有する領域、③加盟国が EU の枠内で政策を調整する領域、④EU が加盟国の行動を支援、調整、補充する領域、及び、⑤EU による立法権を伴わない領域である<sup>2</sup>。このうち、海洋生物資源及び漁業に関する政策については、「共通漁業政策（Common Fisheries Policy：以下、CFP とする。）に基づく海洋生物資源の保護」分野は EU が排他的な権限を持つ領域とされ（リスボン条約第3条1項（d））、「海洋生物資源の保護を除く農業及び漁業」分野は EU が加盟国と権限を共有する領域かつ EU 法が優位する領域とされている（リスボン条約第4条2項（d））（表1参照）。

表1 リスボン条約で規定される EU の権限領域

EUが排他的な権限を持つ領域	関税同盟、競争政策、ユーロ圏の金融政策、共通漁業政策下での海洋生物資源の保全、通商政策
EUが加盟国と権限を共有する領域	EU法が優位する領域 域内市場、条約で認められた社会政策、経済・社会・領土の結束、農業・漁業（海洋生物資源の保全を除く）、環境、消費者保護、運輸、欧州横断網、エネルギー、自由・安全・公正の領域、公衆衛生問題における共通の安全性関心事項
	加盟国も独自の政策を採択できる領域 研究・技術開発、宇宙、開発協力・人道援助
加盟国がEUの枠内で政策を調整する領域	経済政策、雇用政策、社会政策
EUが加盟国の行動を支援、調整、補充する領域	人の健康の保護と向上、産業、文化、観光、教育・職業訓練・青年・スポーツ、防災、行政協力
立法権を伴わないEUの権限領域（政府間協力）	共通外交・安全保障政策

出典：駐日欧州委員会代表部、「EU と加盟国の権限分担」『ヨーロッパ』255号（2008年）、26頁。

さて、2012年から2013年にかけては、EUにおける海洋生物資源保護及び漁業政策に関し、二つの重要な立法措置が採られた。即ち、「持続可能でない漁業を容認する国家に対する漁業資源保護目的で執られる措置に関する規則<sup>3</sup>」（2012年）及び「（改正）共通漁業政策に関する規則<sup>4</sup>」（2013年）である。本章では、以下、これらの規則の成立過程及び概要を中心に概観する。なお、改正された新共通漁業政策の和文仮訳（翻訳：海洋政策研究財団）

<sup>1</sup> EU法の概要、統治機構及び手続等に関しては以下の文献を参照のこと。庄司克宏、『新EU法 基礎篇』（岩波書店、2013年）、xiii+375頁。中西優美子、『EU法』（新世社、2012年）、xiv+379頁。

<sup>2</sup> 駐日欧州委員会代表部、「EU と加盟国の権限分担」『ヨーロッパ』255号（2008年）、26頁、参照。

<sup>3</sup> 同規則は、2012年9月25日に採択、同年10月25日に署名、及び、同年11月17日に発効した。なお、同規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 1026/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2012 on certain measures for the purpose of the conservation of fish stocks in relation to countries allowing non-sustainable fishing である。

<sup>4</sup> 同規則は、2013年12月10日に採択、同年12月11日に署名、同年12月29日に発効、及び、2014年1月1日より適用されている。なお、同規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 1380/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC である。

については、本報告書別冊の参考資料編を参照されたい。

## 1. 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業に対する措置

### (1) 現状認識及び IUU 漁業規制に至る経緯

国際法上、既に慣習国際法となっている規則を除き、原則として、条約は締約国のみを拘束し、第三国を拘束しない。即ち、条約の非締約国は、当該条約を遵守する義務を負わない。例えば、漁業に関する規則を有する国連海洋法条約（1982 年）や国連公海漁業協定（1995 年）についても、条約の締約国のみを拘束する。従って、条約に定められた漁業資源の保存管理に関する規則から逃れようとする漁船は、条約の非締約国に船籍を移し、条約の枠外で、違法・無報告・無規制漁業（Illegal, Unreported and Unregulated Fishing : 以下、IUU 漁業とする。）と呼ばれる無秩序・無規制な漁獲を行うようになる。このような船舶の増加は海洋生物資源の乱獲に繋がり、海洋生物資源保護及び持続可能な漁業という観点から問題があるとされてきた。しかし、このような船舶の船籍国は条約の非締約国であるため、直接に条約を適用することはできない。また、各条約の締約国ではあっても、いわゆる便宜置籍国と呼ばれる一部の国家は、条約上の規定を適切に遵守していない場合も存在する。このような国家を船籍国とする船舶に対応するため、近年、様々な国際機関等において IUU 漁業を廃絶するための取組が行われるようになってきた。

この点、近年、EU 域内に輸入される水産物の約 1 割弱程度が IUU 漁業を起源とするものであるとの推定から、EU は IUU 漁業を海洋生物資源保護及び持続可能な漁業に対する深刻な脅威であると位置づけ、適切に対処する必要があるとの方針を示してきた。そのため、EU は、2008 年以降、これらの IUU 漁業を防止、抑止及び廃絶するために三つの規則を採択した。即ち、「IUU 漁業規則第 1005/2008 号」（2008 年）、「共同体水域外における共同体漁船の漁業活動及び第三国漁船の共同体水域のアクセスの承認に関する規則第 1006/2008 号」（2008 年）及び「共同体水域における共通漁業政策の遵守のための共同体管理システムを確立するための規則第 1224/2009 号」（2009 年）である。

とりわけ、IUU 漁業規則は 2010 年 1 月 1 日に全面施行されたが、これらの規則だけでは IUU 漁業を完全に防止、抑制及び排除することは困難であった。この点、EU は、国連海洋法条約及び国連公海漁業協定は、沿岸国及び公海において漁獲を行う国に対し、締約国相互間及び地域漁業管理機関等を通じた一部の海洋生物資源保護を義務付けているものの、全ての関係国による合意形成及び合意の履行が困難に直面することも多いと指摘する<sup>5</sup>。そのため、EU は条約上の義務や合意を誠実に履行しない国家に対して実効的な（対抗）措置を執る必要があるとし、このような国家に対する措置を執ることを可能にするための規則案を提示するに至った。

---

<sup>5</sup> European Commission, “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on certain measures in relation to countries allowing non-sustainable fishing for the purpose of the conservation of fish stocks” dated 14 December 2011, COM(2011) 888 final, 2011/0434 (COD), p.2.



## (2) 「持続可能でない漁業を容認する国家に対する漁業資源保護目的で執られる措置に関する規則」概要<sup>6</sup>

本規則は、前文及び九つの条文から構成されている。まず、規則では、その主題及び射程範囲を、EU 及び第三国の共通利益たる資源保護を長期に亘って確保するため、第三国の漁業関連活動及び政策に対し一定の措置を採択する枠組を構築することにあるとする（第1条）。そして、本規則における「共通利益たる資源」「近縁属」「地域漁業管理機関」「輸入」「積替」「持続不可能な国家」「生物学的利用限界」「国家」及び「持続可能でない漁業を容認する国家」について定義する（第2条・第3条）。これらを前提として、本規則が具体的に執りうる措置として、①持続可能でない漁業を容認する国家の認定、②必要に応じ、措置を適用すべき当該国家の船舶の特定及び認定、③当該国家の管理下で漁獲された共通利益たる漁業資源の輸入制限、④当該国家の管理下で漁獲された共通利益たる漁業資源の近縁属及び加工物の輸入制限、⑤当該国家の管理下で漁獲された共通利益たる漁業資源、近縁属及び加工物を運搬する船舶の EU 域内港湾の利用制限、⑥EU 域内の事業者による当該船籍漁船の購入禁止、⑦EU 加盟国船籍漁船の当該国家船籍への変更禁止、⑧EU 加盟国による、EU 域内事業者所有船舶の当該国家事業者への貸与契約締結の認可禁止、⑨EU 加盟国船籍漁船及び漁具等を、当該漁業資源を採捕するために用いる目的での当該国家への輸出禁止、⑩EU 域内事業者による、EU 加盟国船籍漁船を当該国家における漁業活動を使用可能にする契約締結禁止、及び、⑪EU 加盟国船籍漁船及び当該国家漁船による共同操業の禁止を列挙している（第4条）。なお、欧州委員会（EC）が第4条に基づき措置を執る必要があると考える場合、EC は当該国家に対しその旨通知するとともに、当該国家による一ヶ月以内の書面の回答及び是正措置を執るための猶予を与えるものとされている（第6条）。

## (3) 本規則発効後の状況

本規則は 2012 年 11 月 17 日に発効したが、発効直前の同年 11 月 15 日、EC は IUU 漁業規則に基づき、EU 非加盟国（第三国）である、ベリーズ、カンボジア、フィジー、ギニア、パナマ、スリランカ、トーゴ及びバヌアツの 8 ヶ国に対し、IUU 漁業の廃絶等に対し非協力的と考えられると認定する決定（警告）を行った<sup>7</sup>。この決定は、それまで当該国家との非公式協議によって IUU 漁業廃絶を目指してきた EC が、初めて当該国家に対し公式の手續に則って措置を執ったことを意味する。そして、約 1 年後の 2013 年 11 月 26 日、これら 8 ヶ国のうち、ベリーズ、カンボジア及びギニアの 3 ヶ国に対し、非協力的第三国としての認定を行った。同時に、EC は、EU 理事会に対し、当該国家に対する貿易措置として、当該国家船籍船によって採捕された漁獲物の EU 域内への輸入禁止措置の採択を提案した。なお、残る 5 ヶ国（フィジー、パナマ、スリランカ、トーゴ及びバヌアツ）は、違法漁業に

<sup>6</sup> 本規則制定過程及び概要については、以下を参照のこと。植月 献二、「【EU】持続不可能な漁業を容認する国に対する措置を定める規則」『外国の立法』（2012 年 11 月）。

<sup>7</sup> European Commission Press Release, “Commission warns countries over insufficient action to fight illegal fishing” (IP/12/1215) dated 15 November 2013.

対する新たな国内法の制定や監視・管理・取締体制の強化といった措置を行ったため、EC は、これらの国家との対話期間を 2014 年 2 月末まで延長し、同年春に進捗状況の評価を行うこととした。また、同日、EC は、韓国、ガーナ及びキュラソー島（オランダ自治領）に対し、新たに、IUU 漁業の廃絶等に対し非協力的と考えられると認定する決定（警告）を行った。

この他、EU は、IUU 漁業廃絶に向け、EU 非加盟国との協力関係構築を積極的に行う姿勢を示している。例えば、2012 年 7 月 11 日、日本政府（郡司彰農林水産大臣）とマリア・ダマナキ欧州委員（海事・漁業担当大臣）は、日本・EU の双方が協力して、水産資源の国際的管理及び違反漁業対策を積極的に推進するためのハイレベル対話を行い、会談の成果文書として「違法、無報告及び無規制（IUU）漁業問題への取組に関する共同声明」に署名した<sup>8</sup>。この声明においては、次の四点、即ち、①世界規模の漁獲能力の管理、②寄港国措置の採択と実施の促進、③トレーサビリティ制度の強化による IUU 漁獲物の流通防止、及び、④他の主要市場国と協力した IUU 漁業対策の強化について日・EU 双方が協力を行うことが盛り込まれている。

## 2. 共通漁業政策（CFP）の改正

### （1）共通漁業政策（CFP）改正に至る経緯

CFP は、当初、共通農業政策（CAP）において取扱われてきたが、次第に漁業に固有の問題を取扱う必要性が生じたこと等に鑑み、1983 年に初めて CFP として独立した政策が執られるようになったものである<sup>9</sup>。CFP の主な目的は、次の四点、即ち、①過剰な漁獲の防止による海洋資源の管理・保護、②漁業従事者の収入の確保、③消費者と関連の加工業者に対する水産物の安定的な供給及び適正価格の維持、及び、④生物学的・環境的・経済的に持続可能な海洋資源の開発であり、とりわけ、今日の漁業により将来の海洋資源を枯渇させず、海洋資源の管理・保護を行うことを最重要視している<sup>10</sup>。

1983 年に初めて策定された CFP は約 10 年ごとに見直しされており、1992 年及び 2002 年の二度改定されている。現行 CFP は 2002 年に策定されたものであるが、現行 CFP の最大の失敗点は乱獲が横行し、地中海漁業資源の 80%、大西洋漁業資源の 47%が乱獲されているという点にあった<sup>11</sup>。このため、漁獲量の持続可能な資源水準までの削減及び確実な科学

<sup>8</sup> 同声明の英文名は、“Joint Statement on Efforts to Combat Illegal, Unreported and Unregulated (IUU) Fishing”である。なお、同声明本文は、以下にて確認することができる。[英文]

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/pdf/120711-01.pdf> [和文（仮訳）]

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/pdf/120711-02.pdf>（2014 年 3 月 10 日確認済）。

<sup>9</sup> 共通漁業政策の見直し過程及び概要については、以下を参照のこと。武田美智代、「【EU】業通漁業政策の見直し」『外国の立法』（2013 年 5 月）。

<sup>10</sup> 駐日欧州委員会代表部、「欧州の漁業政策」『EU MAG』2012 年 10 月号。<http://eumag.jp/feature/b1012/>（2014 年 3 月 10 日確認済）

<sup>11</sup> European Parliament, Press Release, “Stop overfishing: MEPs vote for ambitious reform”, Plenary Session dated 6 February 2013.

[http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20130201IPR05571/20130201IPR05571\\_en.pdf](http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20130201IPR05571/20130201IPR05571_en.pdf) (as of 10 March 2014)

データに基づく長期計画の策定のため、2008年9月、EUは次期CFP策定のための議論を開始し、2009年4月には、グリーンペーパー（緑書）「共通漁業政策の改革」が公表された。その後、2011年7月、ECはCFPの改革案を提示し議論が続けられた結果、2013年2月6日、欧州議会は、同改革案を一部修正の上可決した。その後、同年5月31日、欧州議会、閣僚理事会及びECは、CFP改革案に関する暫定合意がなされ、同年7月15日、閣僚理事会は、欧州議会とのCFP改革に関する政治協定を承認した。そして、同年12月10日、欧州議会にてCFP改革案が本会議における投票を経て承認された<sup>12</sup>。なお、2014年1月1日、新CFPが施行された。

## （2）新共通漁業政策（CFP）の概要

このような経緯を経て策定された新CFPの概要は以下の通りである。新CFPは、「第一部 総則」「第二部 海域へのアクセス」「第三部 海洋生物資源保全及び持続可能な開発のための措置」「第四部 漁獲能力の管理」「第五部 漁業管理の科学的根拠」「第六部 対外政策」「第七部 水産養殖」「第八部 共通市場組織」「第九部 管理及び執行」「第十部 財政手段」「第十一部 諮問機関」「第十二部 手続規定」及び「第十三部 最終規定」から構成されている。

この中で特徴的な規定としては以下が挙げられる。

まず、CFPの目的を、漁業及び水産養殖活動が、環境的に長期間持続可能、且つ、経済的、社会的及び雇用面に利益をもたらすとともに食糧の安定供給に寄与することにあるとする（第2条1項）。また、CFPは、最大持続生産量（MSY）を上回るレベルでの海洋生物資源の保存及び維持を行うという目標が設定され、可能な限り2015年までに、遅くとも2020年までにこの目標を達成するとされている（第2条2項）。

また、海洋投棄及び水揚げに関する義務として、2015年から2019年までの4年間で段階的に、原則として一旦漁獲した魚を海洋投棄することを禁止することが定められた（第15条）。併せて、科学的根拠に基づいて漁獲機会が各加盟国に割り当てられること（第16・17条）や科学的根拠に基づいて漁獲管理が行われること等が規定されている。

さらに、EU域内における加盟国間の協力について明記され、本CFPに基づき実施される措置の地域協力や共通市場組織の創設、法令遵守のための専門家グループについて定められている。

---

<sup>12</sup> European Parliament, Press Release, “Green light for new sustainable EU fisheries policy from 2014”, Committees Committee on Fisheries, Plenary Sessions dated 10 December 2013.  
[http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20131206IPR30075/20131206IPR30075\\_en.pdf](http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20131206IPR30075/20131206IPR30075_en.pdf) (as of 10 March 2014)





## 第4章 英国における海洋政策の動向

英国においては、2009年11月12日に海洋及び沿岸アクセス法（Marine and Coastal Access Act 2009：以下、MCAAとする。）が制定されたことにより、英国内における一元的な海洋管理に向けた一歩が開始されたと言えよう。とりわけ、2012年から2013年にかけては、英国初の海洋空間計画となる「東部沿岸及び東部沖合に関する海洋空間計画」策定に向けた動きが大詰めを迎えるとともに、再生可能エネルギーを利用した海洋発電施設の実用化・商用化に向けた動きや、英国初の海洋保全区（MCZ：Marine Conservation Zones）の設定など、MCAAに基づく法執行活動が具体性を帯びてきた。

そこで、本章では、MCAAが制定されたことに伴い、現在の英国国内法における海洋関連法体系及び英国内の各海域区分がどのように規定されているのかといった点について確認するとともに、英国における海洋空間計画策定に係る最近の動向について概観することとする。なお、本章では、英国（国内）法の語は、原則として「イングランド法」を指すものとする<sup>1</sup>。日本では、英国あるいはイギリスという語を用いる場合、通常、「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」のことを指している。しかし、同国の領域は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドを包含するものであり、また、この他に海外領土及び王室属領も存在する。そして、これらの各地域・領土等には、一部、固有の法が存在している。従って、海洋関連国内法についても、一部の分野に関する法令は、それぞれの地域にのみ適用されることとなっている。以下では、いわゆるイングランド法における海洋関連法についてのみ言及していることを付言する。

### 1. 海洋関連法制定の歴史

海洋関連条約に関し、英国政府は、1958年9月9日、領海条約、公海条約、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約及び大陸棚条約に署名した。このうち、領海条約、公海条約、及び、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約については、1960年3月14日に批准した<sup>2</sup>。また、英国政府は、1964年5月11日に大陸棚条約を批准したため、同年6月10日に同条約は英国に対して発効した。さらに、英国政府は、1997年7月25日に国連海洋法条約に加入したため、同年8月24日に同条約は英国に対して発効した。

また、以下の通り、英国政府は、海洋に関連する多くの法を制定している（表1参照）。このうち、いくつかの法律については、MCAAの施行によって所掌官庁が以前と変更されていることに留意が必要である。

<sup>1</sup> 例えば、英国法体系に関する入門書として以下が挙げられる。田島裕、「イギリス法入門〔第2版〕」（信山社、2009年）、xvii+237+72頁。

<sup>2</sup> なお、領海条約は1964年9月10日に、公海条約は1962年9月30日に、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約は1966年3月20日に、それぞれ発効している。

表1 英国主要海洋関連国内法一覧

制定年月日	法令名
1878.08.16	領水管轄権法
1949.11.24	沿岸保護法
1961.07.27	クラウン・エステート法
1964.06.10	港湾法
1967.10.27	海水魚（保存）法
1967.10.27	海における漁業（貝類）法
1968.12.18	海における漁業法
1969.04.15	大陸棚法
1970.05.29	あざらしの保存に関する法律
1981.10.30	野生生物及び田園地帯法
1981.07.02	漁業法
1985.07.16	食品・環境保護法
1987.05.15	領海法
1989.07.27	電気事業法（第36条）
1989.07.27	大陸棚法
1992.03.16	海における漁業（野生生物保存）法
2004.07.22	エネルギー法（第95条）
2008.11.26	都市計画法
2009.11.12	海洋及び沿岸アクセス法（MCAA）
2010.03.01	生息地及び種の保存に関する規則
2011.12.14	公的機関改革法

（著者作成）

## 2. 英国国内法における海域区分

英国国内法における海域区分は、原則として国連海洋法条約（1982年）に基づいているものの（図1参照）、一部、英国国内法独自の海域区分が行われている（図2参照）。なお、前浜（foreshore）の一部及び領海の海底及びその下は、国家の所有ではなく王室財産であり、また、排他的経済水域（以下、EEZとする。）における主権的権利の一部も王室に属するため、これらの海域における探査・開発にあたっては、クラウン・エステート法（1961年）に基づき、王室財産を管理するクラウン・エステートが許認可や管理を行っていることに留意が必要である（表2参照）。

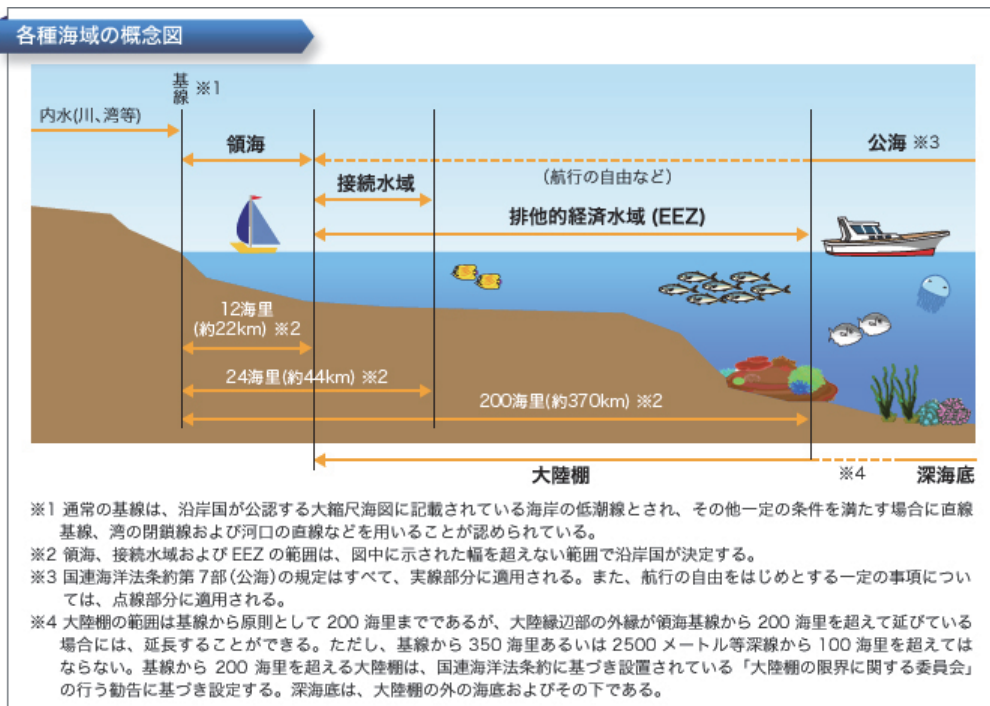


図1 国連海洋法条約における海域区分

出典：外務省「わかる！国際情勢 Vol.61 海の法秩序と国際海洋法裁判所」ウェブサイト  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol61/>

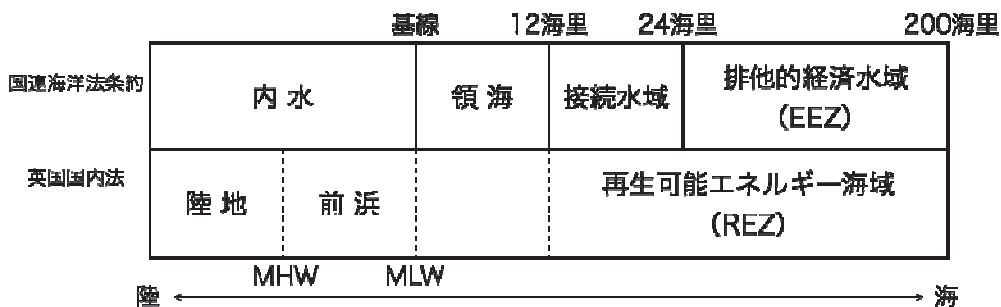


図2 英国国内法における独自の海域区分

(著者作成)

表2 クラウン・エステートが所有あるいは管理する海域

財産 (海域)	概要
前浜 <sup>3</sup>	英国の前浜の約半分を所有
領海の海底	実質上、低潮線から 12 海里までの英国の海底 <sup>4</sup>
大陸棚及びその他の領域的権利	海底における英国の主権的権利及び大陸棚法 (1964 年) 及びエネルギー法 (2004 年・2008 年) によって規定される資源

注：The Crown Estate, “Schedule of The Crown Estate’s properties rights and interests July 2013”  
<http://www.thecrownestate.co.uk/media/206857/schedule-of-properties-rights-and-interests.pdf> を基に著者作成

<sup>3</sup> 英国国内法上、原則として、前浜とは、平均高潮線と平均低潮線間の海域を指す。但し、スコットランドにおいては、大潮平均高潮線 (MHWS) と大潮平均低潮線 (MLWS) の間の海域を前浜としている。なお、オークニー諸島及びシェトランド諸島においては、王室は前浜の所有権を主張していない。

<sup>4</sup> なお、クラウン・エステートが所有する海底財産に炭化水素 (石油、ガス及び石炭) は含まれない。

### 3. 海洋空間計画策定に向けた最近の動向

さて、2009年に制定されたMCAAに基づき、現在、英国（イングランド）では、10の海域において海洋計画の策定手続が進められている。これまでに策定手続が開始されたのは、「東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画」（図3参照）及び「南部沿岸及び南部沖合に関する海洋計画」（図4参照）の二つの海域である。

このうち、2011年に策定手続が開始された「東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画」に関しては、2013年に手続が大詰めを迎えた。2013年7月には、当初の予定より若干遅れてではあるが、同計画の（審議用）草案が英国海洋管理機構（MMO：Marine Management Organisation）のウェブサイトを通じて公開され、パブリックコメントの受付が開始された。また、これと併行する形で、同年7月16日から10月8日にかけて関連各地域において同草案に対する公開審議・協議が開催された。これらの審議やパブリックコメントを受け、現在、MMOでは同草案を修正する作業を行っている。MMOによると、2014年の早い段階で、計画が公式に採択される予定とのことであるが、2014年3月10日現在、同計画は未だ採択されていない。なお、2013年7月に公開された同計画草案目次は以下の通りである（表3参照）。

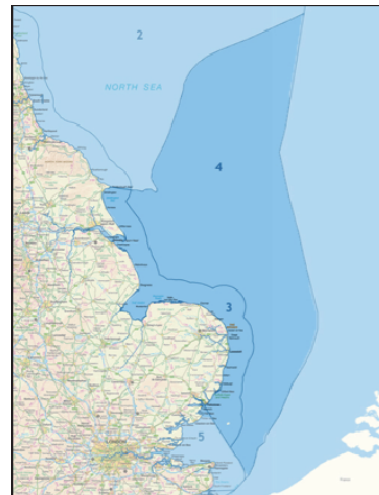


図3 「東部沿岸及び東部沖合海洋計画」海域  
出典：英国海洋管理機構ウェブサイト  
(<http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/cast.htm>)

また、2012年に東部海域に続き二番目の海洋計画策定海域となることが公表された「南部沿岸及び南部沖合に関する海洋計画」については、2013年9月24日、「南部沿岸江予備南部沖合海洋計画総分海域：南部計画分析報告書」と題する報告書が公表され、同報告書に対する審議が開始された。なお、同年11月18日、同報告書に対する協議は終了している。今後は、具体的な計画草案の作成に向けて手続が順次進められる予定である。

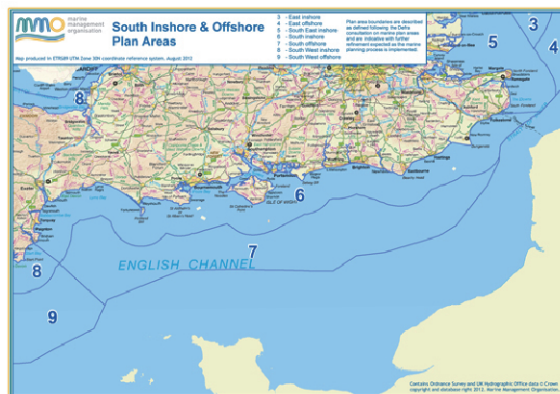


図4 「南部沿岸及び南部沖合海洋計画」海域  
出典：英国海洋管理機構ウェブサイト  
(<http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/south.htm>)

表3 「東部沿岸及び東部沖合海洋計画草案」目次

第1章：背景及び概観	3.1 経済
序論	3.2 社会及び文化
東部沿岸海洋計画及び東部沖合海洋計画の効果	3.3 環境
国家政策の状況	3.4 気候変動
東部沿岸海洋計画海域及び東部沖合海洋計画海域	3.5 ガバナンス
東部沿岸海洋計画海域	3.6 防衛
東部沖合海洋計画海域	3.7 石油及びガス
二つの海洋計画、一つの計画文書	3.8 沖合風力再生可能エネルギー施設
海洋計画の発展	3.9 潮力及び波力
海洋計画における証拠の使用	3.10 二酸化炭素の回収及び貯蔵（CCS）
海洋計画の構造、補助文書及び関連文書の概要	3.11 港湾及び海運
第2章：見通し及び目的	3.12 浚渫及び処分
2033年の見通し（草案）	3.13 砂利
2033年にこれをどのように取扱うか？	3.14 海底電線
目的—背景及び発展	3.15 漁業
目的（草案）	3.16 農業
第3章：計画方針	3.17 観光及び娯楽
役割及び範囲	第4章：履行、監視、点検及び証明
決定及び方針を適用する機関	用語解説及び略称
既存の方針及び措置	用語解説
構造及び内容	略称
地図	

注：英国海洋管理機構ウェブサイト掲載の同草案に基づき著者仮訳  
 ([http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east\\_draftplans.pdf](http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans.pdf))





## 第5章 フランスにおける海洋政策の動向

2012年5月のオランダ政権誕生からほぼ2年が経過しようとしているが、海洋政策の全般的方向性についてはサルコジ政権下からの大きな転換は見られないことは前年度の報告書<sup>1</sup>で確認した通りである。したがって、フランスの海洋政策に関する基礎的事項（地理情報、統治機構制度、行政区分など）およびサルコジ政権下から現在まで続く海洋政策の全般的方向性については、引き続き平成23年度の報告書における解説<sup>2</sup>を参照されたい。

以下では、2013年度のフランスにおける主要な海洋政策の動向について紹介する。とは言え、前年度に引き続き海洋問題を所管するエコロジー省（MEDDE）大臣が更迭されるなど政権内部での混乱が見られ、海洋政策に関する動きは全般的に言って乏しいものであったので、そのことを最初に確認する（1）。続いて、重要性の高い海洋政策分野として海洋保護区（2）および洋上風力発電（3）について、それぞれ最近の動向を前年度に引き続き紹介する。

なお、本章で引用する法令（法律・デクレ・アレテ）<sup>3</sup>およびウェブサイト上の情報は全て、2014年3月1日時点のものである。

### 1. オランダ政権下での海洋政策の動向——停滞？

2013年7月2日、オランダ大統領は海洋政策を所管するエコロジー・持続可能開発・エネルギー省（MEDDE, le Ministère de l'Écologie, du Développement durable et de l'Énergie）の大臣であったデルフィーヌ・バト（Delphine Batho）を解任し、後任としてフィリップ・マルタン（Philippe Martin）を任命した。その公式の理由としては、彼女がラジオ番組において2013年度予算を批判したことで——実際、MEDDEの予算額は全体的にも海洋分野に限っても減少している——閣内不一致の状態が生じたためであるとの説明がなされた。しかし非公式の理由として、彼女が海底におけるシェールガス開発のための許可を取り消すなど、環境重視でエネルギー開発に消極的であったことによって産業界から排斥の圧力があったということがメディア上で指摘され、本人も退任後に同様のことを示唆している。エネルギー政策に起因すると見られるMEDDE大臣の交代はオランダ政権下で早くも2度目であり<sup>4</sup>、フランス政府において今後どのような方針が採られるのかが注目される。

<sup>1</sup> 24年度報告書「第1部第5章：フランスにおける海洋政策の動向」（執筆：堀井進吾）

<sup>2</sup> 23年度報告書「第1部第4章：フランスにおける海洋政策の動向」（執筆：堀井進吾）。

<sup>3</sup> 政府の法令サイト（<http://www.legifrance.gouv.fr/>）から入手可能である。なお、「デクレ」とは大統領または首相が発する執行的決定、「アレテ」とは各省大臣または他の行政庁が発する執行的決定である。

<sup>4</sup> 1度目の交代は2012年6月に行われており、ニコル・ブリック（Nicole Bricq）が貿易大臣に転任する形でMEDDE大臣の任を解かれている。体裁上は更迭ではなく内閣改造の一環とされたが、オランダ政権発足（2012年5月）からわずか1ヶ月でのこのような転任は異例であり、実際フランスのメディア上では彼女の環境重視のエネルギー政策を嫌った産業界からの圧力が原因である旨が指摘された。



以上のような政治的混乱を反映してか、2013年度の海洋政策の進展はあまり順調とは言えないように思われる。実際、海洋保護区や洋上風力発電に関する政策は当初のタイムテーブル通りには進んでおらず（後述）、また2013年1月に設置された海洋問題に関する国家レベルの諮問機関である海洋沿岸国民評議会（CNML, Conseil national de la mer et des littoraux）<sup>5</sup>についても、設置から半年後の7月18日にようやく第2回会合が開催されたに留まる。

## 2. 海洋保護区政策をめぐる近年の動向

海洋保護区政策については、その創設目標——2020年までに管轄海域の20パーセント、中間目標として2012年までに10パーセント——は前年度に引き続き達成されておらず、2013年の海洋自然公園の新規創設はゼロであった<sup>6</sup>——ただし、ヌヴェルカレドニ（ニューカレドニア）については、2014年4月の創設に向けた作業が進展している<sup>7</sup>。

とは言え、既に創設された5つの海洋自然公園——①イロワーズ、②マイヨット、③リヨン、④グロリューズ、⑤ピカール河口・オパール海——においては管理評議会（conseil de gestion）の開催などの管理実践が漸進的に積み重ねられている。そこで以下では、それぞれの海洋自然公園の最近の活動について簡潔に紹介しておく。

- ・2013年1月22日、イロワーズ海洋自然公園の管理評議会の会合が開催。議長の再選、2013年の活動報告の承認などがなされた<sup>8</sup>。
- ・2013年2月22日、グロリューズ海洋自然公園の管理評議会の第1回会合が開催。議長などの選任が行われた<sup>9</sup>。
- ・2013年7月10日、海洋保護区局の行政理事会がマイヨット海洋自然公園の管理計画を承認した<sup>10</sup>。
- ・2013年7月12日、ピカール河口・オパール海海洋自然公園の管理評議会の第1回会合が開催。議長などの選任、管理計画の策定などについて議論がなされた<sup>11</sup>。
- ・2013年10月3日、ピカール河口・オパール海海洋自然公園の管理評議会の会合が開催。

<sup>5</sup> 詳しくは、前年度の報告書（38頁）を参照されたい。

<sup>6</sup> 海洋保護区およびその1類型である海洋自然公園については、前年度の報告書（31-35頁）を参照されたい。

<sup>7</sup> <http://www.aires-marines.fr/Actualites/Parc-naturel-de-la-mer-de-Corail-en-Nouvelle-Caledonie-les-travaux-ont-repris>

<sup>8</sup> <http://www.parc-marin-iroise.fr/Actualites/Reelection-de-Pierre-Maille-a-la-presidence-du-Parc>

<sup>9</sup> <http://www.aires-marines.fr/Actualites/Installation-du-conseil-de-gestion-du-Parc-naturel-marin-des-Glorieuses>

<sup>10</sup> <http://www.aires-marines.fr/L-Agence/Organisation/Parcs-naturels-marins/mayotte/Actualites/Le-conseil-d-administration-de-l-Agence-adopte-le-plan-de-gestion-du-Parc-naturel-marin-de-Mayotte>

<sup>11</sup> <http://www.aires-marines.fr/Actualites/Parc-naturel-marin-des-estuaires-picards-et-mer-d-Opale-premier-conseil-de-gestion>

事務局長の選任、浚渫活動への許可などについて議論がなされた<sup>12</sup>。

- ・2014年1月24日、イロワーズ海洋自然公園の管理評議会の会合が開催。企業からの活動許可申請に対する同意見解の付与などがなされた<sup>13</sup>。
- ・2014年1月24日、ピカール河口・オパール海海洋自然公園の管理評議会の会合が開催。アザラシの乱獲についての議論、浚渫活動に対する同意見解の付与などがなされた<sup>14</sup>。
- ・2014年1月31日、イロワーズ海洋自然公園が、年間のヴィジョンや公園の長期的な健全性について記載されたバランスシート (tableau de bord) の第3版を発表<sup>15</sup>。
- ・2014年2月27日、マイヨット海洋自然公園の管理評議会の会合が開催。2013年活動報告や2014年活動計画の承認などがなされた<sup>16</sup>。

また、2013年10月21日から27日まで、マルセイユおよびコルス島において第3回の海洋保護区に関する国際会議 (Impac 3) が開催された<sup>17</sup>。

### 3. 洋上風力発電をめぐる近年の動向

#### (1) 本土沿岸域での洋上風力発電施設建設

フランスでは、本土沿岸域での洋上風力発電施設の建設および運営を請け負う事業者を募る入札募集がこれまで2回行われている。第1回の入札募集は2011年7月に発表され、入札期限の2012年1月11日までに5つの海域について合計10の入札がなされたのを受けて、選考の結果2012年4月に4つの海域について落札企業が決定された（1つの海域については落札企業なしとされた）<sup>18</sup>。第2回の入札募集は2013年3月に発表され、当初の予定では同年9月が入札期限で2014年1月が落札企業の決定とされていたが、本章の執筆時点（2014年3月1日）でMEDDEのウェブサイト上ではそうした進展は確認されていない。

#### (2) 洋上再生可能エネルギーをめぐる法的状況および課題

2013年3月にMEDDEの下で発表された研究報告書<sup>19</sup>において、洋上再生可能エネルギー（洋上風力発電以外も含む）をめぐるフランス国内の法的状況およびその課題が検討され

<sup>12</sup> <http://www.aires-marines.fr/L-Agence/Organisation/Parcs-naturels-marins/Parc-naturel-marin-des-estuaires-picards-et-de-la-mer-d-Opale/Actualites/Conseil-de-gestion-du-Parc-marin-des-estuaires-picards-et-de-la-mer-d-Opale>

<sup>13</sup> <http://www.parc-marin-iroise.fr/Actualites/Conseil-de-gestion-du-24-janvier-2014>

<sup>14</sup> <http://www.aires-marines.fr/L-Agence/Organisation/Parcs-naturels-marins/Parc-naturel-marin-des-estuaires-picards-et-de-la-mer-d-Opale/Actualites/Conseil-de-gestion-du-Parc-naturel-marin-des-estuaires-picards-et-de-la-mer-d-Opale>

<sup>15</sup> <http://www.parc-marin-iroise.fr/Actualites/Tableau-de-bord-comment-va-l-Iroise-en-2014>

<sup>16</sup> <http://www.aires-marines.fr/L-Agence/Organisation/Parcs-naturels-marins/mayotte/Actualites/Conseil-de-gestion-du-27-fevrier-2014>

<sup>17</sup> 詳しくは、本報告書第2部第4章2を参照されたい。

<sup>18</sup> 詳細な入札手続や選考基準などについては、前年度の報告書(35-37頁)を参照されたい。

<sup>19</sup> Rapport de la mission d'étude sur les énergies marines renouvelables, pp.75-79, available at [http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/RAPPORT\\_ENERGIES\\_MARINES\\_2013.pdf](http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/RAPPORT_ENERGIES_MARINES_2013.pdf)

ており、日本における取組みを考える上でも有益と思われるので紹介しておきたい。

フランスの領海は海洋公産 (Domaine public maritime) とされ、私人が海洋公産を占有するための手続は2つ存在する。第1は一時的占有許可 (l'autorisation d'occupation temporaire) を得ることであるが、この期限は最長で5年であり、長期間に渡る発電施設の建設・運用などには適さないと思われる。第2は2004年3月29日のデクレ<sup>20</sup>によって制度化された港湾外海洋公産利用のコンセッションであり、その期限は最長30年であるほか、環境影響評価や一般公衆へのアンケート実施などが義務付けられている。

現行法上、洋上発電施設の建設に特化した法規則が存在しないため、陸上における行政手続がそのまま準用されることになるが、実際のところその適用は円滑ではない。海洋利用調整のための法的枠組が存在せず、むしろ複数の法制度が複雑に絡み合っている。洋上再生可能エネルギーの開発に際しては国内法、EU法、国際法、海洋法が絡み合い (国内法についてはさらに公法人の所有権に関する法、エネルギー法、都市計画法、環境法に細分化される)、さらに送電線・電力利用・エネルギー関税・国家補助金に関する様々な規制の網の目がそこに加わる。その結果として、例えば、洋上発電施設の建設のためには環境法典や都市計画法典上の義務を同時に履行しなければならず、そこでは環境影響評価やアンケート実施の義務が別々に課されている。

こうした課題を解決するため、報告書では、①エネルギー法典に洋上再生可能エネルギーのための1章を設けて、既存の様々な手続 (国有地、発電、環境、送電線、都市計画) を再編成する、②計画・手続・開発者のための「総合窓口 (guichet unique)」を設置する、③法的・市場的観点における国家の指導機関の権限及び資源を強化する、といったことが提言されている。

なお、上記報告書の発表後の2013年7月10日の大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ<sup>21</sup>によって、領海のみならずEEZにおける洋上風力発電施設などの建設の可能性も開かれたが、その開発条件などを定める法規則の制定については依然として今後の課題とされている。

### (3) 浮体式洋上風力発電技術の発展のための取組み

2013年11月6日に国家再生可能エネルギー委員会 (CNEM, Comité national des énergies renouvelables en mer) の第1回会合が開催され、そこでMEDDE大臣のフィリップ・マルタンは浮体式洋上風力発電 (éolien en mer flottant) のロードマップを発表した<sup>22</sup>。これは、浮

<sup>20</sup> Décret n°2004-308 du 29 mars 2004 relatif aux concessions d'utilisation du domaine public maritime en dehors des ports.

<sup>21</sup> Décret n° 2013-611 du 10 juillet 2013 relatif à la réglementation applicable aux îles artificielles, aux installations, aux ouvrages et à leurs installations connexes sur le plateau continental et dans la zone économique et la zone de protection écologique ainsi qu'au tracé des câbles et pipelines sous-marins.

<sup>22</sup> [http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/2013-11-06\\_CP\\_EMR.pdf](http://www.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/2013-11-06_CP_EMR.pdf)

体式洋上風力発電の技術を発展させ中期的に商業化の前段階まで到達することを目標としており、その手始めとして、翌12月の下旬からMEDDEのウェブサイト上での情報の募集（demande d'information）が開始された<sup>23</sup>。

#### 4. 今後の展望

以上、2013年度のフランスの海洋政策の動向について紹介した。今後も、海洋を経済発展・雇用創出の場として捉えるというサルコジ政権から不変の方針に基づいて海洋政策が推進されるものと予測されるが、オランド政権の誕生以降やや停滞気味に見える各政策の進捗状況には引き続き注視が必要であると思われる。

---

<sup>23</sup> <http://www.developpement-durable.gouv.fr/Eolien-flottant-demande-d.html>



## 第6章 ドイツにおける海洋政策の動向

ドイツ連邦共和国（以下、ドイツとする。）は、1949年5月23日に成立した「ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland : GG）」を憲法典とする連邦国家であり<sup>1</sup>、16の自治権を持つ連邦州（ベルリン及びハンブルクは一つの市で州を構成する特別州（都市州）、ブレーメン州はブレーメンと飛び地であるブレーマーハーフェンから成る都市州）から構成されている。また、ドイツは、北東部でバルト海に、北西部で北海にそれぞれ面している（図1参照）。

連邦国家であるドイツにおいては、その領土・領海は各州が管轄権を有する（連邦空間整序法第8条1項）。また、排他的経済水域（以下、EEZとする。）については連邦が管轄権を有する（連邦空間整序法第3節）。このため、ドイツ領海のうち、北海についてはニーダーザクセン州（NS州）及びシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州（SH州）の管轄権が及び、バルト海についてはシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州（SH州）及びメクレンブルク＝フォアポンメルン州（MV州）の管轄権が及ぶこととなる。ドイツ各海域における管轄主体については以下の通りである（図2参照）。



図1 ドイツ各州の構成・位置図  
出典：在ドイツ日本国大使館ウェブサイト  
(<http://www.de.emb-japan.go.jp/nihongo/konsular/koukan.html>)

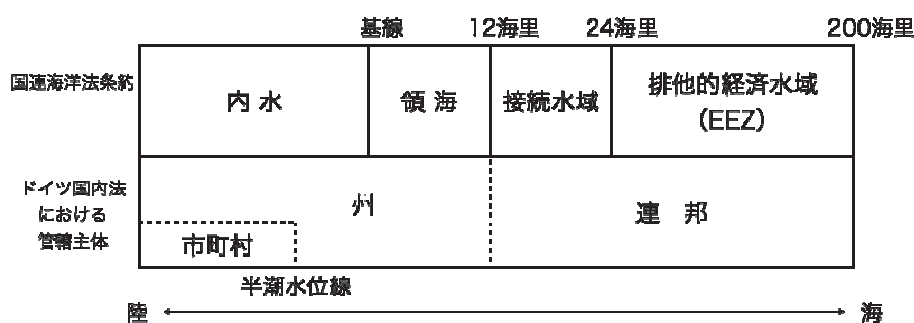


図2 ドイツ国内法における海域管轄区分

(著者作成)

<sup>1</sup> ドイツ法体系に関する入門書として以下の文献が参考となる。村上淳一＝守矢健一／ハンス・ペーター・マルチュケ、『ドイツ法入門〔改訂第8版〕』（有斐閣、2012年）、xii+336頁。また、ドイツにおける海洋関連法及び政策に関する最近の論文として以下が挙げられる。齋藤純子、「総合的海洋政策の理念と展開-EUとドイツを中心に-」国立国会図書館調査及び立法考査局『科学技術に関する調査プロジェクト〔調査報告書〕海洋開発をめぐる諸相』（国立国会図書館調査及び立法考査局、2013年）、83-104頁。高橋寿一、「海の利用・保全と法-日独比較法研究序説-」『横浜国際経済法学』20巻3号（2012年）、1-28頁。

さて、近年のドイツにおける海洋政策の特徴は、連邦レベルでの海洋に関する政策・戦略の策定、これに基づく空間整序計画（海洋計画）の策定、及び、洋上風力発電事業のパイオニアとしての実証事業及び実用化拡大であり、とりわけ、環境に配慮した再生可能エネルギーとしての洋上風力発電を拡大するための法的・科学的な基盤整備にあると言えよう。本章では、本報告書においてドイツの海洋政策を初めて取り上げるという経緯に鑑み、まず、ドイツにおける海洋関連法について概観した後、近年、ドイツ連邦政府が作成した海洋関連政策・計画及び洋上風力発電事業に関する動きについて概観する。

## 1. 海洋関連法制定の歴史

海洋関連条約に関し、ドイツ政府は、領海条約、及び、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約の締約国ではない。また、ドイツ政府は、1958年10月30日に大陸棚条約に署名したものの、批准は行っていない。一方、ドイツ政府は、1958年10月30日に公海条約に署名し、1973年7月26日に同条約を批准したため、同年8月25日に同条約はドイツに対して発効した。さらに、ドイツ政府は、国連海洋法条約に署名は行わなかったものの、1994年10月14日に同条約に加入したため、同年11月16日に同条約はドイツに対して発効した。

また、以下の通り、ドイツ政府は、海洋に関連する多くの法を制定している（表1参照）。なお、上述の通り、ドイツにおける海洋の管轄権は連邦及び州の両方に亘っているが、以下では連邦法についてのみ列挙する。

表1 ドイツ海洋関連主要国内法（連邦法）一覧

現行法制定	法令名
1951.02.08	旗国法 <sup>2</sup>
1965.05.24	海上船舶航行水域における連邦の任務に関する法律（海上任務法） <sup>3</sup>
1977.02.11	海洋投棄条約実施法 <sup>4</sup>
1980.08.13	連邦鉱業法 <sup>5</sup>
1981.12.23	MARPOL条約実施法 <sup>6</sup>
1984.07.12	漁業法 <sup>7</sup>

<sup>2</sup> Gesetz über das Flaggenrecht der Seeschiffe und die Flaggenführung der Binnenschiffe (Flaggenrechtsgesetz): Flaggenrechtsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. Oktober 1994 (BGBl. I S.3140).

<sup>3</sup> Gesetz über die Aufgaben des Bundes auf dem Gebiet der Seeschifffahrt (Seeaufgabengesetz - SeeAufgG): Seeaufgabengesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. Juli 2002 (BGBl. I S.2876).

<sup>4</sup> Gesetz zu den Übereinkommen vom 15. Februar 1972 und 29. Dezember 1972 zur Verhütung der Meeresverschmutzung durch das Einbringen von Abfällen durch Schiffe und Luftfahrzeuge vom 11. Februar 1977 (BGBl. 1977 II S.165).

<sup>5</sup> Bundesberggesetz (BBergG) vom 13. August 1980 (BGBl. I S.1310).

<sup>6</sup> Gesetz zu dem Internationalen Übereinkommen von 1973 zur Verhütung der Meeresverschmutzung durch Schiffe und zu dem Protokoll von 1978 zu diesem Übereinkommen (MARPOL-Gesetz): MARPOL-Gesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 18. September 1998 (BGBl. 1998 II S.2546).

<sup>7</sup> Gesetz zur Regelung der Seefischerei und zur Durchführung des Fischereirechts der Europäischen Union (Seefischereigesetz - SeeFischG): Seefischereigesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 6. Juli 1998 (BGBl. I



1989.07.18	漁業法規命令 <sup>8</sup>
1994.03.04	航行に関する刑事訴訟任務を実施する連邦機関を指定するための法規命令（機関指定命令） <sup>9</sup>
1994.11.11	ドイツ領海の拡張に関する連邦政府宣言 <sup>10</sup>
1994.11.25	北海及びバルト海にドイツ排他的経済水域を設定する宣言 <sup>11</sup>
1995.06.06	1982/94年海洋法条約実施法 <sup>12</sup>
1997.01.23	海洋施設令 <sup>13</sup>
2008.12.22	空間整序法（国土整備法） <sup>14</sup>
2009.07.29	自然保護及び景観保護に関する法律（連邦自然保護法） <sup>15</sup>
2009.07.31	水管理法 <sup>16</sup>
2011.10.06	EU海洋戦略枠組指令を国内法化 <sup>17</sup>

（著者作成）

## 2. ドイツ政府による海洋関連政策・計画の制定

さて、ドイツ政府は、2000年代以降、海洋産業の発展に目を向けるようになり、また、EUにおける海洋環境保護の推進及び総合的的海洋政策の展開を受け、連邦レベルでの海洋に関する政策・戦略を次々と策定するに至った（表2参照）。とりわけ、2008年に連邦政府は、「海洋の持続的な利用と保護のための国家戦略（国家海洋戦略）」を閣議決定したことによって、北海及びバルト海におけるドイツのEEZにおける空間整序計画を策定し、実施するに至った（図3及び図4参照）<sup>18</sup>。さらに、2011年には、ドイツ政府による海洋開発目標や

S.1791).

<sup>8</sup> Seefischereiverordnung (SeefiV) vom 18. Juli 1989 (BGBl. I S.1485).

<sup>9</sup> Verordnung zur Bezeichnung der zuständigen Vollzugsbeamten des Bundes für bestimmte Aufgaben nach der Strafprozeßordnung auf dem Gebiet der Seeschifffahrt (Zuständigkeitsbezeichnungs-Verordnung See - ZustBV-See) vom 4. März 1994 (BGBl. I S.442).

<sup>10</sup> Bekanntmachung der Proklamation der Bundesregierung über die Ausweitung des deutschen Küstenmeeres vom 11. November 1994 (BGBl. I S.3428).

<sup>11</sup> Proklamation der Bundesrepublik Deutschland über die Errichtung einer ausschließlichen Wirtschaftszone der Bundesrepublik Deutschland in der Nordsee und in der Ostsee vom 25. November 1994 (BGBl. II S.3770).

<sup>12</sup> Gesetz zur Ausführung des Seerechtsübereinkommens der Vereinten Nationen vom 10. Dezember 1982 sowie des Übereinkommens vom 28. Juli 1994 zur Durchführung des Teils XI des Seerechtsübereinkommens (Ausführungsgesetz Seerechtsübereinkommen 1982/1994) vom 6. Juni 1995 (BGBl. I S.778).

<sup>13</sup> Verordnung über Anlagen seewärts der Begrenzung des deutschen Küstenmeeres (Seeanlagenverordnung - SeeAnlV) vom 23. Januar 1997 (BGBl. I S.57).

<sup>14</sup> Raumordnungsgesetz (ROG) vom 22. Dezember 2008 (BGBl. I S.2986). 同法の和訳名としては「国土整備法」の名称がつけられていることが多い。しかし、同法は、現在、EEZまで適用海域が拡大されている。EEZは、沿岸国が主権的権利を有する海域であり領域ではないため、「国土」の訳語はなじまない。従って、本報告書では、「空間整序法」の訳語を当てるものとする。齋藤純子、同上、95頁、参照。

<sup>15</sup> Gesetz über Naturschutz und Landschaftspflege (Bundesnaturschutzgesetz - BNatSchG) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S.2542).

<sup>16</sup> Gesetz zur Ordnung des Wasserhaushalts (Wasserhaushaltsgesetz - WHG) vom 31. Juli 2009 (BGBl. I S.2585).

<sup>17</sup> Gesetz zur Umsetzung der Meeresstrategie-Rahmenrichtlinie sowie zur Änderung des Bundeswasserstraßengesetzes und des Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetzes vom 6. Oktober 2011 (BGBl. I S.1986).

<sup>18</sup> なお、北海空間整序計画については以下にて計画全体を確認することができる。

[http://www.bsh.de/de/Meeresnutzung/Raumordnung\\_in\\_der\\_AWZ/Dokumente\\_05\\_01\\_2010/Anlage\\_Nordsee.pdf](http://www.bsh.de/de/Meeresnutzung/Raumordnung_in_der_AWZ/Dokumente_05_01_2010/Anlage_Nordsee.pdf)

（2014年3月10日確認済）また、バルト海空間整序計画については以下にて計画全体を確認することができる。



重点施策等を定めた「海洋開発計画：統合的ドイツ海洋政策のための戦略」が閣議決定された（表3参照）。

表2 ドイツにおける近年の海洋関連主要政策・戦略一覧

策定年月日	政策・戦略名
2006.03.22	統合的沿岸域管理のための国家戦略
2007.12.05	「統合エネルギー・気候プログラム」閣議決定
2008.10.01	「海洋の持続的な利用と保護のための国家戦略（国家海洋戦略）」閣議決定
2009.09.21	連邦交通建設都市開発省による「北海のドイツ EEZ 空間整序に関する命令」制定
2009.09.26	「北海のドイツ EEZ 空間整序に関する命令」施行、北海空間整序計画発効
2009.12.10	連邦交通建設都市開発省による「バルト海のドイツ EEZ 空間整序に関する命令」制定
2009.12.19	「バルト海のドイツ EEZ 空間整序に関する命令」施行、バルト海空間整序計画発効
2010.09.28	エネルギー構想のための緊急プログラム 10 項目
2011.07.20	「海洋開発計画：統合的ドイツ海洋政策のための戦略」閣議決定
2011.08.24	「国家海洋技術マスタープラン」閣議決定
2013.02.22	連邦海事・水路庁による「北海オフショア計画」

(著者作成)

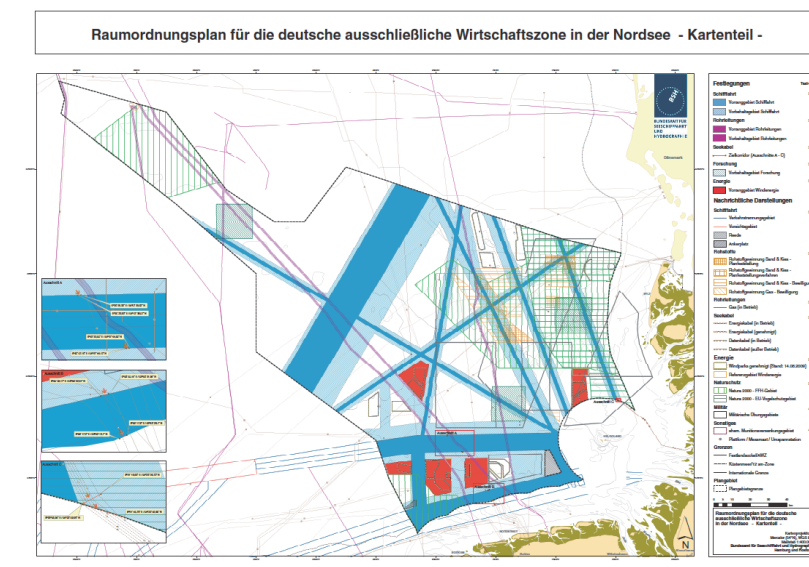


図3 北海 EEZ における空間整序計画

出典：ドイツ連邦海事・水路庁ウェブサイト

([http://www.bsh.de/de/Meeresnutzung/Raumordnung\\_in\\_der\\_AWZ/Dokumente\\_05\\_01\\_2010/Karte\\_Nordsee.pdf](http://www.bsh.de/de/Meeresnutzung/Raumordnung_in_der_AWZ/Dokumente_05_01_2010/Karte_Nordsee.pdf))

[http://www.bsh.de/de/Meeresnutzung/Raumordnung\\_in\\_der\\_AWZ/Dokumente\\_05\\_01\\_2010/Anlage\\_Ostsee.pdf](http://www.bsh.de/de/Meeresnutzung/Raumordnung_in_der_AWZ/Dokumente_05_01_2010/Anlage_Ostsee.pdf)  
(2014年3月10日確認済)



- VI. 欧州における協力及び国際協力
  - 1. EU
  - 2. 北海海域及びバルト海海域
  - 3. 国際協力
- VII. アクションプラン
- VIII. 総括
- IX. 展望

注：連邦交通建設都市開発省ウェブサイトにて確認することができる同計画原文 (<http://www.bmvi.de/cae/servlet/contentblob/69056/publicationFile/58159/>) に基づき仮訳

### 3. 洋上風力発電に関する最近の動向

上述の通り、ドイツ政府は、2011年に海洋開発計画を閣議決定したが、その開発計画目標の一つに「北海及びバルト海における2020年までの良好な環境状態の達成及び北海及びバルト海を最も清浄かつ安全な海の一つとすること」が掲げられている。元々、ドイツにおいては陸上において再生可能エネルギーである風力発電事業が行われていたが、陸上における用地確保等の問題が存在していたこともあり、2000年代より洋上風力発電事業に目が向けられるようになり、ドイツ国内で開催された海洋関連国際会議においても洋上風力発電事業について取り上げられるようになっていた。その後、2010年4月に、北海における洋上風力発電実証事業である「アルファ・ベントス」が稼働を開始した。また、同施設では5年間に亘って、洋上風力発電施設が、魚類や海鳥、海洋哺乳類、水中の騒音等を含めた海洋環境に及ぼす影響の調査を行ってきたところ、2013年10月30日、ドイツ政府により調査結果が公表され、ドイツにおいて環境に負荷を与えない洋上風力発電の開発は可能であること、施設内海底では底引き網漁を中止したことにより魚類の種数が増加したことなどが公表された<sup>19</sup>。

また、2013年2月22日には、世界初の送電網に関する海洋空間計画「北海オフショア計画」が策定され、洋上風力発電所建設に際しての諸条件が環境面で規定されることとなった（図5参照）。さらに、2014年には、自然及び環境に配慮した洋上風力発電の開発に対する科学的根拠に基づくガイドラインである洋上風力発電事業に関する「安全大綱」が策定される予定となっており、ウィンドパーク事業予定者及び一般に対して公表されることとなっている。

<sup>19</sup> ドイツ連邦環境省・連邦交通建設都市開発省、共同プレスリリース、“Offshore-Windenergie: natur- und umweltverträglicher Ausbau ist möglich” (Nr.156/13、2013年10月30日)。  
[http://www.bmub.bund.de/bmu/presse-reden/pressemitteilungen/pm/artikel/offshore-windenergie-natur-und-umweltvertraeglicher-ausbau-ist-moeglich/?tx\\_ttnews%5BbackPid%5D=103&cHash=5b5b4ae8a086f379f579244cd3c33c1d](http://www.bmub.bund.de/bmu/presse-reden/pressemitteilungen/pm/artikel/offshore-windenergie-natur-und-umweltvertraeglicher-ausbau-ist-moeglich/?tx_ttnews%5BbackPid%5D=103&cHash=5b5b4ae8a086f379f579244cd3c33c1d)  
(2014年3月10日確認済)

Bundesfachplan Offshore für die AWZ der Nordsee 2012

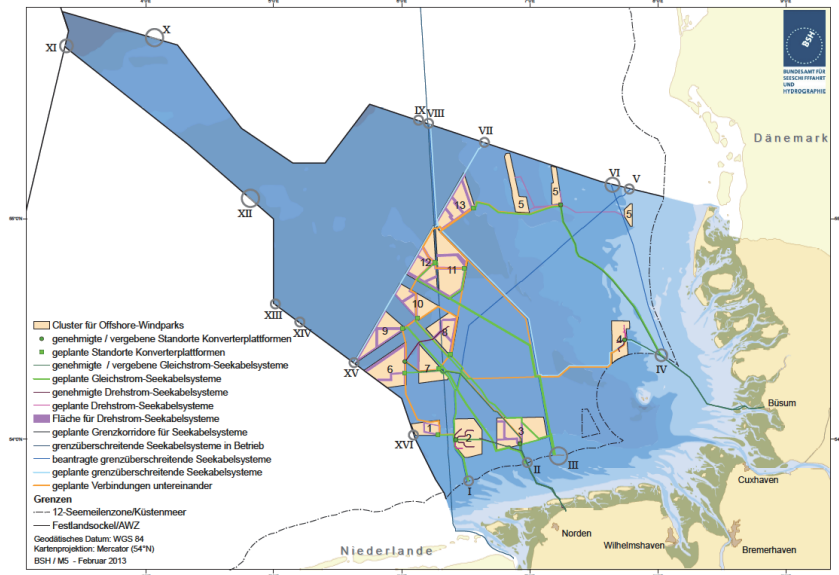


図5 北海オフショア計画

出典：ドイツ連邦海事・水路庁ウェブサイト

([http://www.bsh.de/de/Das\\_BSH/Presse/Pressearchive/Pressemitteilungen2013/Pressemitteilung02-2013Anlage.pdf](http://www.bsh.de/de/Das_BSH/Presse/Pressearchive/Pressemitteilungen2013/Pressemitteilung02-2013Anlage.pdf))



## 第7章 ロシアにおける海洋政策の動向

ロシアの海洋政策は、主管官庁が多岐にわたり、海洋を規定する諸法についても多様である。本章では、近年の動向についてまとめた上で、2013年に公表された重要文書である「2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン」の草案と「2030年までのロシア連邦海洋港湾インフラ発展戦略」について記述する。

### 1. ロシアの海洋政策の近年の動向

#### (1)北極海と極東を重視するロシア

ロシアはユーラシア大陸の北部を占め、その海域は大きく5つに分かれている。カスピ海、黒海、バルト海、北極海そして極東である。それぞれの海は大きく分かれた位置関係にあり、海洋政策を連関させることが難しい。そのためロシアは、各海域の特質を踏まえ、域毎に分けた重点的な取組を行っている。2013年7月には、プーチン大統領出席の下、史上最大規模の演習を極東で行うなど、近年の海軍の動向からも、北方艦隊と太平洋艦隊に主要艦艇を集中配備しており、ロシアが北極海と極東を重視する一端がうかがえる。

#### (2)海洋に関わる法令の状況

ロシアの海洋政策に関する法律は多岐にわたるものである。領海等の管理、排他的経済水域（EEZ）等の管理（法令、計画等）としては、1995年に制定された「ロシア連邦の大陸棚に関する連邦法」、1998年に制定された「ロシア連邦の内水、領海、接続水域に関する連邦法」と「排他的経済水域に関する連邦法」が適用されているが、この他に、北極海航路海域の商業航行等、各分野において定めた多数の法律がある。

#### (3)海洋政策の方向性

法令の状況からは、ロシアの海洋政策が、省庁ごとに分かれた体制であること、またその政策決定を統合しようとする努力が払われていることがうかがえる。その結果、現在は、連邦中央のロシア連邦政府海洋協議会（Морская коллегия при Правительстве Российской Федерации<sup>1</sup>）が関係省庁の意思疎通と政策調整の場として、海洋政策を決定する体制になっている。その体制の下で「ドクトリン」や「戦略」文書が作成されている。ドクトリンは、大統領から基本原則を示す文書として長期的な視点で目標や方針を定めるもので、そのドクトリンに基づき、具現化するための方策を示したものとして戦略文書がある。

次項では、2013年に公表された「2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン」の草案と「2030年までのロシア連邦海洋港湾インフラ発展戦略」の概要を述べる。

<sup>1</sup> Морская коллегия при Правительстве Российской Федерации website, <http://mk.esimo.ru/portal/portal/arm-mk>

## 2. 「2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン」

現在、海洋に関するロシアの基本原則は、2001年に公布された「2020年までの期間におけるロシア連邦海洋ドクトリン（Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года<sup>2</sup>）」に基づくものと考えられる。かねてより、このドクトリンの更新作業を行っているとの情報が伝えられており、2011年9月には、ロシア海軍総司令官が「2030年までの海洋ドクトリンの策定作業は、2012年にも終える予定だ」と明言していたものの<sup>3</sup>、現時点（2014年3月）で更新に至っていない。しかしながら、2013年3月には、ロシア連邦政府海洋協議会から、「2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン（Морская доктрина Российской Федерации до 2030 года<sup>4</sup>）」の草案が公表されている。近い将来、本ドクトリンが正式に策定され、プーチン大統領の署名が待たれるところである。本草案を「2020年までの期間におけるロシア連邦海洋ドクトリン」と比較すれば、Ⅲ章「項目別国家海洋政策」の1.2.3における「海底パイプライン<sup>5</sup>」、またⅣ章「国家海洋政策の実現」の1における、「造船<sup>6</sup>」を独立した項目として取り上げていることが注目される。とりわけ造船に関しては、国内の造船業の建て直しに積極的な第3期プーチン政権の姿勢がドクトリンにも現れていると言えよう<sup>7</sup>。本項の冒頭に、ロシアが造船分野で目標とするところが示されている。以下がその抄訳である。また、本ドクトリン草案の構成については、参考1「2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン」草案目次を参照されたい。

### Ⅳ章「国家海洋政策の実現」

#### 1. 造船

国内造船の発展レベルは、国内外の市場における競争力向上を基礎とし、造船の近代的な製品においても、政府や企業の要求に完全に答えられるようにする必要がある。造船は、海洋ドクトリン実現のための技術的基盤を築き、また、造船業と造船関連産業において、高度な技術を要する就業場所の維持と拡大により、高い社会的効果がもたらされる。

国家海洋政策は、軍艦、商船分野、また調査、海洋技術開発分野においても、国内造船のできる限りの発展を目指す。

船舶用製品の品質、生産効率、また国内造船への投資魅力を先進国レベルに引き上げる

<sup>2</sup> Президент России, «Морская доктрина Российской Федерации на период до 2020 года» 27 July 2001, at <http://archive.kremlin.ru/text/docs/2001/07/58035.shtml>

<sup>3</sup> REGNUM, “Главком ВМФ РФ: Морскую доктрину-2030 разрабатываем к 2012 году”, 20 September 2011, at <http://www.regnum.ru/news/1447097.html>

<sup>4</sup> Морская Коллегия при Правительстве Российской Федерации, «Проект Морской доктрины Российской Федерации до 2030 года» at <http://mk.esimo.ru> ただし、2014年3月現在、本草案は公開されていない。

<sup>5</sup> Ibid., p.14

<sup>6</sup> Ibid., p.30

<sup>7</sup> 日本経済新聞電子版, “ロシア、造船業を再建へ 極東などに新ドック”, 6 March, 2013, at [http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM0107D\\_U3A300C1EB2000/](http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM0107D_U3A300C1EB2000/)

ИЗВЕСТИЯ, “Путин запретил ремонтировать российские боевые корабли за границей”, 2 April 2013, at <http://izvestia.ru/news/547782>

Коммерсант.ru, “Владимира Путина интересует гражданское судостроение”, 30 August, 2013, at <http://www.kommersant.ru/doc/2268837>



ために、国は積極的に評価体系を構築する。それは、主たる海洋国家の実践に合致するものでなければならず、また、WTO 協定の遵守と加盟条件の履行を考慮したものでなければならない。

造船分野における国家政策の主たる方針は、軍艦の建造と国有の海洋設備・船舶の建造を保障し、充実した国産設備を有する国内の造船所においてのみ行うこと<sup>8</sup>。また、海洋技術・船舶の国内ユーザーからの受注をわが国の造船所で最大限供給できるよう支援することである。

### 3. 「2030 年までのロシア連邦海洋港湾インフラ発展戦略」

2012 年 9 月 28 日の連邦政府海洋協議会で承認されていた<sup>9</sup>、「2030 年までのロシア連邦海洋港湾インフラ発展戦略（Стратегия развития морской портовой инфраструктуры России до 2030 года<sup>10</sup>）」（以下、「港湾インフラ発展戦略」）が 2013 年に入り公表された。本戦略の策定は、2010 年 7 月 30 日付けロシア連邦運輸大臣指示 No.167 による「ロシア連邦港湾発展戦略に関するワーキンググループの設置」に基づき取り組まれたものである。承認から半年以上経過した後の公表に、ロシア国内では、港湾関係者は遂に待望の文書を受け取ったとの論調が見られた。

ロシア運輸副大臣は、本戦略で以下 4 つの課題を明確にしたと述べている<sup>11</sup>。①港湾能力の拡大と効果的な港湾インフラ開発の保障、②港湾インフラおよび海上輸送の安全な機能の保障、③国内の港湾の競争力を向上させる条件の確立、④港湾分野における行政管理の向上である。以下に、本戦略と政府系ロシア新聞（Российская Газета<sup>12</sup>）を参考に、特にわが国にとって関心の高い極東海域、北極海域の注目すべき港湾について記載する。

本戦略における港湾インフラの開発予測によれば、2030 年の貨物取扱量は 8 億トンから 13 億トンと推計している。2010 年～2030 年の間、ロシア全ての海域（バルト海、アゾフ海・黒海、カスピ海、北極海、極東）で貨物取扱量の拡大を予測しており、これは、ロシアの

<sup>8</sup> プーチン大統領は 2013 年 5 月、ロシアの統一造船会社(United Shipbuilding Corporation)に対し、海軍艦艇建造の遅れを非難し、効率性を高め、質を落とすことなく建造を加速するよう求めた。また、ロゴジン副大統領に国内造船の管理を行うよう要請するとともに、根拠のない国外造船所への発注は許容できないとして、国内の造船所への発注を優先するよう指示している。

RIA Novosti, “Putin Calls on Shipbuilder to Speed Up Naval Deliveries”, 21 May, 2013, at [http://en.ria.ru/military\\_news/20130521/181273882/Putin-Calls-on-Shipbuilder-to-Speed-Up-Naval-Deliveries.html](http://en.ria.ru/military_news/20130521/181273882/Putin-Calls-on-Shipbuilder-to-Speed-Up-Naval-Deliveries.html)

ИТАР-ТАСС, “Владимир Путин поручил Дмитрию Рогозину взять под личный контроль военное и гражданское судостроение”, 22 May, 2013, at <http://itar-tass.com/politika/567519>

<sup>9</sup> РОСМОРПОРТ, at <http://www.rosmorport.ru/seastrategy.html>

<sup>10</sup> РОСМОРПОРТ, «Стратегия развития морской портовой инфраструктуры России до 2030 года» at <http://www.rosmorport.ru/uploadify/988-f11a995b44861c9c2b1c7e0f502b433e.pdf>

<sup>11</sup> Российская Газета, “С оглядкой на конкурентов”, 23 April 2013, at <http://www.rg.ru/2013/04/23/oglyadka.html>

<sup>12</sup> ロシア政府発行。Российская Газета, <http://www.rg.ru/>



対外貿易、経済成長と関連づけている。極東海域に関しては、2030年の貨物取扱量が6,400万トンから9,000万トン、ドライカーゴ量は1億5,400万トンから2億1,700万トンと推計し、この海域での成長を牽引する主なものは、石炭や穀物、鉱物原料、森林資源の積替えターミナルである。中でも重要な役割を担うのは、ロシア国営企業ロスモルポルト（Росморпорт）によって進められているピョートルベリーコフ湾<sup>13</sup>沿岸の石炭ターミナルの建設である。その他にも、ボストーチヌィーナホトカ輸送拠点の開発計画や、ウラジオストク港<sup>14</sup>とボストーチヌィ港<sup>15</sup>などの現存のターミナルの再建計画も重要であるとしている。2030年の北方海域においては、北極海の大陸棚から採掘される化石燃料や森林資源、鉱物原料の輸送先が決められることになるとし、貨物輸送量の伸びは、テリベルスク湾のLNG積替え港湾施設、ムルマンスクの石炭ターミナル、オビ湾のサベッタ港におけるLNG積替え港湾施設の操業開始を考慮に入れたものとなっている。

ロシアの港湾の競争力と魅力を高めるためには、港と鉄道、内陸の水路、道路との相互関係の調整が不可欠である。鉄道開発をリンクさせなければ、港湾インフラ開発のいかなる労力も無駄になると指摘している。

---

本戦略は、海域毎の特徴、港の概要を纏めるとともに、2011年の実績と比較した2015年、2020年、2030年の目標値を示す、ロシア国内の実務者にとっては重要文書であると思料する。本戦略の構成については、参考2「2030年までのロシア連邦港湾インフラ発展戦略」目次を参照されたい。

---

<sup>13</sup> ロシア沿海地方で日本海に面する湾としては最も大きい。

<sup>14</sup> ロシア沿海地方最大の都市ウラジオストクにある金角湾に位置する。商港・漁港・軍港を有する。

<sup>15</sup> ナホトカ湾内東部に位置する。日ソ経済協力事業として1971年から日本側の計画・設計に基づいて建設を開始し、1973年に木材埠頭、1976年にコンテナ埠頭が完成した。構内にシベリア鉄道の線路が敷設されており、アジアと欧州を結ぶシベリアランドブリッジ(SLB)の発着港となっている。

【2030年までのロシア連邦海洋ドクトリン（草案）】全42ページ

（目次）

- I. 概要・・・1
- II. 国家海洋政策・・・2
  - 1. 国家海洋政策の目的・・・4
  - 2. 国家海洋政策の原則・・・4
  - 3. 国家海洋政策の課題・・・6
- III. 項目別国家海洋政策・・・7
  - 1. 国家海洋政策の分野別方針
    - 1.1. 水上輸送
      - 1.1.1. 海上輸送
      - 1.1.2. 内水輸送
    - 1.2. 世界の大洋における資源開発と保護
      - 1.2.1. 海洋漁業
      - 1.2.2. 海洋鉱物資源とエネルギー資源
      - 1.2.3. 海底パイプライン
    - 1.3 海洋科学調査の実施
    - 1.4. 海上軍事活動
  - 2. 国家海洋政策の地域別方針
    - 2.1. 大西洋
    - 2.2. 北極
    - 2.3. 太平洋
    - 2.4. カスピ海
    - 2.5. インド洋
    - 2.6. 南極
- IV. 国家海洋政策の実現・・・30
  - 1. 造船・・・30
  - 2. 従事者支援・・・33
  - 3. 海洋活動における安全保障・・・34
  - 4. 情報支援・・・37
  - 5. 海洋活動における行政・・・39
- V. 結び

【2030年までのロシア港湾インフラ開発戦略】全 171 ページ

( 目次 )

まえがき	6
I. 本戦略策定の背景	8
II. ロシア経済また世界における海港の役割と位置づけ	10
2.1. ロシアの海港開発の動向	10
2.2. 海域別の海港開発の特徴	14
2.3. ロシアの海港の競争力分析	17
2.4. 海港開発のシナリオ	22
III. 2015・2020・2030年までの海港開発規模の定義	24
3.1. 海港開発の目的と課題	24
3.2. 海港開発の基準	28
3.3. 貨物輸送量と港湾能力を定義する方法論的基礎	29
3.4. ロシア港の貨物基地予測	34
3.5. 海港の積み換え能力（投資計画実現）予測	41
IV. 海港開発の優先事項	45
4.1. 海港インフラ開発の地域的特性	46
4.2. 海港と各輸送手段との協力	50
4.3. 海港インフラのサービス部門の開発	55
4.4. 海港インフラ刷新の創造	63
V. 本戦略実現の期間と段階	70
VI. 本戦略実現のメカニズム	72
6.1. 本戦略の融資施策	72
6.2. 本戦略実現の従事者支援	72
6.3. 本戦略実現の法的保障	75
6.4. 本戦略実現の組織と情報メカニズム	75
VII. 本戦略実現により期待される結果	80
VIII. 添付資料	82
添付 1. 用語とその定義	83
添付 2. 1980年からのソ連およびロシア海港における貨物量、入港能力の変遷	84
添付 3. 2030年までのロシア海港インフラ開発戦略実現の目標値	85
添付 4. 海域別 2015・2020・2030年までのロシア港湾貨物基地の予測量	87
添付 5. 2015・2020・2030年までのロシア港湾の入港能力予測	127

## 第8章 オーストラリアにおける海洋政策の動向

オーストラリアにおける海洋政策は、1990年代以降生態系をベースとした海洋管理の促進を掲げ、環境保護に重点を置いてきた。本章では、同国の海洋政策の動向について、2013年9月の政権交代による海洋政策をめぐる方針転換を中心にその動向を概観する。

### 1. 近年の海洋政策を巡る動向

労働党と自由党の二大政党政治を行うオーストラリアでは、数度に渡る政権交代により紆余曲折を経ながらも環境保護に重点を置いた政策が実施されてきた。1990年代半ばには、国連海洋法条約批准に伴って一挙に拡大した排他的経済水域(EEZ)の管理義務に加え、海洋における諸活動が活発化し、縦割りで不調和な海洋に関する管理体制を調整する社会的要請が高まった<sup>1</sup>。労働党のキーティング政権は、オーストラリアの領海及び排他的経済水域全域を対象に、省庁横断的な統治機構のもとで生態系ベース管理を実施するための検討を始めた。1996年に政権がハワード首相率いる自由党を中心とする保守連合に移った後も、前政権の海洋政策は維持され、1998年には「オーストラリアの海洋政策 (Australia's Ocean Policy)」と題された政策文書が発表された。「オーストラリアの海洋政策」は、海洋を「保護し、理解し、賢く使う」ことを目的に掲げ、領海及びEEZの総合的管理を行うという革新的かつ意欲的なものであった。だが、本政策が対象とする海域を巡り、連邦政府と州政府との調整は難航したため、州管轄海域は対象から除外するという結果に至った<sup>2</sup>。さらに、「オーストラリアの海洋政策」は根拠法を持たない課題報告書 (Issues Paper) との位置づけであったことから、政策の実施にはあくまでも関係省庁の自発的な協力を頼らざるを得ず、幾つもの障害に見舞われることとなった<sup>3</sup>。

こうした状況を憂慮した連邦政府は、2004年に「オーストラリアの海洋政策」の見直しを開始した。翌2005年には、海洋の生態系管理の実施に焦点を絞り、「環境保護及び生物多様性保全法 (EPBC法、1999年施行)」に基づいた「海洋生物地域計画 (Marine Bioregional Planning)」<sup>4</sup>を開始した。同計画は、連邦政府が管轄する領海・EEZ海域を大規模海洋生態系 (large marine ecosystems)<sup>5</sup>に基づく6つの海洋地域 (marine regions)<sup>6</sup>に区分した上で、各地域の生態系の状況に最も効果的な環境保護・生物多様性保全の施策を講ずることであ

<sup>1</sup> Alder, J. 2001. Australia's Ocean Policy: Sink or Swim? *The Journal of Environment & Development*:10, 266-289.

<sup>2</sup> 基線より3海里までの海域は州・準州に、3海里以遠の領海 (12海里まで) は連邦政府により管轄されている。

<sup>3</sup> Rose, G. L. 2006. Legal frameworks for integrated marine environmental management. In *Paper presented at the 2006 Fullbright Symposium Maritime Governance and Security: Australia and American Perspectives*. University of Tasmania, Hobart.

<sup>4</sup> 海洋生物地域計画の実施事項、背景、プロセス等の詳細については、平成22年度～24年度分の本報告書内「オーストラリアにおける海洋政策の動向」を詳細されたい。

<sup>5</sup> 地球上の90%を超える海洋生物資源が生息すると言われている広義の「沿岸域」を、水深、水路、生物生産力、食物連鎖の特徴により区分した生態系ユニットであり、世界の海は64のLMEに区分出来るとされる。

<sup>6</sup> 南西部、北西部、北部、温帯東部、南東部、珊瑚海の海洋地域を指す。

った。計画策定のプロセスでは、これまで蓄積されてきた膨大な海洋や生態系に関する科学データから、課題の特定と優先順位付けを行い、海洋保護区の設置を含む管理計画づくりが進められた。その後、2007年に政権は再び労働党に移り進捗に多少の遅れを見たものの、ラッド、ギラード両政権のもとで海洋生物地域計画は着実に進められた。2012年11月には、同計画に基づいた連邦海洋保護区ネットワーク（Commonwealth Marine Reserves Network）案<sup>7</sup>が議会で承認され、「連邦海洋保護区」の設置が正式に決定された（図1）。これにより、オーストラリア大陸を囲む海域にはおよそ99万km<sup>2</sup>にも及ぶ世界最大の海洋保護区を含め、40もの新たな海洋保護区が設置されることとなった。結果、これまで約80万km<sup>2</sup>であった連邦海域内の海洋保護区の面積は、一気に310万km<sup>2</sup>まで拡大し、オーストラリアの海洋環境保護の取り組みを大きく前進させた。2013年3月には全海洋地域の10カ年管理計画が環境大臣により承認され、連邦海洋保護区は2014年7月の施行に向け、議会の最終承認を待つのみとなった。

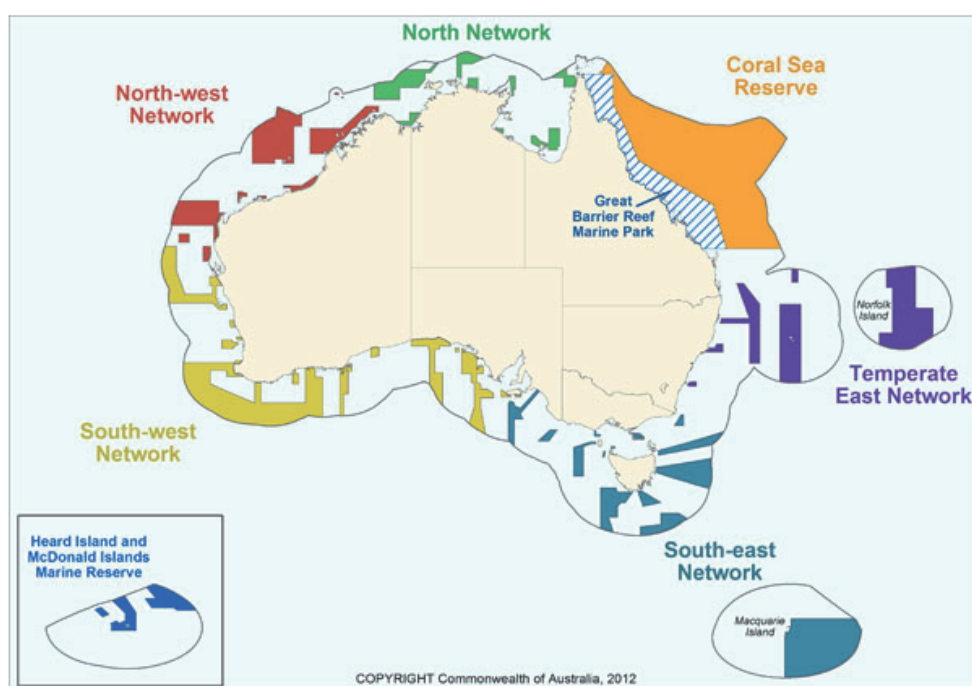


図1. 連邦海洋保護区（出典：オーストラリア環境省）

## 2. 本年度の海洋政策を巡る動向

2013年6月、連邦議会では連邦海洋保護区の各海域の管理計画案の承認を得るため審議が行われた。代議院（下院）にて議席数で上回る野党・保守連合は、産業界や遊漁者団体に配慮し、同計画案は非科学的で経済に著しい悪影響をもたらすとして承認に反対の立場

<sup>7</sup> 「連邦海洋保護区」は、1998年より連邦政府が取り組んでいる全国的な海洋保護区ネットワーク化（National Representative system of marine protected areas: NRSMPA）の構想に基づくものである。

を取った。総選挙を数カ月先に控え、労働党、保守連合ともに激しい得票工作を展開し、緑の党や無所属議員の取り込みに成功した労働党が、1票差で辛くも計画承認に漕ぎ着けるに至った。

9月に行われた連邦議会総選挙においても、連邦海洋保護区は争点の一つとして扱われた。選挙期間中、自由党のアボット党首は保守連合として引き続き連邦海洋保護区設置に反対する立場を強調し、政権交代後は同計画を撤回すると公約した。この発言は、大きな政治的影響力を持つとされる各遊漁団体や漁業関連団体から歓迎された一方、学術界や環境保護団体からの大きな批判を招いた。こうした批判の多くは、これまでオーストラリアが一貫して進めてきた環境保護主義に反するという意見や、元々自由党政権が積極的に進めてきた同計画を最終段階になり放棄することは無責任だといった主張である。

総選挙で圧勝した保守連合は、漁業セクターを持続可能で競争力のあるものにするという方針のもと、公約に従い連邦海洋保護区の見直しに着手した。環境省の下部組織で国立公園を管轄するパークス・オーストラリア (Parks Australia) は12月、ウェブサイト上で「連邦海洋保護区レビュー」に関する情報を公表し、新たに設けられる「生物地域諮問パネル」にて、南東海洋地域を除く全ての海域にて新たな管理計画を再策定すること<sup>8</sup>、また諮問パネルの人選等の詳細は2014年前半に公開すること等を明らかにした。

この他の海洋をめぐる主な出来事として、同国の海洋保護政策のシンボリック的存在であるグレート・バリア・リーフにおける開発計画を巡る論争が挙げられる。アボット政権は2013年12月にクイーンズランド州ボーウェンにある石炭搬出用港湾施設の拡張と、300万m<sup>3</sup>にも及ぶとされる浚渫土砂をグレート・バリア・リーフ世界自然遺産内に投棄することを承認した<sup>9</sup>。政府は自然遺産内のサンゴ礁にこの開発による影響がないことは、科学的に証明されているとしているが、2013年7月に提出された政府の委託調査報告書は、投棄される浚渫土砂は従来考えられていたよりも遥かに遠くまで運ばれ、自然遺産内のサンゴ礁にもシルトが堆積する可能性を示唆した<sup>10</sup>。この決定を危惧したUNESCOは、今後グレート・バリア・リーフを「危機に晒されている世界遺産」リストに追加すべきかを検討するため、オーストラリア政府に対し、環境保護の取り組みに関する新たな報告書の提出を求めた<sup>11</sup>。また、土砂が投棄される一帯には絶滅危惧種のアオウミガメやヒラタウミガメの繁殖地や、同じく絶滅が危ぶまれるジュゴンの生息地があることから、この開発計画には環境保護団体のみならず、多くの一般市民から強い懸念が示されている<sup>12</sup>。

<sup>8</sup> 2012年以前に設置された海洋保護区とその管理計画はこの見直し作業には含まれない。

<sup>9</sup> Arup, T. and Darby, A. シドニー・モーニング・ヘラルド紙 (オンライン版) 2014年2月1日付記事 (<http://www.smh.com.au/national/grief-for-great-barrier-reef-say-environmentalists-20140131-31sij.html>)

<sup>10</sup> 環境省ウェブサイト

(<http://www.environment.gov.au/resource/improved-dredge-material-management-great-barrier-reef-region>)

<sup>11</sup> Handwerk, B. ナショナル・ジオグラフィック・デイリーニュース 2014年1月31日付記事

(<http://news.nationalgeographic.com/news/2014/01/140131-great-barrier-reef-dredge-unesco-science-coal-australia/>)

<sup>12</sup> Milman, O. ガーディアン紙 (オンライン版) 2013年8月15日付記事

(<http://www.theguardian.com/environment/southern-crossroads/2013/dec/15/great-barrier-reef-destruction-abbot-po>)



最後に、オーストラリアが領有権を主張する南極領土に関する動きを示す（図 2）。かねてよりアボット氏は南極領土の統治強化を行う方針を示しており、選挙公約の中でも南極領土統治の拠点となるタスマニア州のインフラ整備や研究施設の拡充の必要性を唱えていた。政権交代後、政府は新設される南極・南極海研究所に 24 百万豪ドルを、南極気候生態系共同研究所に 25 百万豪ドルの割り当てを含む、87 百万豪ドルの公共事業を行うことを正式に決定した<sup>13</sup>。また、政府は「オーストラリア南極戦略 20 年計画 (20 Year Australian Antarctic Strategic Plan)」と題される計画文書の策定に取り掛かり、専門家チームにより来年 7 月を目処に発表される予定である。



図 2. オーストラリアの領海と排他的経済水域（出典：ジオサイエンス・オーストラリア）

int-greg-hunt)

<sup>13</sup> 環境省ウェブサイト

([http://www.environment.gov.au/minister/hunt/2013/mr20131028a.html?utm\\_source=mins&utm\\_medium=rss&utm\\_campaign=feed](http://www.environment.gov.au/minister/hunt/2013/mr20131028a.html?utm_source=mins&utm_medium=rss&utm_campaign=feed))

## 第9章 ニュージーランドにおける海洋政策の動向

ニュージーランド（以下、NZ とする。）は、コモンウェルス（英連邦）に属する国家であり、英国王を NZ 国王として擁し国家元首とする英連邦王国の一つである<sup>1</sup>。NZ においては、以下の通り、様々な省庁が分野別に海洋政策を所掌している（表 1 参照）。また、NZ 国内法における海域区分は、原則として国連海洋法条約（1982 年）に基づいているもの（第 4 章図 1 参照）、一部、NZ 国内法独自の海域区分が行われている（図 1 参照）。なお、NZ 国内法では、資源管理法（RMA）の規定に基づき、前浜（foreshore）並びにその海底、領海及びそれらの上空を併せて沿岸域と呼称している。

表 1 NZ 政府機関における海洋政策の所掌分担

	所掌官庁	所掌分野
主たる所掌機関	環境省	環境保護局の監視及び EEZ 関連法規則
	環境保護局	EEZ 法に基づく許認可、監視及び執行
	第一次産業省	漁業管理
	環境保全省（DOC）	海洋保護区（Marine Reserve）及び絶滅危惧種
	交通省	海上輸送法（1994 年）
	ニュージーランド海事局（MNZ）	海上輸送管理及びその影響
	広域自治体	領海管理：沿岸から 12 海里まで
	国家海洋調整機関	民事目的での NZ 水域の巡回：通関
	ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）	海洋環境における健康及び安全
	ニュージーランド石油・鉱物局	石油・ガス及び鉱物に関する許認可管理
第二次的所掌機関	文化・遺産省	
	ニュージーランド国防軍	
	外務・通商省	
	健康省	
	司法省	
	ニュージーランド土地情報局	
	首相・内閣省	
	マオリ開発省（テプニコキリ）	

注：NZ 環境省ウェブサイト（<http://www.mfe.govt.nz/issues/oceans/government-agencies.html>）を基に著者作成

<sup>1</sup> NZ 法令資料等の検索方法については、以下のウェブサイト（国立国会図書館リサーチ・ナビ）が参考となる。<http://rnavi.ndl.go.jp/politics/entry/New-Zealand.php>（2014 年 2 月 25 日確認済）



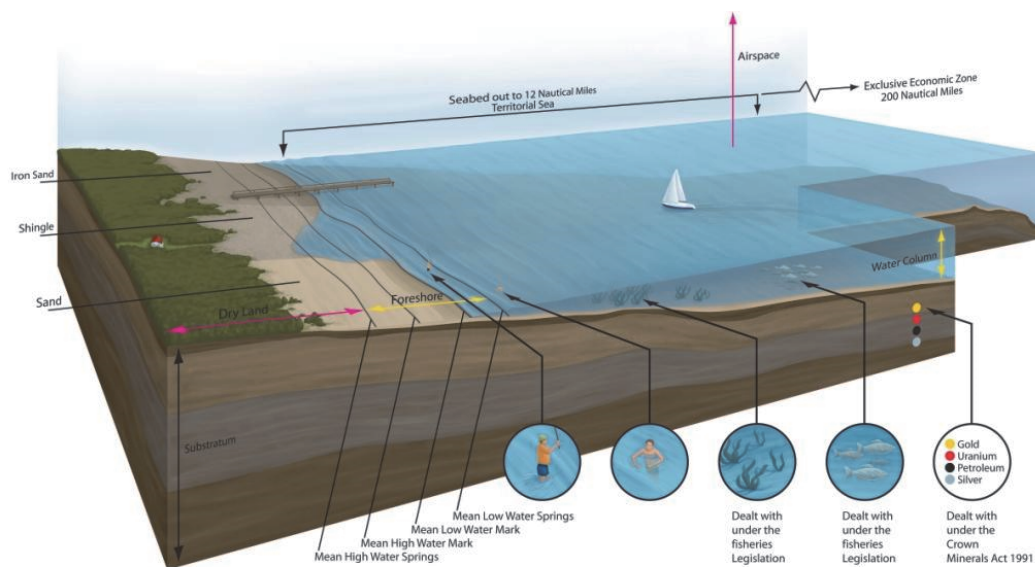


図1 NZ国内法における独自の海域区分

出典：NZ司法省ウェブサイト

(<http://www.justice.govt.nz/treaty-settlements/office-of-treaty-settlements/marine-and-coastal-area-takutai-moana/images/marine-and-coastal-area-detailed>)

さて、2012年から2013年にかけてのNZにおける海洋政策の特徴は、排他的経済水域（以下、EEZとする。）及び大陸棚の開発に係る新たな法の制定及びこれに付随する手続的制度の行政改革にあったと言えよう。本章では、NZにおける海洋関連法の変遷について概観した後、2012年に制定された「排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法<sup>2</sup>」の成立過程及び概要を中心に概観する。なお、同法の和文仮訳（翻訳：海洋政策研究財団）については、本報告書別冊の参考資料編を参照されたい。

## 1. 海洋関連法制定の歴史

海洋関連条約に関し、NZ政府は、1958年10月29日、領海条約、公海条約、及び、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約に署名したものの、批准は行っていない。一方、NZ政府は、1958年10月29日に大陸棚条約に署名し、1965年1月18日に同条約を批准したため、同年2月17日に同条約はNZに対して発効した。また、NZ政府は、1982年12月10日、国連海洋法条約に署名し、1996年7月19日に同条約を批准したため、同年8月18日に同条約はNZに対して発効した。

また、以下の通り、NZ政府は、海洋に関連する多くの法を制定している（表2参照）。

さらに、NZ政府は、資源管理法（1991年）の規定に従い、1994年に初の「NZ沿岸域政策声明（NZCPS）」を策定した後<sup>3</sup>、2003年より声明の見直し作業に着手し、2010年に全

<sup>2</sup> 同法の正式名称は、“Exclusive Economic Zone and Continental Shelf (Environmental Effects) Act 2012”である。なお、同法は、2012年9月3日に制定され、2013年6月28日に施行された。

<sup>3</sup> 以下にて、声明原文を確認することができる。

<http://www.doc.govt.nz/documents/conservation/marine-and-coastal/coastal-management/nz-coastal-policy-statement>

面改訂を行った（現行版）<sup>4</sup>。なお、「NZ沿岸域政策声明（NZCPS）」については環境保全省が所管している。

表2 NZ海洋関連国内法一覧

制定年月日	法令名	所掌官庁
1977.09.26	領海、接続水域及び排他的経済水域法	外務・通商省
1977.12.23	トケラウ（領海及び排他的経済水域）法	外務・通商省
1978.10.20	海産哺乳動物保護法	環境保全省（DOC）
1983.09.23	漁業法（1983年）	第一次産業省
1991.07.22	国家鉱物法（CMA）	ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）
1991.07.22	資源管理法（RMA）	環境省
1992.10.27	雇用安全衛生法（HSEA）	ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）
1992.11.16	海産哺乳動物保護規則	環境保全省（DOC）
1994.11.17	海上輸送法	交通省
1996.08.13	漁業法（1996年）	海外投資局（第56条及び第57条） 第一次産業省（上記以外）
2004.11.24	前浜及び海底法	司法省
2011.03.31	海域及び沿岸域（Takutai Moana）法	司法省
2012.09.03	排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法	環境省
2013.06.24	排他的経済水域及び大陸棚（環境影響：許可される活動）規則	環境省

（著者作成）

## 2. 「排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法」の制定

### （1）「排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法」制定の背景

さて、NZ政府は、比較的早くから領海を超える自国管轄海域内における天然資源の探査・開発に関心を示していたと言えよう。1940年代以降、各国は大陸棚の国際法上の地位について様々な主張を繰り広げてきたが、1958年に採択された大陸棚条約において、初めて大陸棚に関する規定が設けられた<sup>5</sup>。但し、大陸棚条約は、当時の慣習国際法を法典化した側面よりも国際法の漸進的発達という側面が強かったことから、日本を含めて、同条約を批准しなかった国家も多かった。そのような流れの中で、NZ政府は、同時に採択された領海条約、公海条約、及び、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約については批准せず、大陸棚条約のみを批准した。また、上述の通り、NZ政府は、EEZ制度が新たに創設され、大陸棚制度について大幅な変更が行われた、国連海洋法条約についても批准している。

-1994-superseded.pdf

<sup>4</sup> 以下にて、声明原文を確認することができる。

<http://www.doc.govt.nz/documents/conservation/marine-and-coastal/coastal-management/nz-coastal-policy-statement-2010.pdf>（2014年3月10日確認済）

<sup>5</sup> 国際法上の大陸棚制度については、以下を参照されたい。長岡さくら、「国際法における大陸棚制度」『KANRIN』52号（2014年）、9-18頁。

国連海洋法条約は、ジュネーブ海洋法四条約（1958年）と比べて沿岸国に広い自国管轄海域を認めている。そのためには、自国が管轄権を有する領海、接続水域、EEZ及び大陸棚の範囲を確定することが必要となる。NZの場合、200海里以遠の大陸棚延長手続及び周辺諸国との海洋境界画定の二つを行う必要があった。

まず、200海里以遠の大陸棚の延長については、国連海洋法条約第76条8項及び関連規定に基づき、2006年4月19日、NZ政府は、国連海洋法条約附属書IIによって設立された大陸棚限界委員会に対し、自国の200海里以遠の大陸棚延長を申請した（申請番号5）。その後、2008年8月22日、大陸棚限界委員会は、NZに対する200海里以遠の大陸棚延長に関する勧告を採択し、NZの既存の大陸棚（200海里）以遠に約1,700,000 km<sup>2</sup>の大陸棚延長申請が認められた。また、2012年12月7日、ツバル、フランス及びNZ（トケラウ）政府は共同で、ロビー海嶺の200海里以遠の大陸棚について、大陸棚限界委員会に対し延長を申請した（申請番号62）。なお、国連海洋法条約は、沿岸国が大陸棚限界委員会の勧告に基づいて設定した大陸棚の限界が最終的かつ拘束力を有すること（第76条8項）、及び、沿岸国が自国の大陸棚の外側の限界が恒常的に示された海図を国連事務総長に寄託することとしている（第76条9項）。しかし、2014年3月10日現在、NZ政府は、国連事務総長に対し、延長大陸棚を含む海図の寄託は行っていない。

また、周辺諸国との海洋境界画定に関しては、NZは、豪州、フィジー、フランス、トンガ及び米国と潜在的にEEZ及び大陸棚が重複しており、これらの国々と境界画定を行う必要がある。このうち、米国との境界画定については、1980年12月2日、「トケラウ及び米国間の海洋境界画定に関する米国（米国領サモア）及びNZ（トケラウ）間の条約」が締結され、境界画定が行われている<sup>6</sup>。また、豪州との境界画定については、2004年7月25日、「排他的経済水域境界及び大陸棚境界を設定する豪州政府及びNZ政府間の条約」が締結され、境界画定が行われている<sup>7</sup>。

NZのEEZ及び大陸棚の外側の限界については、右図を参照されたい（図3参照）。

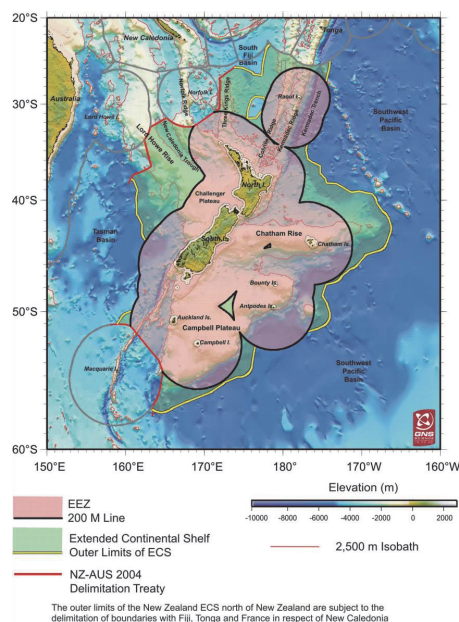


図3 NZのEEZ及び大陸棚  
出典：NZ土地情報局ウェブサイト  
(<http://www.linz.govt.nz/hydro/projects-programmes/continental-shelf/undersea-image>)

<sup>6</sup> 同条約の正式名称は、“Treaty between the United States of America (American Samoa) and New Zealand (Tokelau) on the delimitation of the maritime boundary between Tokelau and the United States of America”である。なお、同条約は、1983年9月3日に発効し、1991年7月25日に登録された。

<sup>7</sup> 同条約の正式名称は、“Treaty between the Government of Australia and the Government of New Zealand establishing certain exclusive economic zone boundaries and continental shelf boundaries”である。なお、同条約は、2006年1月25日に発効し、2007年6月4日に登録された。

## (2) 「排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法」の概要

さて、排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法は、2012年9月3日に裁可され、2013年6月28日に施行された。同法は、環境省によって所管され、「第一部 予備規則」「第二部 義務及び制限」「第三部 要件及び許認可」「第四部 異議申立、上訴及び強制執行」「第五部 その他、暫定規則及び重要な改正」の五部から構成されている。各部の概要は以下の通りである。

まず、「第一部 予備規則」においては、同法で使用される用語の定義、適用範囲、目的、ワイタング条約との関係及び所管官庁（環境省、マオリ政策諮問委員会）の権限について規定する。同法は、EEZ 及び大陸棚における天然資源の持続可能な管理を促進する目的で制定され（第10条）、また、NZが締約国となっている他の海洋環境に関連する国際条約である国連海洋法条約（1982年）及び生物多様性条約（1992年）との関連が示されている。

次に、「第二部 義務及び制限」においては、同法により課される義務及び制限について規定する。とりわけ、EEZ 及び大陸棚において制限される活動（第20条）、既存の法令によって許可されていた活動の継続及び制限（第21・22・23条）及びEEZ 及び大陸棚で活動を行う主体の義務一般（第25条）について規定する。

そして、「第三部 要件及び許認可」においては、同法で許可・裁量・禁止される活動や海域について規則を定める際の基準等について規定する。とりわけ、EEZ 及び大陸棚における活動を「許可される活動」「裁量による活動」「禁止される活動」の三つに分類し、各活動の基準について明示している（第35・36・37条）。また、同法において許認可が必要となる活動についての手続及び環境アセスメントについても規定している。

さらに、「第四部 異議申立、上訴及び強制執行」においては、同法に規定される活動について許認可申請を行った主体が行うことのできる異議申立及び上訴手続について規定するとともに、同法の下で行われる強制執行手続について規定している。

最後に、「第五部 その他、暫定規則及び重要な改正」においては、既存の法令によって許可されている既存の活動に関する暫定措置を定めるとともに、同法によって改正される既存の法令について規定されている。





## 第 10 章 インドにおける海洋政策の動向

この章においては、今年度より記述が加わることになったインドの海洋政策について、その基礎的事項をまとめるものである。

### 1. インドの海洋政策の近年の動向

インドは北インド洋の中心に位置し、中東、アフリカ、東南アジアへの海を通じたアクセスがある。東西南三方向を海に囲まれ、約 7500 kmの海岸線を有している。11 世紀には、強力な海軍力を保有し、東南アジアを広く影響下に治めた海洋帝国を築いた国でもある。そのため、インドが海洋へ関心を有することは、インド洋、太平洋地域への強い影響力を有する。近年のインドの海洋政策の特徴としては、インドが海洋への関心を高めつつあることがある。その背景としては 12 億を超え増える人口と、経済発展に伴う食糧とエネルギー消費の増加によってインドが、海路を通じた輸出入への依存度を高めていることがある。歴代国家安全保障顧問がすべて参加したために、準公式文書と考えられている「非同盟 2.0」には、大陸国家型の軍事力から海洋国家型の軍事力への転換の方針が示されており<sup>1</sup>、実際、国防費の内訳をみても海軍のシェアが 1990 年度の 13%から 2012 年度には 18%へと着実に増加しつつある。陸海空すべて合わせた国防費全体の額が伸びている中で、海軍のシェアが伸びていることは大きな意味があり、インドの海洋重視の傾向を数字で示すものである<sup>2</sup>。同時に、インドの海洋政策においては、日本との関係を急速に深めている点も注目される。安全保障から経済、文化政策に至るまで関係を強化中である。日印間では、日印海洋に関する対話、日米印協議、アフリカ政策に関する日印協議が行われ、ASEAN に関する日印協議の実施も決まり、日印海軍共同演習、日米印海軍共同演習も行われ、また、民間分野でも、これまであまり行われてこなかった、インド港湾施設開発計画が決まっている。ここから、近年のインドは海洋政策に積極的に取り組む傾向にあり、日本とも深いつながりがあると指摘し得る。本章では、政策決定プロセスと担当省庁、海洋（基本）政策、海洋（基本）法令の有無、沿岸域総合管理、領海・排他的経済水域等の管理、その他特質すべき事項についてそれぞれまとめることとする。

### 2. 政策決定プロセスと担当省庁（海洋政策推進体制）

インドの海洋政策は、まず憲法の 246 条に基づき、中央政府と地方政府で担当が分けられている。中央政府が扱う政策については、首相を長とする委員会で決定されている。海洋の安全に関わる安全保障政策については、内閣政治委員会（Cabinet Committee of Political

<sup>1</sup> Sunil Khilnani, Rajiv Kumar, Pratap Bhanu Mehta, Lt.Gen(Retd.)Prakash Menon, Nandan Nilekani, Srinath Raghavan, Shyam Saran, Siddharth Varadarajan, “Nonalignment 2.0: Aforegin and Strategic Policy for India in the twenty first century”, (New Delhi, Center for Policy Research, 2012), p.38 ([http://www.cprindia.org/sites/default/files/NonAlignment%202.0\\_1.pdf](http://www.cprindia.org/sites/default/files/NonAlignment%202.0_1.pdf)) (最終確認 2014 年 1 月 30 日)。

<sup>2</sup> Ministry of Defence, Government of India, Annual Report 各号より筆者作成。

Affairs) と、内閣安全保障委員会 (Cabinet Committee on (National) Security)、国家安全保障会議 (National Security Council) の3つの最高意思決定機関がある。一方、事業計画や投資計画については、首相を長とする独立機関として計画委員会 (Planning Commission) において決定する形になっている<sup>3</sup>。また、注目すべき組織として、1981年に設立された海洋開発局 (Department of Ocean Development) がある。これは首相の直轄となっており、極地開発、漁業資源、海洋資源の開発、海洋環境、沿岸域管理、海洋情報、海洋観測、海洋研究・人材開発等を扱っている。その他海洋政策にかかわる省庁は以下の図1の通りである。

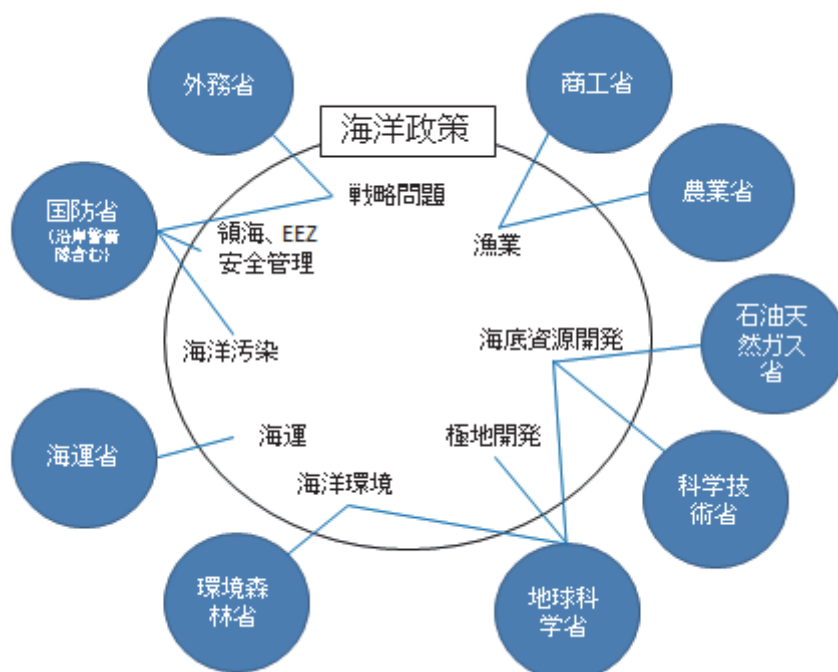


図1 インドの海洋政策関連省庁概念図

※地球科学省の下には、海洋情報に関するインド国家センター (Indian National Centre for Ocean Information Services) と、南極及び海洋の研究をするための国家センター (National Centre for Antarctic and Ocean Research) が設置されている。

※昨今、インドは海洋における活動を支える衛星を打ち上げており、2013年に海軍の通信用衛星、海洋資源探査衛星を打ち上げている。そのため宇宙省のインド宇宙研究機構が海洋政策に関わる傾向も増している。

### 3. 海洋基本政策と関連文書

インドの海洋の開発に関する総合的な方向性を示すものとして、首相の直接指揮のもと

<sup>3</sup> 長尾賢「インドの戦略の発展—大国としての軍事力運用法—」(学習院大学博士学位論文、2011年) 255～260頁。

にある海洋開発局が1982年にだした「海洋政策声明 (Ocean Policy Statement) <sup>4</sup>」がある (別添:抄訳)。また、海運省は2006年、「国家海事発展計画 (National Maritime Development Programme)」を作成、それをふまえて政府がとるべき優先分野の明確化とロードマップ作製を意図する「マリタイム・アジェンダ2010-2020 (Maritime Agenda 2010-2020) <sup>5</sup>」を作成した<sup>6</sup>。この中では、港湾設備の現状と将来予測を示したうえで、港湾を効率的に使用するために必要な設備、人員、整備計画等が具体的な目標として書かれている。さらに、大規模な海軍の近代化に取り組む国防省は2007年に「海洋の自由な使用:インド海軍戦略<sup>7</sup>」を作成し、2009年に改訂版をだした。この文書の中では、地政学的な状況、インドにとって優先すべき海洋、インド海軍が果たすべき役割について書かれている。ただ、インドは海洋全般の基本法令や、沿岸域を総合的に管理する計画といった省庁をまたぐ法的基盤が整備されておらず、それぞれの省庁でそれぞれに沿岸域を管理する法律を有し、重複が指摘されている。あるのは環境保護法 (Environment Protection Act, 1986年)に基づく、沿岸域における活動規制や各州が作成する沿岸域管理計画である。また、世界銀行のプロジェクトとして、沿岸域総合管理プロジェクトがあり、インド各地をまたぐ大規模プロジェクトが行われている<sup>8</sup>。

#### 4. 領海等の管理、排他的経済水域(EEZ)等の管理 (法令、計画等)

インドは1976年「領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域令 (Territorial Waters, Continental Shelf, Exclusive Economic Zone and other Maritime Zone Act)」を制定し、これに基づいて管理を行っている。特に2000年代後半から、インド周辺において海賊が増加し、2008年には海から上陸したテロリストによってムンバイ同時多発テロが起き、さらに中国の漁船団による不審な活動も多々見られる。同時に、周辺国との間で、領海未画定、漁船侵入事件がある。パキスタンとの間ではサー・クリークの領有権問題があり、バングラデシュとの間でも4000平方kmの海域を巡って未画定で、スリランカとの間でも漁船による侵入事件が多発している。そのため、沿岸管理の体制強化を行っている。沿岸安全保障構想と呼ばれる計画は、第1段階が2005年度から行われ、2011年3月31日に完了した。この計画に基づいて73の沿岸警察署、97の監視ポスト、58の外部ポスト、30の兵営、204隻のボート、153両のジープ、312のバイク、10隻の即応侵入ボートが整備された。2011年4月1日からは第2段階が始まり、131の沿岸警察署、10の海洋作戦警察センター、60の栈橋、225隻のボートが整備される。また、沿岸警備隊も2009年から2013年までに120隻の船、

<sup>4</sup> Department of Ocean Development, Government of India, "Ocean Policy Statement" (<http://dod.nic.in/dodpol.htm>).

<sup>5</sup> Ministry of Shipping, Government of India, "Maritime Agenda 2010-2020" (<http://shipping.nic.in/showfile.php?lid=261>)

<sup>6</sup> これらの文書については海洋政策研究財団「インド港湾調査報告書」(2011年3月) ([http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/201103\\_india.pdf](http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/201103_india.pdf))において詳述。

<sup>7</sup> 以前はインド海軍のホームページに掲載されていたが、現在は掲載されていない。

<sup>8</sup> Project "Integrated Coastal Zone Management" (The World Bank) (<http://www.worldbank.org/projects/P097985/integrated-coastal-zone-management?lang=en>).



16機の航空機、4000の追加ポストを整備し、海軍も沿岸レーダー、短距離無人機、中距離無人機、中距離哨戒機、長距離対潜哨戒機による哨戒網整備を行っている<sup>9</sup>。さらに、海賊対策のための海軍による哨戒を行い、過去2年、インド西岸450海里以内における海賊事件は皆無となっている<sup>10</sup>。この他に、インドの国際法上の立場では、自国の敗退的経済水域内では、軍事演習だけでなく機器の設置も含め、沿岸国の同意を必要とする立場である点が注目される。これは、他の主要国の立場と一致せず、今後、問題点としてクローズアップされる可能性がある。

## 5. その他特筆すべき政策等の事項

その他、特筆すべき政策等の事項として北極海への強い関心と、日本とのかかわりの深化がある。北極海については、インドは2013年に北極評議会のオブザーバーとなり、北極海への関心を高めている。北極海への取り組みは、主に外務省と地球科学省を中心に進められているが、インドとしては以下五つの国益上の利益がある。その一つが、北極海における石油・天然ガス、漁業資源等への関心を持っていることである。二つ目が、北極海航路の発展により、インド洋を通る航路が受ける影響を注視していることである。三つ目はインドのGDPを左右する農業がインド洋のモンスーンに影響を受けることに関連して、北極海の気候変動によってどのような影響を受けるか、データを欲していることである。四つ目は、また、海面上昇に対する影響に関心を持っていることである。インド周辺ではバングラデシュやモルディブなど、海面上昇によって多くの土地が水没する国があり、大量の避難民が予想されるためである。インドは1971年に1000万人の避難民流入の結果、パキスタンとの戦争を決断した経緯が背景にある。そして五つ目として、上記四つの利害関係にすべてからむ形として外交上の利益があり、ロシアとの協力、中国との競争の側面をもって政策が遂行されている。

また、日本との協力関係については、2013年度だけでも以下七つのことが決定されている。第一に、日印海洋に関する対話が開始されたことである。出席者の出身省庁は、日本側は内閣官房、外務省、経済産業省、国土交通省（海上保安庁含む）、防衛省であり、インド側は外務省、地球科学省、国防省（沿岸警備隊含む）、海運省であり、広く海洋分野の意見交換が行われている。第二に、海上自衛隊とインド海軍、海上保安庁とインド沿岸警備隊の間での共同訓練が活発化していることで、日印海上共同訓練（2012年より年次）、米印海軍共同訓練マラバールへの日本の参加（2007年、2009年の後、2011年に東日本大震災で中止、2014年に再参加予定）、海上保安当局間の共同訓練（2000年より開始、2014年も実施）がある。第三に、日本とインドで第三国における石油、天然ガスの共同開発を行うこ

<sup>9</sup> Ministry of Defence, Government of India, “Steps Taken to Boost Coastal Security” (Press Information Bureau, Government of India, 18 December 2013) (<http://pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=101992>).

<sup>10</sup> “Navy sounds alarm on ‘floating armouries’” (The Times of India, 4 December 2013) (<http://timesofindia.indiatimes.com/india/Navy-sounds-alarm-on-floating-armouries/articleshow/26815225.cms?referral=PM>).

とが合意された点である。昨今、注目を集めている北極海を含め、今後、エネルギー開発で日印が協力することが増えるものと想定される。第四に、経済分野では、チェンナイ・バンガロール間産業回廊構想に合意したが、この港湾プロジェクトはインド西部、南部の産業中心地とチェンナイ港をつなぐ総合的かつ大規模なもので、タイのバンコクへ海路でつなげることを構想に入れたものである。第五に、インドからの海産物輸入の増大がある。インドの海産物の輸出先の内、約10%を日本が占めている<sup>11</sup>。第六に、日印で協力してスリランカのトリンコムリー港の石油ターミナル整備が決まったことも、今後、このような日印協力が増える可能性を示す良い兆候といえる。特に、このトリンコムリー港は戦略的重要地で、昨今、海上自衛隊と中国海軍の双方が寄港し続けており、中国によるスリランカ・ハンバントタ港における港湾開発にも対抗したものとみられている。そして第七番目として、海上自衛隊装備の救難飛行艇をインド海軍へ輸出することについての合同作業部会の設置が決まったことがある。第1回会合は開催され、第2回会合開催も合意され、2014年3月開催の予定である。

---

<sup>11</sup> インド大使館に照会した資料による。

## 海洋政策声明（1982年、抄訳）<sup>12</sup>

1. 海洋は最後のフロンティアとして知られている。インドの長い海岸線、過去の冒険心によって海洋に関する素晴らしい伝統を培ってきた。私たちの海岸を洗うインド洋は、私たちが利用する必要がある時、その機会を提供してきた。海洋開発成功のため、国中が、この知識のフロンティアを利用しようという企業精神に満ちているべきである。私たちが他の科学的分野で探究してきた経験は、海洋開発の分野においても、その努力を助けることになるだろう。必要なことは、世界の他の地域における開発に対し関心を維持し続け、ダイナミックな推進力を促す政策とその体制である。

2. 国連海洋法会議において圧倒的多数の国々から採択されたことにより、海洋においては新しい国際的秩序が構築された。沿岸国の経済的権限は、海岸線から 200 マイルの地域まで及ぶ。この体制においては、約 202 万平方キロメートルの地域、陸地の約 3 分の 2 に相当する部分がインドの権限の範囲下になった。この地域で国家は、生物資源、非生物資源の利用について排他的な権限を付与された。加えて、インドは 15 万平方キロメートルまでの範囲の深海にある多金属団塊の回収と加工について「パイオニア・インベスタ」としても認められている。

3. 長期間にわたって、海洋は人々に、近くから遠くの土地へ行くことを可能にし、多くの人々の暮らしを支える資源となってきた。現在でもインドは公的にも民間企業でも、海洋資源を利用している。この国は大量の魚、炭化水素資源を海から得ており、調査、図表作成、開発によって、基礎的な知識、海や海底に関する情報の収集といった多くの科学的な業務も行われている。海洋構造物の建設と発展の中で、進歩をみることができる。

4. 広大で、複雑で、不安定な海に対しては、連携し、中央主導で、高度に洗練された開発が求められる。海から入手できる豊富かつ多様な天然資源を統制し、管理し、利用するための基本的な必要条件として、海域（海底、水質や大気の構造を含む）に関する十分な知識に基づくべきである。インド洋海域固有の潜在性を決定づける基本的な知識に加え、我々は資源を生かす適切な技術の開発もしなければならない。支援するインフラは建設してきた。全体を管理統制する効率的なシステムもまた必要である。

5. 私たちは生物資源分布図、商業利用可能な生物の目録を用意し地図にすること、深海

---

<sup>12</sup> Department of Ocean Development, Government of India, “Ocean Policy Statement” (<http://dod.nic.in/dodpol.htm>).

における利用可能な鉱物資源の推計も必要である。支援用のインフラ、様々な種類の研究船を必要とするような動機、資源利用のためのよく練られたプログラム、先端技術、このすべてが海洋技術の発展を促進するために必要である。インフラ部門では、公海及び 200 海里までの排他的経済水域については、その資産を利用するための調査をしなければならない。

6. 主に進めるべき分野は、魚や海草といった生物資源の適切な利用、炭化水素や重砂鉱脈の開発、風のような再生可能な海洋エネルギー資源の利用、水質による温度変化、潮の高さ、塩分濃度、深海から多金属団塊を回収し加工することである。

7. 海洋開発は他の分野における科学技術成果と結びついたものである。だから、我々は、海洋科学技術に関する基本的な発展、すなわち海洋環境技術の発展を遂げている間に、海洋環境を利用し維持するための技術的発展も連動させなければならない。200 万平方キロメートルの海域までフロンティアが拡大したことは、新しいエネルギー資源、鉱物、食料へのアクセスが増したことであり、海洋技術の分野を大きくまたぐものであって、特に構造、物質、器具、深海潜水装置、船の推進システムに関係するものである。天然資源、例えば魚や海草の利用、養殖によるさらなる食糧資源の生産は、水産養殖と海洋牧場といった科学的な手法を必要としている。海洋環境について調査し予測するために必要なことは、海と海底鉱脈地図の作成と図表作成、測地、海洋力学、波、サイクロン、海洋生物、化学、物理学に関わる業務である。これらすべてに関わる研究は、当初から基本的な理解をもち、予測能力を確保するために、様々なプロセスで審査されなければならない。海洋科学技術はまた、現在最先端のレベルを超えて、将来、大きな進展が達成されることを見越していなければならない。

8. 基礎的な科学技術の研究と発展と並行して、我々は深海の調査を行うべきである。深海においても同様に、排他的経済水域とその隣接する海において詳細な調査、サンプル調査を行うことが、多金属団塊、重金属、化石砂鉱、燐灰岩 の位置と豊かで経済的に利用可能なものであるかどうかを評価するために必要になろう。調査を行ってデータを集める際は、連携し、コストパフォーマンスがよくなるよう統合調査システムを構築するべきである。

9. 深海にいる魚を利用する国産技術開発のために、より多くの努力が必要である。これは、より大きな漁船を運用するためのインフラ設備や体制を整える必要性も意味している。

10. 開発プログラムで重視されるのは、技術の獲得におかれるべきである。自立的であるためには、これらの技術の大半は国産で開発、試験、運用されなければならない。潜水システム、位置決定・維持システム、材料開発、海洋データ収集装置、砂防工事技術、潜

水艇、エネルギーと省エネルギー装置に関わる技術は優先順位の高い。新技術のいくつかは商業化して、コストパフォーマンスよくしなければならない。

1 1. 海洋開発にはインフラによる支援体制が絶対の必要条件である。インドでは、多様なインフラがすでに利用可能で、適切に増補しなければならないと同時に、特に、海の安全と救援、航路の体制、通信網、適切な地図と海図の向上のような基本的な支援施設などについては特に増補しなければならない。海洋資源についてのデータセンターネットワークを通して完全に信頼できる情報を提供するためのインフラ支援と、プロセスとマーケティングシステムのためのインフラ支援に、技術の発展と資金支援が必要である。これには利用可能なインフラ設備を広範囲に強化することが必要である。十分な港、造船、船の修理設備の供給に加え、様々な開発部署で十分な技術を持つ人材が必要である。

1 2. 海洋環境と資源の監視と保護のために、法的枠組みとそれに付随する執行体制の統合が求められている。すでに海域や漁業に関するいくつかの法律が策定されている。それらいくつかの法的措置の内、沿岸警備隊は、執行の側面を担当している。海洋開発局の保護の下で、法的枠組み全体を調整するメカニズムを適切に強化しなければならない。

1 3. この観点から、我々は複数の異なる省庁が連携して作成したデータベースをつくらなければならない。海洋科学技術に関する情報が急速に増大する中で、このようなデータベースはより一層必要となっている。海洋開発局は、適切な収集、国の内外からの情報の照合と普及メカニズムに基づく集約したデータシステムを、つくることにする。

1 4. 自立的な技術基盤の構築には、よく訓練された人材が強く求められる。技術を持つ人材育成訓練を適切に計画する。若い科学者、科学者、技術者を、海洋開発プログラムに積極的にかかわるようにし、国の内外のインド人研究者の参加を促すような段階を設けることとする。

1 5. 既存の政府省庁は、このような高まる要求に対して、適切なだけの力を傾けるようにしなければならない。海洋開発局は、この重要な努力が払われてこなかった分野において、組織的な対応能力を高めるように促す省庁として、他の関連省庁と連携して機能するものである。複雑なプログラムを要する海洋開発では、よく整備された統制管理が必要とされており、海洋開発局に制度的拡大を行い、適切で迅速な海洋開発を助けるために他の省庁を動かす十分な権限を与えることが必要とされていて、それこそがインドを国際的な事業において最先端の国にすることになる。また、この事業は、海は人類共通の資産という精神に基づいて、先進国と発展途上国が深く協力することを意味している。



## 第11章 中国における海洋政策の動向

2013年度における中国海洋政策の動向としては、「国家海洋事業発展12次5ヵ年計画(2011～2015)」の策定や、前年度の海洋行政組織の改組に伴い策定された「国家海洋局主要機能・内設機関・人員編成規定」などが挙げられる。本章では、このような政策的動きを中心に、計画・規定の策定、海域の管理などの分野について紹介する。

### 1. 計画・規定の策定

#### (1) 「国家海洋事業発展12次5ヵ年計画(2011～2015)」<sup>1</sup>

「国家海洋事業発展12次5ヵ年計画(2011～2015)」は、「国家海洋事業発展計画綱要(2008年)」に基づき2013年1月に策定され、2013年4月に発表されている。新しい情勢を踏まえ、新しい時期の海洋事業発展に総合的な計画・配置を行った本計画では、2015年に海洋科学技術革新能力の大幅な向上を実現するとともに、2020年に海洋科学技術の独自革新能力及び産業化レベルの大幅な向上を実現するとしている。

また、海洋資源の科学的保護及び利用、海域使用管理の強化、海島の分類・分区管理の実施、海洋汚染防止抑制力の拡大、海洋生態系の保護及び修復力の拡大、海洋経済発展への指導及びサービスの強化、公海資源調査及び極地調査の強化、海洋科学技術の産業化の推進、海洋教育及び人材育成の強化など、15項目の主要任務を定めている。

本計画の策定及び実施は、中国共産党第十八次全国代表大会で示されている「海洋強国の建設」という戦略目標の具体的な実施、海洋事業の全面的発展、海洋開発、規制及び総合管理能力の向上、国家安全及び権益の保護、経済発展方式の転換の加速化、沿岸地域経済社会発展の促進、「小健社会(ゆとりのある社会)」の全面的建設などにおいて重要な意義があるとされている。

本計画でいう海洋事業とは、海洋資源、環境、生態、経済、権益及び安全等の面における総合管理及び公共サービス活動を指す。計画期間は、2011年から2015までで、2020年を展望する。具体的に18章から構成されており、海洋資源管理、海島の保護と開発、海洋生態系の保護と再生、及び海洋防災・減災、海洋権益の保護等の分野について述べられている。具体的な章別構成には、下記の通りである。

#### 第1章 発展環境

##### 第1節 成果の振り返り

##### 第2節 機会と挑戦

#### 第2章 全体要求

##### 第1節 指導思想

---

<sup>1</sup> 「国家海洋事業発展12次5ヵ年計画(2011～2015)」の詳細は、本年度報告書参考資料編・資料4の全文訳文を参照されたい。

- 第2節 基本原則
- 第3節 発展目標
- 第3章 海洋資源管理
  - 第1節 海洋漁業資源管理の強化
  - 第2節 海洋オイル・ガス資源探査・開発の強化
  - 第3節 海水資源の総合利用
  - 第4節 海洋再生可能エネルギー利用の加速化
- 第4章 海域の集約的利用
  - 第1節 海域使用管理の強化
  - 第2節 海洋機能区画制度の厳格な執行
  - 第3節 囲い込み・埋立て及び重大建設事業による海域使用管理の強化
- 第5章 海島の保護と開発
  - 第1節 有人海島の秩序的開発の促進
  - 第2節 無人海島保護の強化
  - 第3節 特殊用途の海島管理の強化
- 第6章 海洋環境の保護
  - 第1節 海洋汚染防止・規制力の向上
  - 第2節 海洋環境モニタリング及び評価の強化
  - 第3節 海洋重大汚染事件の管理と対処の強化
- 第7章 海洋生態系の保護と再生
  - 第1節 海洋生物多様性の保護
  - 第2節 海洋生態系再生の推進
  - 第3節 海洋生態系モニタリングと生態系災害管理の強化
- 第8章 海洋経済のマクロコントロール
  - 第1節 海洋経済の指導と調整の強化
  - 第2節 海洋主体機能区戦略の実施
  - 第3節 海洋経済発展モデル地区の推進
- 第9章 海洋公共サービス
  - 第1節 海洋調査と測量・製図の強化
  - 第2節 海洋情報化レベルの向上
  - 第3節 海洋標準計量サービス体系の健全化
  - 第4節 海洋漁業サービス能力の向上
  - 第5節 海上交通安全サービスの強化
  - 第6節 海域の平安及び安定の保護
- 第10章 海洋防災
  - 第1節 海洋災害リスク防止力の強化



- 第 2 節 海洋予報サービスレベルの向上
- 第 3 節 海洋の気候変動への対応力の強化
- 第 4 節 海洋災害観測能力の向上
- 第 11 章 海洋権益の保護
  - 第 1 節 海上権益保護巡航・法執行の強化
  - 第 2 節 多様な海洋権益保護行動の展開
  - 第 3 節 国際海上航行安全の保護
- 第 12 章 国際海事
  - 第 1 節 国際海事の全面参加
  - 第 2 節 二国間海洋協力の推進
  - 第 3 節 多国間協力の積極的リード
- 第 13 章 公海資源調査と極地考察
  - 第 1 節 公海資源環境調査及び評価の強化
  - 第 2 節 極地科学調査の推進
  - 第 3 節 公海調査及び極地考察の能力建設の加速化
- 第 14 章 海洋科学技術
  - 第 1 節 海洋基礎科学研究の推進
  - 第 2 節 海洋戦略的・展望的技術の発展
  - 第 3 節 海洋技術産業化の推進
- 第 15 章 海洋教育及び人材育成
  - 第 1 節 海洋教育発展の推進
  - 第 2 節 革新型人材の育成
  - 第 3 節 海洋人材キャパシティ・ビルディングの計画化
- 第 16 章 海洋法律法規
  - 第 1 節 海洋立法の強化
  - 第 2 節 合法的行政レベルの向上
- 第 17 章 海洋意識及び文化
  - 第 1 節 国民の海洋意識の向上
  - 第 2 節 海洋文化遺産の保護
  - 第 3 節 海洋文化産業の育成
- 第 18 章 保障措置
  - 第 1 節 海洋発展戦略の制定
  - 第 2 節 海洋総合管理の実施
  - 第 3 節 計画指導の強化
  - 第 4 節 政府財政投資量の拡大

## (2) 「国家海洋局主要機能・内設機関・人員編成規定」<sup>2</sup>

「国家海洋局主要機能・内設機関・人員編成規定」は、第12期全国人民代表大会の第1次会議にて批准された「国務院機構改革及び機能転換方案」及び「国務院の各部・委員会管理の国家局設置に関する通知」に基づき、2013年6月に策定されている。

本規定により、国家海洋局は海洋総合管理、生態環境保護、海上権益保護法執行の強化とともに、中国海洋警察隊に対し統一計画、統一建設、統一管理、統一指揮を行い、海洋秩序及び海洋権益を保護することとなる。同年7月22日より、「国家海洋局」及び「中国海警局（中国海洋警察局）」の標識が国家海洋局の正門入口に表示されるようになっている。

本規定では、国家海洋局の6項目にわたる行政責務を取り消し、国家海洋局の主要責務を明確にしている。すなわち、国家海洋局は内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚及びその他の海域における海域使用等に関連する法律・法規の起草を担当し、海洋機能区画を策定及び監督・実施するとともに、海島保護及び無人海島の開発利用管理制度を立案し、監督・実施することとなる。また、海洋生態環境の保護を実施し、海洋観測予報及び海洋災害警報制度を立案及び監督・実施するとともに、重大海洋災害の応急対処に参加し、海洋領域における国際交流及び協力等を推進することとなる。

また、国家海洋局は、下記の責務を担当・実施することとなる。海洋権益保護法執行制度及び措置の立案を担当するとともに、法執行規範及びプロセスを策定し、管轄海域における権益保護法執行活動を実施する。海上国境を管理・保護し、密輸、密入国、麻薬密売等の違法犯罪行為を取り締まるとともに、国家海上安全及び治安を保護し、海上重要目標の安全警備、海上突発事件の対処等を担当する。機船底引き網漁業禁漁区線の外側及び特定漁業制限漁場における漁業法執行検査及び漁業生産紛糾の調査・処理を担当する。海域使用、海島保護及び無人海島の開発利用、海洋生態環境の保護、海洋鉱物資源の探査開発、海底パイプラインの敷設、海洋調査測量及び海洋科学研究活動等の法執行検査を担当する。地方における海上法執行業務を指導する。海上救助に参加し、海上漁業生産事故の調査処理を実施または参加するとともに、海洋環境汚染事故等を定められた権限に基づき調査処理を行う。

その他、本規定では、他の部署との職務分業を整理・調整し、海洋総合管理、生態環境保護及び科学技術革新制度体制の強化、海事統合計画及び総合協調体制の改善、海上事業発展の促進に、制度的保障を提供している。

具体的な構成内容、及び新しい海洋行政組織のイメージ（図1）は、下記の通りである。

### 1.機能転換

1-1 取り消された職務

1-2 下部の行政機関へ移動された職務

---

<sup>2</sup> 「国家海洋局主要機能・内設機関・人員編成規定」の詳細は、本年度報告書参考資料編・資料5の全文訳文を参照されたい。

1-3 強化された職務

## 2.主要責務

## 3.内設機関

3-1 事務室

3-2 戦略計画及び経済司<sup>3</sup>

3-3 政策法制及び島嶼權益司

3-4 海警司（海洋警察司令部、中国海洋警察指揮センター）

3-5 生態環境保護司

3-6 海域総合管理司

3-7 予報防災司

3-8 科学技術司

3-9 国際協力司（香港・マカオ・台湾事務室）

3-10 人事司（海警政治部）

3-11 財務装備司（海洋警察後援装備部）

## 4.人員編成

## 5.その他の事項

5-1 国家海洋局北海分局、東海分局、南海分局及び中国海洋警察局

5-2 公安部の関連職務との分業

5-3 国土資源部の関連職務との分業

5-4 農業部の関連職務との分業

5-5 税関本部の関連職務との分業

5-6 交通運輸部の職務との分業

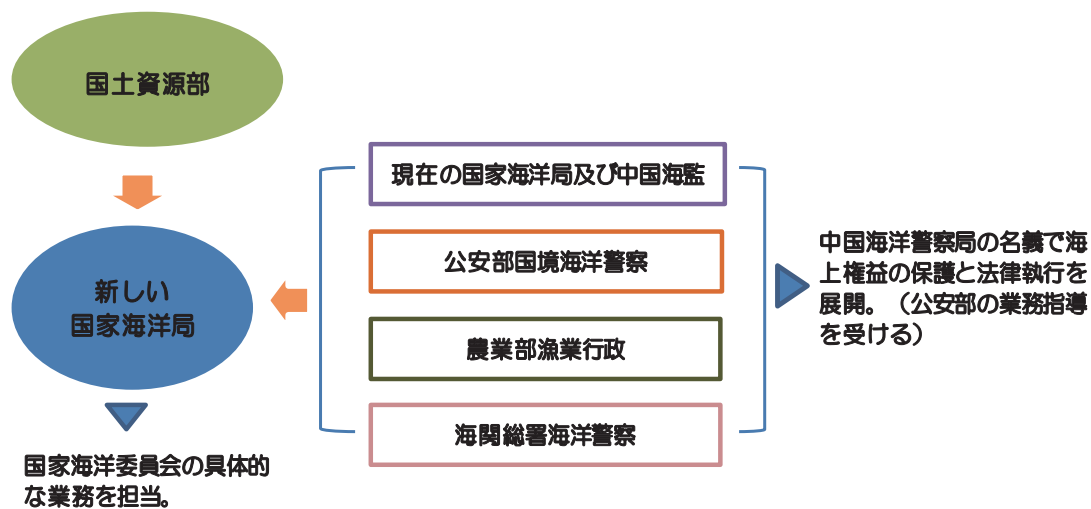
5-7 環境保護部の関連職務との分業

5-8 所属機関の設置、職務及び編成

## 6.附 則

---

<sup>3</sup> 行政部局の名称について、中国の「部」は日本の「省」に、「局」は日本の「庁」に、「司」・「処」は日本の「部」・「局」に値しており（ex.中国の「国土資源部→国家海洋局→戦略計画及び経済司」は、日本の「農林水産省→水産庁→漁政部」のような部局関係となる）、本稿や翻訳では中国の名称を用いている。



出処：国家海洋局 HP、<http://www.soa.gov.cn> による。

図1 新しい海洋行政組織のイメージ

## 2. 海域の管理<sup>4</sup>

### (1) 海域管理の政策・法規

「農地干拓による海域使用管理の強化に関する意見」が発表され、農地干拓による海域使用計画の策定、審査、論証、実施、及び農地干拓海域使用計画の範囲内における事業建設海域使用の申請・審査・批准及び計画管理等の要求について明確にされている。

また、「砂利採取海域使用权の競売・入札・看板掲示方式による譲渡の推進に関する通告」、「市場メカニズムによる砂利採取海域使用权の譲渡の実施に関する通知」が発表され、砂利採取海域使用权の市場化配置業務に関する具体的な要求が出されるとともに、2013年1月1日より、砂利採取による海域使用に市場メカニズムが採用されるようになっている。

その他、「海域使用管理法」及び関連制度への認識の向上・強化を目的に、沿岸11省、自治区、直轄市における海洋関連部署において、海域管理政策講習会が9回にわたって実施され、1,700名余りの海域管理部門及び海域動態モニタリングセンターの職員が参加し、研修を受けている。

### (2) 海域使用权の管理

2012年において、申請・許可による海域使用权証書の発行数は2,348本であり、271,689haの海域面積において海域使用权が確定されている。国家重大基礎施設、重点海洋産業等による海域使用ニーズが優先的保障され、32件の重大事業海域使用が国务院に許可されている。具体的には、表1の通りである。

<sup>4</sup> 「2012年海域使用管理公報」(2013年3月公表)を参考・翻訳引用しており、本節の内容は2012年のデータ・状況を反映する。

表1 各地における海域使用权証書の発行状況（2012）

地域	経営的事業		公益的事業	
	証書(本)	面積(ha)	証書(本)	面積(ha)
遼寧	527	134,762.81	4	1,048.95
河北	38	2,278.57	5	1,157
天津	34	741.42	2	343.39
山東	412	66,035.18	22	364.88
江蘇	289	44,071.75	5	94.67
上海	10	54.19	-	-
浙江	158	3,439.91	6	40.10
福建	130	3,525.33	10	660.41
広東	271	7,403.28	11	503.41
広西	321	3,026.36	10	44.63
海南	81	2,082.38	2	11.46
全国	2 271	267,421.18	77	4,269

出処：国家海洋局 HP、<http://www.soa.gov.cn> による。

その他、6 省、自治区において海域使用权の入札・競売が実施され、70 本の海域使用权証書が発行されるとともに、11,695ha の海域において海域使用权が確定されている。徴収された海域使用料は、1,013.21 万元である。うち、漁業は 62 本、海域使用权が確定された海域面積は 1,435.93ha、徴収された海域使用料は 875.37 万元である。工業による海域使用は 6 本、海域使用权が確定された海域面積は 248.84ha、徴収された海域使用料は 9,579.01 万元である。レジャーによる海域使用は 2 本、海域使用权が確定された海域面積は 10.88ha、徴収された海域使用料は 558.83 万元である（表 2）。

このように、申請・許可による海域使用权の発行、入札・競売による海域使用权の発行を合わせて計 2,418 本の海域使用权証書が発行されており、283,385.5ha に及ぶ海域において海域使用权が確定されている。具体的に産業別状況を見ると、漁業による海域使用面積が 262,771.25ha で全体の 92.72%、工業による海域使用面積が 9,132.87ha で全体の 3.22%、交通運輸による海域使用面積が 6,301.96ha で全体の 2.22%、レジャーによる海域使用面積が 1,259.87ha で全体の 0.52%、海底プロジェクトによる海域使用面積が 31.03ha で全体の 0.01%、海洋投棄による海域使用面積が 16.59ha で全体の 0.01%、土地造成による海域使用面積が 1,464.87ha で全体の 0.52%、特殊用途による海域使用面積が 188.09ha で全体の 0.07%、その他の海域使用面積が 2,018.97ha で全体の 0.71%を、それぞれ占めている（図 2）。漁業による海域の使用は、「海域使用管理法」の実施以来、初めて 90%を上回っている。

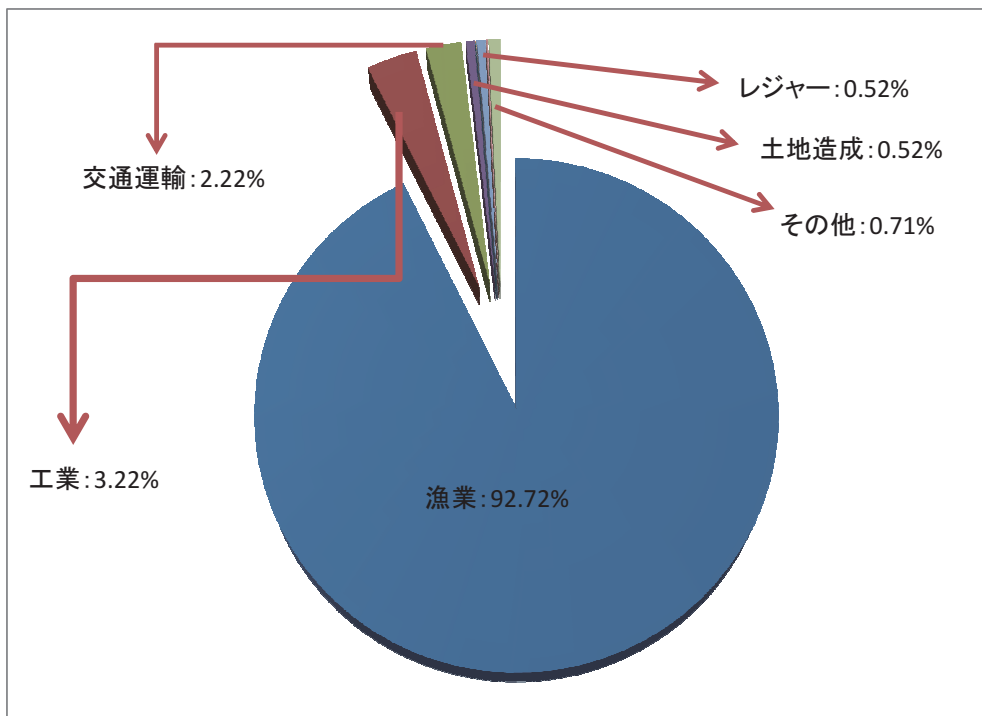
また、海域使用タイプ別に見ると、埋立てによる土地造成が 8,619.08ha、構築物の設置が

1,378.51ha、囲い込みによる海域使用が 7,374.31ha、オープン式が 263,349.69ha、その他の方式が 2,663.91ha である。埋立てや囲い込みによる海域使用方式は、2009 年から減少傾向となっている。

表 2 2012 年における海域使用权の入札・競売状況

	入札			セリ		
	証書(本)	面積(ha)	使用料(万元)	証書(本)	面積(ha)	使用料(万元)
江蘇	40	9441.36	475.78	2	968.25	160.93
浙江	3	170.38	3324	2	21.81	1152.02
福建	7	399.57	2345.49	6	385.59	82.8
広東	-	-	-	1	56.64	2880
広西	-	-	-	8	249.12	33.36
海南	-	-	-	1	2.93	558.83
全国	50	10011.37	6145.27	20	1684.34	4867.94

出処：国家海洋局 HP、<http://www.soa.gov.cn> による。



出処：国家海洋局 HP、<http://www.soa.gov.cn> による。

図 2 産業別海域使用状況

## 第 12 章 韓国における海洋政策の動向 - 水産業振興の施策と沿岸管理の継続

2013 年 2 月、朴槿恵政権の発足に伴い、海洋政策の担当組織である国土海洋部が改編され海洋水産部が新設された。国土海洋部の下では沿岸整備および陸と連携した沿岸域の発展が主な推進課題となり、水産業育成等は比較的遅れていた。海洋水産部新設からの一年間の海洋政策は、従来の沿岸整備および沿岸域開発事業の継続とともに、水産業の保護・育成のための体制整備を図る政策の執行が見られる。また、北極海航路の開放に備えた長期計画の策定および推進も注目される内容である。

本年度の報告書では、参考資料として、沿岸管理の長期計画である「第 2 次沿岸統合管理計画（2011-2021）」の第一部（資料 5）と、「北極総合政策の推進計画」（資料 6）を添付した。

### I. 法制の改正

#### 1. 沿岸管理法の改定公布（2013.8.13.）

##### (1) 改正の背景

海洋水産部は、沿岸浸食が深刻な地域の沿岸浸食管理区域を指定・管理する内容の沿岸管理法改正法を公布した。これは、最近の気候変化による海面上昇や大規模な埋立地、海岸、乱開発などにより、沿岸浸食が加速されていることを勘案した施策である。海洋水産部等が 2012 年に実施した主な沿岸浸食モニタリングの結果を見ると、全国 172 カ所のうち 73 % に相当する 126 箇所が浸食懸念・深刻地域と診断された。

##### (2) 主な改正内容

#### ① 沿岸浸食管理区域の指定および管理計画

沿岸浸食により、深刻な被害が発生した区域、または発生する恐れがある区域を浸食管理区域に指定する。管理区域の区分においては、管理区域の効率的な管理のために重要な管理区域と緩衝管理区域に区分して設定することを可能とした。また、浸食被害の危険性が著しく減少した地域や公益上、または軍事上の必要とされる地域などに対して、管理区域の指定を解除・変更することができるようになった。

浸食管理区域内の保存・利用および開発の実態、原因と被害調査、防止または復旧対策など、浸食被害に効果的に対応するための管理計画を策定するように定める。

#### ② 沿岸浸食管理区域内の行為の制限

浸食管理区域内の沿岸整備事業を優先的に実施するように明記した。国が直接整備事業を実施することができるようにして、浸食の迅速な復旧と安全を確保するように図る。

#### ③ 浸食の実態調査および研究開発等、科学的管理のための根拠規定を新設



長期予測により浸食予測地域を選別し、浸食の進行状況、浸食頻度等を分析するための浸食実態調査（毎年）の法的根拠を用意するように定めた。具体的には、沿岸浸食を防止したり、被害を軽減するために必要な研究開発の法的根拠を規定した。また国や自治体は、管理区域内の浸食を防止するために必要な場合、土地や権利を所有者から買収することができ、土地等の所有者は、国等を相手に土地や権利の買収請求が可能になる。

#### **④ 浸食の実態調査および研究開発等、科学的管理のための根拠規定を新設**

長期予測により浸食予測地域を選別し、浸食の進行状況、浸食頻度等を分析するための浸食実態調査（毎年）の法的根拠を用意した。沿岸浸食の防止、被害の軽減のために必要な研究開発の法的根拠を設定した。

#### **⑤ 規制の実効性の確保及び土地等の買収**

実効性を確保するため、管理区域内の行為の制限を違反した場合には、行為の停止もしくは原状回復命令を下したり、代執行、罰金などの制裁措置を請求する権利を定めた。国や自治体は、管理区域内の浸食を防止するために必要な場合、土地などを協議して買収することができる。また所有者は、管理区域の指定で効用が著しく減少した土地等に対する買収請求が可能になる。

#### **⑥ 沿岸整備実施計画の妥当性の検討や施設の事後管理点検の規定を新設**

沿岸整備事業の効果・妥当性と沿岸整備施設の事後管理状況の点検・評価を、関連専門機関によって実行できるようにする法的根拠を新設した。

#### **⑦ 沿岸管理の新たな立装置と立法上の不備点等の補完**

沿岸教育・広報の強化のための沿岸教育センターの指定、専門知識を要する業務（浸食実態調査、沿岸海域適性評価など）の委託に関する法的根拠を定めた。立法不備の事項であった管理沿岸海域の機能区指定および管理に関する明確な規定を設け、すべての種類の機能区の指定が可能になるように整備した。

地方分権委員会の決定（2010年5月）による地方移譲確定事務（沿岸管理地域計画の策定、沿岸管理業務の委嘱等の事務を地方へ移譲）、企画財政部（負担金運用審議委員会）の負担金制度の改善勧告（2011年5月、沿岸整備事業の原因者負担金を、負担金ではなく義務履行の強制事項と定めるように変更）等を反映した。

### **(3) 評価と今後の日程**

今回の法改正により、沿岸浸食問題の体系的対応のための法的管理の根拠が整備された。また沿岸浸食管理区域制度の規定案を今年末までに用意する計画である。

## 2. 「海洋環境管理法」の施行令、施行規則の一部改正案発表（2013.6.19.施行）

### (1) 背景および経緯

1983年から2012年の間、韓国海域で沈没した船舶は1794隻に達するが、そのうち引き揚げが行ったのは444隻に過ぎない。韓国海洋水産部は、沈没船舶の管理を強化し、船舶から流出される油等による海洋の2次汚染を防ぐため、海洋環境管理法の下位法令を改正した。

### (2) 改正の主要内容

沈没船舶の情報を体系的に管理するために施行令第60条が新しく設けられた。沈没船舶の種類、規模、残存油の量、流出可能性、水深等を考慮した「海洋汚染事故の誘発可能性」評価を実施する（施行規則第47条）。評価の結果、集中管理対象船舶と指定された船舶は、船体状態を把握して残存油・貨物の流出と海上事故の誘発可能性に関する精密調査を実施して、引き揚げ等の対策を行う。

## 3. 「独別管理海域における沿岸汚染総量管理の基本方針」制定（2013.5.31. 海洋水産部訓令）

沿岸汚染総量管理制とは、対象海域の環境容量と目標水質を設定し、その範囲内で汚染物質の流入総量を管理する制度である。特別管理海域は、海洋環境管理法第15条に基づいて管理されている海域であり、馬山湾、始華（シファ）湖・仁川沿岸、釜山沿岸、蔚山（ウルサン）沿岸、光陽（クァンヤン）湾が指定されている。5つの特別管理海域のうち、2007年から馬山（マサン）湾で実施して来た沿岸汚染総量管理制を段階的に他海域へ適用する。

海洋水産部は同方針の制定により、総量管理の項目および目標水質の設定方法、汚染源の調査、汚染量の算定方法、基本・成功計画の策定手続き等を備えた。これにより、今後他の特別管理海域において沿岸汚染の総量管理を実施する基盤が整備された。また、馬山湾と始華湖において各自に適用されて来た沿岸汚染総量管理の基本方針を統合し、今後の効率的な運営を図る。

## 4. 東西南海岸および内陸圏発展特別施行令の改正（2013.6.5.）

国土交通部は、海岸圏及び内陸圏の開発事業の開発区域の開発区域指定の面積基準を、現行「30万㎡以上」から、「3万㎡以上」と緩和する上記特別法の施行令改正案を発表した。今まで、海岸圏等の開発区域の指定範囲が30万㎡以上に定められたため、適切土地を確保することが難しく、事業費の上昇要因と作用し、円滑な事業推進の阻害要因となってきた。

今回の面積基準緩和により、地方自治体等の開発事業の施行者が事業特徴に合わせて適正規模の事業推進が可能となった。国土交通部は現在、「珍島（チンド）港後地開発事業」と高敞（コチャン）干潟生態地区造成事業」を開発区域と指定、推進している。今回の改正で、「高興（コフン）宇宙ランド造成事業」等の多数事業に対して、開発区域指定が可能

となる。

## II. 主な政策動向

### 1. 水産業の保護、促進および漁業管理体制の整備と強化

#### (1) 漁業管理能力強化のための総合対策発表（2013.7.22.）

##### ① 概要

海洋水産部は、2017年まで韓国の沿海・近海で起きる漁船事故と不法操業を30%低減させるための「漁業管理能力強化のための総合対策」を発表した。漁船事故の防止および確保の次元から集団的な対応を図る一方、領外侵犯、無許可操業等に積極対応することが定められた。これにより、安全な海洋環境を整うとともに海洋領土主権の強化を図る。そのなかで、漁業管理能力の強化が海洋水産部の20大重点管理課題として選ばれた(2013.6.7)。6月の韓中首脳会談では、黄海における不法漁業の共同取締に関する協議が行われた(2013.6.28)。漁業管理システムの向上、漁業管理インフラの拡充、法的・制度的な実効性の確保、国際漁業秩序における協力の強化の4大重点戦略の下に、17個の課題を定めている。

##### ② 主要内容

#### i. 漁業管理システムの向上

海洋水産部は漁船事故を2017年までに現在の30%、2020年までには50%まで低減させるために、年3万名の漁民を対象とする安全教育を実施する一方、ライフジャケットの使用を義務化すると共にその間普及事業を推進する。また日本海・黄海の漁業管理団に海上起動班を編成し、オイル交換および漁船安全を点検するサービスを実施する。2014年からは、1トン未満の漁船を対象とする電気漁船普及事業を実施する。

遠海および近海における不法漁業においても、2017年までに30%、2020年までに50%の削減を目標とする。国内漁船による漁具の超過設置等の不法漁業に対する海上取締とともに、陸上取締チームを編成し、不法漁獲部物の流通を差控する計画である。中国漁船の不法操業に関しては、入漁時期(1~4月、10月~12月)に漁業指導船を黄海に集中配置して取締を強化する。取締効果を向上させるため、漁業指導船と海洋警察艦艇間の合同取締も活性化する方針である。

#### ii. 漁業管理インフラの構築

漁船事故の予防および不法操業の取締を効果的に実施するため、指導・取締のインフラを大幅に拡充する。まず漁民との対話チャンネルを設置し、事前予防的な秩序造りを図る。また、700余隻の水産資源保護管理船を不法漁業の予防活動に活用するとともに、地方自治体別および凝集別、水産協同組合別の不法漁業防止努力を評価し、次年度予算に繁栄する計画である。

漁業指導船の補強および漁業管理単の組織改編も推進される。黄海の EEZ および韓中暫定措置水域等に対する中国漁船の不法操業の取締を強化するために、国家指導船を現在の 34 隻から 2020 年まで 50 隻へ増やす予定である。また、立体的な取締と緊急事態への効果的な対応のために、ヘリコプターと水陸両用航空機も導入する。

同時に、現在日本海と黄海において運営されている漁業管理団体制を総括してコントロールするために、「漁業管理本部」を新設し、その下で 3 つの支部を設ける方を推進する。現在 69 隻が運用されている地方自治体の漁業指導船を国家指導船へ統合するため、関連地方自治体と協議する計画である。

### iii. 法的・制度的な実効性の確保 - 船舶安全操業及び支援に関する法律の制定

中長期な政策の推進と、制度的な不備を解消するために、関連法令の制定・改正を推進する。第一に、来年までに、「船舶安全操業および支援に関する法律」を制定する。また、水産業法を改正し、不法漁業に対して行政処分を下した従来の装置を課徴金体制へ変更する。

### iv. 国際漁業秩序における協力強化

韓中および日韓の漁業協定締結による国際漁業協力の強化を図る。黄海における韓中共同漁業取締の実施をはじめ、両国間の人的・技術的な交流の拡大を推進する。

また、韓国遠洋漁船による IUU（違法、非報告、非規制）漁業を根絶するため、本年度（2013 年）から漁業指導船を中西太平洋へ派遣すると共に、今後大型漁業指導船を確保し西アフリカ水域へ派遣する方針である。

## ③ 推進日程

海洋水産部は、8 月中に「漁業秩序の能力強化の推進 TF」の設置、年内に「船舶安全操業および支援に関する法律」の国会提出、来年までに制定完了を計画している。また、2013 年度の下半期には「漁業管理の能力強化方案の予備妥当性に関する調査」を実施し、来年度上半期には企画財政部に予備妥当性の審査を依頼する予定である。

### (2) 濟州漁業管理事務所を新設 (2013.9.24.)

海洋水産部は、EEZ 等濟州島周辺海域で行われる中国漁船の不法操業に対応するため、濟州漁業管理事務所を新設することを決定した。従来、濟州島地域には漁業指導および取締機関が不在し、釜山から出動する漁業指導船が濟州島海域を担当していた。そのため移動時間および経費の所要と不法操業に対する取締の効率性の問題が指摘された。濟州漁業管理事務所の設置により、今後は漁業指導船の活動がより効率的に行われることが期待される。海洋水産部は、濟州漁業管理事務所の開設における細部事項を関係省庁と協議し、2014 年初から運営する計画である。

### **(3) 韓中漁業共同委員会および第7次韓中水産高位級会談開催 (2013.10.28.)**

韓中両国は、2014年度の両国漁船によるEEZ内での相互入漁規模および操業条件、操業秩序維持、暫定措置水域の資源管理等を協議した。とりわけ、両国政府は6月合意された「韓中の共同取締および協力体制の強化」に従い、暫定措置水域での指導・取締を強化するとともに、2014年から両国漁業指導船による共同巡視の実施等に合意した。

### **(4) 韓国水産分野初の大型研究開発事業を推進 (2013.12.11.)**

現在、水産分野の研究開発(R&D)に対する韓国の予算支援は、韓国全体R&D予算の0.7%に過ぎない。海洋水産部は、水産資源の体系的な管理と安定的な水産物の供給のために、水産分野初となる大型研究開発事業を推進する。「親茲山魚譜プロジェクト」と命名された同事業では、水産物の放射能汚染問題、ノロウィルス、赤潮被害等による水産業の不況を克服し、気候変化や水産資源の減少に対応するとともに、水産業の価値と政府の役割を高揚するために実施される。事業名は、2014年が韓国の学者丁若銓が韓国初の水産科学書である「茲山魚譜」を執筆してから200周年となることを記念して命名された。

主な事業内容は、①持続可能な水産生命資源の管理システムの構築、②安全な水産物の生産環境の基盤造成、③水産物の消費活性化の基盤づくり当である。2015年から7年間、3500億ウォン(凡そ350億円)の研究開発費を投資する予定である。

### **(5) 国家漁港施設に関する安全性評価の結果発表 (2013.5.9.)**

海洋水産部は、台風等の自然災害から漁港施設の被害を予防するため、2010年から実施した82個の国家漁港に対する設計波<sup>1</sup>の検討および安全性評価の結果を発表した。設計波の再検討の結果、82個の国家漁港のうち49ヶ所で設計波高が増加したことが観測された。設計波が増加したのは、2000年以降から続いた大型台風の上陸が原因と見られている。防波堤等の施設物の安全性評価の結果、82ヶ所の192個施設の中、補修・補強が必要な施設は56ヶ所の90個施設であり、総費用は6,684億ウォンと算定された。漁船の安全な停泊のため、気象悪化時に港内の高波が観測される27ヶ所の改善も指摘され、その費用は3,131億ウォンに推定された。海洋水産部は、補修・補強が至急求められる港湾に対しては早期に整備事業に着手する等の対策を推進している。

### **(6) 海洋水産部、地方自治体の沿岸整備事業に301億ウォン(30億円程度)支援発表 (2013.5.10)**

気候変化と異常の高波等による沿岸浸食が加速する中、海洋水産部は地方自治体を実施する沿岸整備事業の推進および支援政策を策定した。2013年度は、全国8地方自治体の48ヶ所の沿岸整備事業に、国からの補助金301億ウォンを支援する。今回の補助金は、地方

<sup>1</sup> 港湾および海岸構造物の設計に適用される波浪。



自治体が実施する当該事業予算の 50-70%に該当する。

支援対象は以下の通りである。

釜山広域市（7ヶ所）、江原道（3ヶ所）、忠清南道（4ヶ所）、全羅北道（1ヶ所）、慶尚北道（7ヶ所）、全羅南道（15ヶ所）、慶尚南道（7ヶ所）、済州島（4ヶ所）

## 2. 沿岸整備事業の継続と改善

### (1) 沿岸浸食対応技術開発事業の発表（2013.7.17.）

海洋水産部は、年々悪化する沿岸浸食問題の根本的な解決のために、2017年までの5年間に、230億ウォン(20億円)規模の「沿岸浸食対応技術の開発」事業を推進する。同研究事業は、韓国科学技術研究院を中心とする産学研17個の機関が参画する国内最大規模の研究事業として行われる。

主な研究内容としては、韓国の東西南海の海域別の特性を考慮した沿岸浸食のメカニズムを解明し、これに基づいた海域別の沿岸浸食予測モデルを開発する。また、海岸別の沿岸浸食低減工法による設計、及びテスト施工と性能評価を実施し、韓国型の沿岸浸食低減工法を提示するものが挙げられる。

今後、全ての国土沿岸の効率的な管理のため関係省庁間の協調政策を策定し、沿岸浸食統合管理体制の方案を整備する計画である。同研究事業が開発する技術により、沿岸整備事業の効率が7%に向上された場合、凡そ1,050億ウォン(100億円)の予算削減が期待される。

### (2) 沿岸整備基本計画の大幅な修正実施（2013.9.4.）

過去4年間の起きた沿岸環境の変化と沿岸域の住民の多様なニーズを反映するために、沿岸整備基本計画の変更を推進する。

海洋水産部は、9月4日、11の広域地方自治体と74の沿岸基礎地方自治体を対象とした「第二次沿岸整備基本計画（2010～2019）」の変更のための政策説明会を開催した。同部は施行4年目である同計画の変更により、沿岸地域の危険要素である浸食・浸水に対応する事業を積極繁栄すると同時に、エコ・フレンドリーの沿岸整備事業を図る。沿岸整備事業の見本となるモデルを開発し、海外の優秀事例も積極取り入れ、複合機能沿岸を造成する方針である。

### (3) 拠点型のマリナ港湾の造成及び推進計画発表（2013.8.30.）

海洋水産部は、全国6ヶ所において、国家支援の拠点型のマリナ港湾造成のための基本調査設計を実施する。朴政府の国政課題の一つとして定められた同事業は、海洋レジャーのニーズ増加に備え、海洋レジャー産業の育成等による経済成長を図るものである。本年度は、基本調査の設計費として約21億ウォン（凡そ2億円）を含む23億ウォンを編成した。現在単純溪流機能を中心に運営されているマリナ港湾を、国際レベルに相応するサー

ビス設備を備えた港湾として開発し、中国、日本等の周辺諸国とのマリナ交流を促進する。

海洋水産部は分野別の専門家の評価（2012年11月中旬に2回）と研究機関の研究検討（2012年12月）を経て、13ヶ所の「拠点型マリナ港湾対象地」と選定した。その後、民間資本による事業の進行状況、基盤施設の造成等を総合的に評価し、6ヶ所を「国家支援の拠点型マリナ港湾対象地」として最終選定した（2013年2月）。基本調査設計を実施する6ヶ所に対しては、一ヶ所当たり最大300億ウォンの国費支援が検討されている。同事業は今後、2014年まで事業者の公募と事業計画の策定を行い、2015年からは本格的な事業実施をはじめ、2017年には最終事業が完了される見通しである。

#### **(4) 海洋生態統合情報システムの開始（2013.2.4）**

国土海洋部（現海洋水産部）は、韓国沿岸と干潟の生態系情報を一括する海洋生態統合情報システムのウェブサイト「海生態情報ナラ<sup>2</sup>」（[www.ecosea.go.kr](http://www.ecosea.go.kr)）を公開した。従来、各自で運営されてきた干潟情報システム、海洋生態情報システム、および海洋保護区センターのデータ等を統合したものである。同サイトでは、干潟、海洋生態系、海洋保護区域に対する科学的な調査データベースを構築し、その情報を地理情報システム（Web-GIS）を通じて一般に提供する。

#### **(5) 東西南海岸の8ヶ所、「休養・生態体験ベルト助成」事業発表（2013.5.7.）**

国土交通部は、「東西南海岸圏発展総合計画」に含まれた海岸圏別の核心事業と、朴槿恵政府の地域開発公約である「立ち後れ地域の休養・観光ベルト構築事業」と連携し、海岸圏の拠点地域別の海岸圏開発事業を推進する。

各海岸の地域拠点を代表する慶尚北道巨濟（コゼ）の知世浦（チセポ）海洋レポートタウン等、8個の事業（東海岸4、南海岸3、西海岸1）が今年の下半期から設計、工事へ入り、2013年から2016年までに弱1,181億ウォン（国費563.5億ウォン、地方費617.5億ウォン）を投入する計画である。

-東海岸：家族体験・休養・レポートベルト

-西海岸：歴史・文化をテーマとした学習・体験型の観光ベルト、干潟、渡り鳥を利用した生態観光ベルト

-南海岸：複合休養文化観光ベルト

### **3. 北極政策の推進**

#### **(1) 北極総合政策の推進計画発表（2013.7.25.）**

海洋水産部は、関係省庁合同で「北極総合政策推進計画」を策定した。韓国政府は5月の北極評議会オブザーバー承認を契機に、「持続可能な北極の未来を開く極地先導国家」というビジョンを設定し、①北極パートナーシップの構築、②科学研究の強化、③北極新産

<sup>2</sup> 「ナラ」は国を示す純粋な韓国語。



業の創出という 3 つの政策目標を提示した。また、政策目標を果たすための 4 つの政策課題を定めた。尹珍淑（ユン・ジンスク）海洋水産部長官は、沿岸国の排他的権利が認められる北極海においては、沿岸国との協力が必須であると強調しながら、同計画に基づいた政府全体レベルの北極政策の推進を言明した。概要は以下の通りである。

#### ① 4 大核心推進課題

##### i. 北極ネットワークの構築のために北極圏の国際協力を強化

北極評議会の会員国との多国間および二国間レベルの協議体制を確立し、評議会やワーキンググループ活動へ積極的に参画する。同時に、中国、日本等の新規オブザーバー諸国との協力基盤を構築し、北極ガバナンスの強化を図る。北極科学委員会等、研究協議体による共同研究を拡大し、IMO の Polar Code 制定作業へ参画する等、北極関連国際機構での活動を展開する。

##### ii. 北極での科学研究活動を強化

- ・ スパールバル統合観測システムの構築プロジェクトへの参加、北極環境返還観測システムの構築・研究等、従来の極地研究インフラを活用した研究を拡大する。
- ・ 共同研究の拡大のために、茶山（ダサン）基地を拡充する一方、第二砕氷研究船の建造を検討する。
- ・ 極地気候変化研究、気候変化に伴う海洋環境および生態系研究等を強化する。
- ・ 沿岸諸国との協力を通じて地図と海図の制作等、北極圏の空間情報を構築し、科学研究や産業活動を支援する。

##### iii. 北極ビジネスモデルの開発

- ・ 国内海運企業の北極航路の開拓を支援するため、北極海航行の専門家の養成、北極航路運行船舶に対する港湾施設使用料の減免等、インセンティブを提供するとともに、コンサルタント、マーケット調査、通過手続きの簡略化協議等を支援する。
- ・ 本年度の下半期に韓国 - ロシア間の港湾開発協力 MOU を締結し、開発妥当性調査を経て北極海の拠点港湾開発へ参画する。
- ・ 国籍船社は 8 月中に、北極航路のテスト運行を行い、韓国 - ヨーロッパ間の原由等を輸送する。
- ・ 今回のテスト運航船舶には国内の海技士と北極研究専門家が乗船し、北極海の運航手続きとノーハウの習得、IMO の Polar Code 制定への対応等のための機会として活用する。
- ・ 北極圏の資源開発への参画のために、すでに MOU を締結したグリーンランドとは、鉱物共同探査のための協議を進行する。他の沿岸諸国とも、資源開発のための協力 MOU 締結を推進する。
- ・ 水産資源の安定的な確保のために、今年度末まで「水産業の北極海進出方策」を策定す

る。

#### iv. 北極政策の法的・制度的な基盤の拡充

- ・ 極地関連法律を整備すると共に、極地担当組織の新設を推進する。

#### ② 今後の予定

今回の計画に基づき 2013 年 10 月までに細部の実行計画を策定する。関係省庁と民間の専門家が参加する民官合同対策班を構成し、戦略課題の推進状況を継続的に点検しながら補完する計画である。

#### (2) 国籍船社初の北極航路航海に成功 (2013.10.22.)

韓国船社としては初となる、北極航路を利用したテスト航海が完了した。現代 GLOVIS は、ステナ海運の油造船を傭船して 9 月 16 日から、ロシアのウストルガー港からナフタの 44,000 トンを積んで、弱 15,000Km の距離を 35 日で通航した。当初、平均時速 12 ノートの航行で 30 日程度が所要されると予想されたが、気象悪化やロシアの砕氷船との連携等により少し遅れた航海となった。

今回のテスト航海は、北極海を利用した韓国初の商業運航であり、今後の北極ビジネスモデルの開発や北極進出戦略の策定に参考になると評価された。今まで外国船社が主導した北極海の商業運航において、韓国の海洋水産部は、今後も北極海の運航可能期間が増加し海運市場の拡大が予想されるゆえに、北極沿岸諸国と協力を強化しながら国籍船社の北極航路への進出を支援する計画である。

#### (3) 北極政策基本政策の策定 (2013.12.10.)

海洋水産部は関係省庁と共同で「北極政策の基本計画」を国務会議にて報告した。同計画は、7 月の策定された「北極総合政策推進計画」を具体化するための細部計画であり、7 つの省庁（海洋水産部、産業通商資源部、国土交通部、外交部、未来創造科学部、環境部、気象庁）と、韓国海洋科学技術院、韓国海洋水産開発院等の政府研究機関が参画して策定したものである。2013 年から 2017 年の間、4 大戦略課題別の 31 個の重点推進計画を策定した。推進戦略別の計画は以下の通りである。

#### ① 国際協力の強化

- ・ 北極評議会の活動拡大
- ・ 北極関連の国際機構での活動強化-環極地ビジネスフォーラム、Arctic Circle, Arctic Frontiers Conference 等
- ・ 民間分野の協力活性化-北極圏の原住民を対象とする気候変化のモニターリングプログラムの開発や海洋水産研究院の教育プログラム等を推進

- ・ 北極大学（University of Arctic<sup>3</sup>）の加入等

## ② 科学調査および研究活動の強化

- ・ 研究・活動基盤の拡充
- ・ 北極圏の研究情報の共有および融合研究の促進のために、産学研官連携の「韓国北極研究のコンソーシアム」を設立
- ・ 気候変化の研究強化
- ・ 北極圏の空間情報システムを構築

## ③ 北極ビジネスの開発・推進

- ・ 北極航路の開拓等、海運港湾分野を支援
- ・ 資源開発協業および造船・海洋プラント技術の開発
- ・ 極地運航船舶の建造・航行技術の開発（Polar Code と連携）
- ・ 水産資源の協力-北東大西洋漁業委員会(NEAFC) 等の加入検討、産学研共同の北極海の水産資源調査の基本計画策定等

## ④ 制度基盤の整備

- ・ 極地政策の根拠法律となる「極地活動の振興法案」制定推進（2013年）および細部法令の制定（2014年～）
- ・ 極地情報システムの構築

---

<sup>3</sup> 2001年北極評議会が設立した北極圏のネットワーク大学。130個の教育・研究機関が参画



## 第 2 部

### 国際社会における海洋問題への対応



## 第1章 PEMSEA：東アジア海域環境管理パートナーシップ (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia)

### 1. PEMSEA の概要

PEMSEA (PEMSEA: Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia)は、1994年に地球環境ファシリティ (Global Environment Facility (GEF)) の地域プロジェクトとして発足した地域メカニズムで、総合的な沿岸域管理の枠組みを用い、東・東南アジアにおける沿岸域・海洋の開発と環境保全との調和を目指した「持続可能な開発」に取り組んでいる。2014年3月現在、東・東南アジアの11カ国 (日本、カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国、シンガポール、東ティモール、ベトナム) のパートナー国と、20の非政府パートナー団体が参加している。PEMSEAの活動は、条約等に基づく法的拘束力を伴わないが、目標、戦略等を共有し、各主体が可能なことを着実に実行していく「パートナーシップ」を基本理念としている。

2009年11月、PEMSEA参加国のうち8カ国 (カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国、東ティモール) の合意・署名により、PEMSEAが国際法人格を有する機関として認められ、これによりPEMSEAは、GEFの一地域プロジェクトから国際機関へと進化した。(署名文書のタイトルは Agreement Recognizing the International Legal Personality of the Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia. 合意文書全文：[http://pemsea.org/pdf-documents/pemsea\\_legal\\_personality.pdf](http://pemsea.org/pdf-documents/pemsea_legal_personality.pdf) 参照。)

PEMSEAでは地方公共団体を主体とした沿岸域総合管理を実施しており、2014年3月現在、その取り組みは11カ国33カ所で行われている。日本の地方公共団体としては2013年9月、志摩市が初めてPNLG (第1章4参照) に加盟した。

### 2. 執行委員会

#### (1) 会議趣旨

PEMSEAは2009年11月にフィリピン・マニラで開催された東アジア海洋会議2009において国際法人格が認められたことを受け、国連のプロジェクトから地域協力機関への移行を進めている。第12回目にあたる本執行委員会では、次期執行委員会メンバーの選出を含むPEMSEAの今後の運営を方向づける重要課題が議論された。

#### (2) 会議開催地

フィリピン・マニラ

#### (3) 会議日程

2013年4月3日 (水) ～4日 (木)



#### (4) 会議出席者

- 東アジア海域パートナーシップ会議 (PC) 議長：チュア博士
  - 技術会合議長：寺島常務理事
  - 東アジア海域パートナーシップ会議 (PC) 副議長：シー・チェン大使
  - 技術会合副議長：コー博士
  - 政府間会合副議長：テ氏
  - PEMSEA 事務局：事務局長代行 Mr. Ross ほか
  - パートナー国：カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、日本、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナム
  - UNDP マニラ：田中所長
  - オブザーバー：OPRF 米山グループ長代理、脇田研究員
- 合計約 40 名

#### (5) 議事概要

地域オーナーシップの強化、PEMSEA の移行、SDS-SEA の 5 ヶ年実施計画、次期 EC 副議長の選挙などが議論された。

#### (6) 第 12 回 PEMSEA 拡大執行委員会の結果

決定事項及び主な議論は、以下のとおり。

##### 議題 1：開会挨拶

PC 議長である Dr. Chua より、開会と歓迎の挨拶がおこなわれ、本拡大執行委員会は Seet-Cheng 同副議長が議長としてリードすることが述べられた。その後、Seet-Cheng 副議長が議事を進めた。本委員会の議題について、「その他」の議題で GEF Evaluation Office Report on South China Sea and Adjacent Sea Areas (GEF 南シナ海および周辺海域に関する評価報告) を話し合うことが提案され、了承された。

##### 議題 2：第 11 回執行委員会で指摘された事項に対する対応と進捗状況

本部協定の進捗について、PEMSEA 事務局より、移民局の同意確認書がまだ得られていないこと、それが得られた後は、大統領の承認を経て議会での承認を得る必要がある旨説明された。今後の見通しに関するチェン PC 副議長からの質問に対し、フィリピン環境天然資源省次官補であるテ政府間会合副議長より、5 月に総選挙があるため議会の手続は本年第 3・第 4 四半期に行われ、手続が完了するのは 2014 年第 1 四半期になると見込まれる旨説明された。

GEF/UNDP プロジェクトの期末評価について UNDP マニラの田中氏より説明が行われ、

チュア PC 議長より、20 年間の継続的なパフォーマンスを将来的にも継続させるため、今回の高い評価結果をウェブサイトに掲載すべきとのコメントがあった。

### 議題 3：地域オーナーシップの強化

PEMSEA 事務局より、地域オーナーシップの強化について各国と議論する目的でこれまでにおこなったパートナー国への訪問結果が報告された。その後、PRF コア・スタッフ 5 名と PEMSEA 事務局の事務所維持管理費などの必要最小限の経費をサポートするために、現状の日中韓 3 ヶ国からのサポートだけではどの程度の不足があるかについて説明があった。具体的には、最低でも年間約 71 万ドルが必要だが、これまでと同程度の支援を得た場合、年間約 25 万ドル不足することが説明された。

チュア PC 議長より、PEMSEA が地域機関として独立した運営をしていくためには、地域オーナーシップの強化が重要であることが強調された。

寺島技術会合議長は、コア・スタッフを含めた最低限必要な経費を支援するためのボランティアな協力・財政支援の可能性について検討してほしいとパートナー国に呼びかけた。特に、各国から PEMSEA へのボランティアな財政支援は地域オーナーシップを対外的に示すことになり、それは GEF などの外部資金を獲得するためのシード・マネーだと考えるべき点が強調された。

テ政府間会合副議長からは、これまでフィリピンがどのように PEMSEA を支援してきているかの説明があり、今後は、PEMSEA のオーナーシップをさらに高めるため国内の人材を育てたい点が述べられた。また、複数の ICM（沿岸域総合管理）に関する国際プロジェクトをどのように統合し、効果的に実行していくかについて考えるべきだという提案がなされた。

これに続き、各国からは以下の意見が述べられた。

- 東ティモール：これまでに引き続き、今後も PEMSEA に対して年間 10 万 USD の資金援助を継続していく。金額の多寡に関わらず重要なのは、PEMSEA に対する国のコミットメントである。
- 中国：PEMSEA 担当局である SOA（国家海洋局）は、PEMSEA への財政支援継続と拡大に関し、SOA ファンドによるプロジェクト実施の可能性を検討している。PEMSEA とのジョイント・プランニングによりプロジェクト開発をしていく方向である。
- カンボジア：GEF 委員会の委員として、GEF は PEMSEA の成果に満足していることをこの場で喜んで報告したい。また、今後の継続性を高めるために、国にとっての利益は何かをさらにクリアにしていくことが必要である。カンボジアは金銭的な支援ではないが、会合のホストなど、これまで立ち上げ当初から継続的に支援をしてきている。現状の経済状況を考えると財政支援は難しいが、将来的には財政支援ができることを期待している。

- 日本：今後も財政支援を継続していきたいと思う。あわせて、すべての参加国からのさらなる財政支援も期待する。
- タイ：これまで継続的に SDS-SEA の実施に自費を投入している。本委員会の結果を持ち帰り、政府とどのような支援が可能か対応策を検討する。
- インドネシア：直接的な PEMSEA への財政支援はないが、ICM プログラムの実施について、国として継続的に支援・実行してきている。今後の支援の可能性については、現在、政府のハイレベル会合で検討中である。
- 韓国：SDS-SEA の実施に関し、今後も引き続き政策や技術の共有をしていきたい。今年 3 月に新たに海洋水産省が発足したので、必要に応じて今後の同省からの支援の可能性についても検討していきたい。
- シンガポール：IUCM（統合的都市沿岸域管理）を国全体で推進しており、今後も IUCM の実施を通じて PEMSEA に協力していきたい。財政支援の可能性については、さらに政府内での検討が必要である。
- UNDP：今後 5 年間の GEF プロジェクトで、GEF からは 1,000 万 USD を得るが、パートナー国からの支援が 1 億 2,200 万 USD にのぼり、非常に大きな金額である。このような地域的な支援があることを効果的に外部に発信していくことが大切である。これを考えると、説明があつた不足額 25 万ドルは全体に比してきわめて少ないことを認識すべきである。また、すべての財政支援は今後、各国等と PEMSEA が直接やりとりをできるようになり、これについても UNDP は支援していく。

これまでの日中韓 3 ヶ国からの拠出金も含め、PEMSEA への財政支援については、PEMSEA との直接合意に基づくやり方でもできるが、これまで通り UNDP を通じたアレンジも継続でき、その選択はパートナー国次第であることが確認された。また、UNDP に現在ある資金は PEMSEA トラスト・ファンドに移行することが合意された。

各国は、2013 年 6 月末までに支援の可能性について回答することがリクエストされた。あわせて、PRF が各国と協議し、資金援助のアレンジ（直接 PEMSEA とやりとりするか、UNDP を通すか）についても、6 月までにどのような方法にするか確定することが合意された。

#### 議題 4：PEMSEA の地域協力機関への移行

監査委員会について、PEMSEA 事務局より、候補者の選任はまだ完了していないが、4 月末までに行う予定である旨説明が行われた。

PEMSEA の UNDP 実施パートナーとしての承認プロセスについて、UNDP マニラの田中氏より説明が行われ、6 月までに承認を受けるためには、4 月中に LOI（関心表明書）を提出する必要があること、財政の健全性や技術スタッフの継続性が重要であることが指摘された。これを受け、チュア PC 議長より PEMSEA 事務局に対し、UNDP 側の要求が満たされるよう 4 月中に LOI を提出する必要があることに注意することが促された。

PEMSEA 事務局長およびコアスタッフの採用について、給与水準や採用手続の開始に関する事務局案が了承された。

#### 議題 5 : SDS-SEA の 5 ヶ年実施計画

SDS-SEA の 5 ヶ年実施計画を強化するため、以下 3 つのプロジェクトの準備が進んでいることが報告された。

- 1) SDS-SEA 実施のスケール・アップ (GEF プロジェクト/1,000 万 USD (2014-2019 年))
- 2) 東アジア大規模海洋生態系の持続可能な開発のスケール・アップに関するナレッジ・マネジメントの適用 (GEF・世界銀行プロジェクト/100 万 USD (2013-2016 年))
- 3) 東南アジア・東アジアの主要な生物多様性エリアにおける海洋保護区の効果的な管理のための ICM の適用 (プロジェクト・ドナーは現在模索中)

特に 1) について、GEF へのプロジェクト・プロポーザル提出 (2013 年 8 月予定) の前に、すべてのプロジェクト対象国の PIF (プロジェクト・アイデンティフィケーション・フォーム) の承認が必要であるため、まだ PIF の承認を得ていないインドネシア、タイ、ベトナムは、できるだけ早く承認を得よう要請された。GEF に本年 6 月末までに PIF を提出しないと、次の機会は本年 11 月となってしまう、PEMSEA の継続性に問題が生じることが強調された。インドネシアからは、4 月 5 日までに PIF の承認を得られることが報告された。タイについては、PIF の承認をできるだけ早く得られるよう PRF 事務局長代理がタイを訪問し、来週中に承認を得られるよう努力することが確認された。ベトナムからは、来週以内に PIF の承認を得られる予定であることが報告された。万一、タイが承認を得られなかった場合、タイはプロジェクト 1) から除外されることが合意された。

#### 議題 6 : PC 会合役員および副議長の選出手続

本年 7 月で任期が終了する PC 会合役員および副議長の選出手続について、PEMSEA 事務局より説明が行われた。現在の各会合 (PC 会合、政府間会合、技術会合) 議長の退任に伴い、現在の各会合副議長がそれぞれ各会合の議長に昇格し、それにより空席となる各会合の副議長を新たに選出する必要がある。選出手続はコンセンサスによるものとされ、4 月に各パートナーから新副議長候補者の推薦を募集し、その後事務局が候補者名簿を全パートナーに送付し、関連するパートナーとのさらに 2 度にわたる協議を経て候補者を絞り込み、7 月に開催される PC 会合で正式に新副議長として選出される。これに関連してチュア PC 議長より以下のコメントがあった。

- ・ PEMSEA 事務局が円滑に運営されるための強力な EC が必要であり、EC の真の役割とは事務局を支配することではなく支援することである。
- ・ PEMSEA の重要な使命は SDS-SEA の実施に関して各国を支援することであるが、GEF の支援対象国だけでなく先進国においても国レベルで SDS-SEA 実施計画を作成し、よ

り多くの国が参画するようにする必要がある。

- ・副議長は3年間議長とともに働いて、3年後議長になるので、真の任期は6年である。ECメンバーになると国の代表ではなくなる。それに適合する人を選ぶため、複雑な選出手続となっている。

東ティモールからの現在の役員・副議長が再選される可能性についての質問に対し、チェン PC 副議長から、選挙管理規則 5.2.に規定されているとおりその可能性はないと回答があり、チュア PC 議長より、それは新しい考え方を取り入れるためであるとの補足説明があった。

選出手続自体に特段の議論はなく、手続を開始することが合意された。

最後に、チェン PC 副議長およびチュア PC 議長より、今般の選出手続は PEMSEA の将来がかかると重要なものであるため、各国等においてこの重要性を認識し、候補者を推薦することが促された。

## 議題 7：その他

### 1) 会計報告

PEMSEA トラスト・ファンドについての会計報告が事務局よりおこなわれた。同ファンドは、特定のプロジェクトを実行するための用途制限付きの基金と、用途制限なしの基金の2種類から構成され、2013年2月末現在、約127万USDの残高があることが報告された。今後は、より詳細なテクニカル・サービス（直接経費）とジェネラル・サービス（間接経費）の料金設定等をおこない、収入を確保していく必要があることが確認された。

### 2) PEMSEA の 20 周年記念行事

1993年のPEMSEA発足後、本年で20周年を迎えるため、これまでの成果やパートナーへの謝意を表す目的で、1年間にわたり各種記念行事を実施していくことが事務局より報告された。本委員会の開催期間中にPEMSEA事務所でキック・オフ・イベントが行われるほか、7月12日には第5回パートナーシップ会合の開催期間中にパートナー・ギャザリングなどが行われる予定であることが報告された。

寺島技術会合議長より、記念行事についてどのような計画であるかの確認がおこなわれ、PEMSEA事務局からは、これまでの実績をまとめたドキュメントを作成する構想であることが回答された。

### 3) 東アジア海洋会議 2015 の開催国

2015年に開催される東アジア海洋会議2015は、ベトナムが開催国となることでベトナム政府内の手続が進行中であることが報告され、VASI（ベトナム海洋島嶼局）とMONRE（ベトナム天然資源環境省）はすでに承認済みであり、首相の承認を得る途中であることが確認された。



寺島技術会合議長より、同会議のテーマについて SDS-SEA の実施に関するものにすべきであり、ユースだけでなく、産業界やメディアも招いて開催することが必要であることが述べられた。

事務局がこれらの意見を踏まえてテーマ案を検討していくことが合意された。

#### 4) GEF 南シナ海および周辺海域に関する評価報告

GEF 評価オフィスによる PEMSEA のプロジェクト評価で、事実に基づかないにもかかわらず、会計に問題があるとの指摘があり、昨年 11 月に GEF カウンシルに提出され、承認された。これを受け、IMO, UNDP, UNEP が監査することになり、その結果、会計処理に問題がないことが明らかとなった。また、各国による署名で PEMSEA が地域機関として承認された件についても、それが本当であるかというナンセンスな疑義が提起され、これについては、フィリピン、中国、韓国が GEF に対して正式に署名した事実を示すレターが提出された。

UNDP と IMO から GEF に送られた「PEMSEA の会計処理に問題がない」ことを証明するレターを各国に回覧することと、GEF に今回の件に関するレターを PEMSEA 事務局から送ることが提案され、承認された。

閉会にあたり、5 年間にわたる技術会合議長としての任務を本年 7 月に終えようとしている寺島常務より挨拶があり、謝辞と今後の PEMSEA のさらなる発展への期待が述べられた。

続いて、チュア PC 議長より、欠席したリー政府間会合議長の分もあわせて謝辞と今後のさらなる成長への期待が述べられ、閉会となった。

#### 5) その他

次のパートナーシップ会合は、7 月 9～12 日にフィリピン・マニラで開催されることが報告された。第 13 回執行委員会は、執行委員会メンバーとの協議により、10 月 25～26 日あるいは 11 月 15～16 日のいずれかの日程で、フィリピン・マニラで開催されることが報告された。

会議終了後、寺島常務理事、脇田研究員と、Chua パートナーシップ会合議長、中国国家海洋局の Liang 氏、Xiamen 大学の Fang 教授、PRF から Ross 事務局長代行、Guo 氏、Gallardo 氏が集まり、PNLG フォーラムに関する方向性を話し合った。今年の PNLG フォーラム 2013 を志摩市で開催することについて、中国国家海洋局および Xiamen の PNLG 事務局がすでに了承していることが確認された。さらに、今後の開催に向けて必要な各種手続きが確認された。

### (7) まとめ

今回の第12回 PEMSEA 拡大執行委員会では、PEMSEA の地域協力機関としての今後の継続性を左右する重要な議題が扱われたため、通常の執行委員会メンバーに加えて各国代表が参加し、各国の対応状況を把握することができた。まず、PEMSEA が地域協力機関として自立した持続的な運営を行うために必要な各国からの財政支援については、現在資金を提供している日中韓 3ヶ国と東ティモール以外の各国から、現時点では確定的な財政支援は表明されなかったものの、その他の国からも財政支援の可能性を検討している旨の発言があり、地域オーナーシップを強化することの重要性についての認識が共有されつつあることが伺われた。PEMSEA にとっては、本年6月末までにパートナー国からの支援を確保することが大きな課題と言えよう。次に、次期執行委員会副議長の選挙の方法と選挙の開始が正式に合意され、早速、各国が候補者の推薦に向けて動き出したが、この点も PEMSEA の持続性の確保に向けた具体的な動きとして重要である。

あわせて、この機会に今年9-10月に志摩市で開催予定の国際会議「PNLG Forum 2013」に関するプログラム内容について、会議に参加した PEMSEA 役員、中国国家海洋局および Xiamen 関係者と協議するとともに、PEMSEA 事務局において議論することができた。これは、当財団の国際会議の共同開催・参画プロジェクトにも関係する事項であり、今後は当財団としても共催を視野に効果的なプログラムとなるよう積極的にインプットしていくことが重要であろう。さらに、当財団の沿岸域総合管理教育の導入プロジェクトに関連し、東アジアにおける沿岸域総合管理教育の最新の動向が把握できたことは、長期的には東南アジアとの連携を視野に入れた同プロジェクトの内容の充実に貢献すると思われる。

### 3. パートナーシップ会合

#### (1) 会議趣旨

PEMSEA は2009年11月にフィリピン・マニラで開催された東アジア海洋会議2009において国際法人格が認められたことを受け、国連のプロジェクトから地域協力機関への移行を進めている。PEMSEA の全パートナーが参加する本第5回パートナーシップ会議では、次期執行委員会メンバーの選出を含む PEMSEA の今後の運営を方向づける重要課題が議論されることから、PEMSEA の今後の活動方針へのインプットを行うとともに、東アジア海域の海洋政策に関する最新動向の情報収集を行った。

#### (2) 会議開催地

フィリピン・マニラ

#### (3) 会議日程

2013年7月9日(火)～12日(金) (全体会合:7月9日(火)、技術会合:7月9日(火)～10日(水)、政府間会合:7月11日(木)、特別政府間会合:7月12日(金))



#### (4) 会議出席者

- パートナーシップ会議 (PC) 議長：チュア・ティア・エン博士
- 技術会合議長：寺島常務理事
- パートナーシップ会議 (PC) 副議長：メリー・シー・チェン大使
- 技術会合副議長：チュル・フアン・コー博士
- 政府間会合副議長：アナリサ・ルベルタ・テ次官
- PEMSEA 事務局：事務局長代行エイドリアン・ロス氏ほか
- パートナー国：カンボジア、中国、インドネシア、日本、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナム
- UNDP マニラ：田中所長
- 非政府パートナー：OPRF (米山グループ長代理) 等

#### (5) 会合の結果

決定事項及び主な議論は、以下のとおり。

##### 1) 全体会合

##### 議題 1：開会挨拶

PC 議長であるチュア博士等から、開会と歓迎の挨拶がおこなわれた。チュア博士は今回で任期を終了するにあたり、関係者に感謝の意を述べた上で、以下の提案を行なった：① PEMSEA の移行計画の実施を通じ、PEMSEA をプロフェッショナルの国際機関として発展させること。② パートナーと事務局の関与と協力を強めることにより、持続的なリーダーシップを確保すること。③ 持続可能な財務メカニズムを確保すること。④ メンバーの拡大を図るとともに、マレーシア、ブルネイの復帰、タイの完全パートナー化を図ること。チュア博士は更に、フィリピン、中国、日本、韓国の自主的拠出に言及し、このような国が増えることの期待を述べた。政府間会合副議長のテ氏は、PEMSEA とフィリピンとの本部協定が間もなく同国首相官邸に承認される見込であると述べた。UNDP マニラの田中所長は、PEMSEA の移行にあたり、全てのパートナーが関与とオーナーシップを強めることの必要性を述べた。

##### 議題 2：議題の採択

議題が事務局原案どおり採択された。

##### 議題 3：特別パートナーシップ会議及び第 12 回拡大執行委員会での決定事項概要及び執行状況

PEMSEA 事務局より、特別パートナーシップ会議 (2012 年 7 月) や第 12 回拡大執行

委員会での決定事項の概要及びそれらに関する事務局の執行状況が説明された。

また、フィリピン大学の **Marine Science Institute** が、サンゴ礁調査及び海洋保護区についての **PEMSEA** 中核的研究拠点として認められた。

#### 議題 4 : P C 議長の報告

PC 議長であるチュア博士から、執行委員会の活動状況報告が行なわれた。

#### 議題 5 : 事務局長代行の報告

事務局長代行エイドリアン・ロス氏から、SDS-SEAの実行に関する政府パートナー、非政府パートナー等の取組が報告された。

#### 議題 6 : 次期執行委員会メンバーの選出

各会合（パートナーシップ会議、政府間会合、技術会合）議長の本年 7 月中での任期終了に伴う次期執行委員会メンバーの選出については、従来の各会合副議長がそれぞれ各会合の議長に昇格し、それにより空席となる各会合の副議長を新たに選出する必要があることから、PEMSEA 事務局より、以下の各副議長候補者の紹介が行われた。（いずれの会合についても、候補者は 1 名ずつ。）

パートナーシップ会議副議長候補：アントニオ・ラ・ヴィーニャ氏（フィリピン、アテネオ・デ・マニラ大学学部長）

技術会合副議長候補：春成誠氏（日本、運輸政策研究機構理事長）

政府間会合副議長候補：チャン・チャンハイ氏（中国、国家海洋局国際合作司局長）

その後、本会議に先立ち PEMSEA 事務局が各パートナーと協議された結果が示されたそれによると、全ての政府パートナーが全候補者を支持し、1つを除く全ての非政府パートナーが（選出手続の対象である）パートナーシップ会議副議長候補及び技術会合副議長候補を支持したとのことであった。（なお、当財団は技術会合副議長候補である春成誠氏を推薦し、事前の PEMSEA 事務局との協議においては、同氏及びパートナーシップ会議副議長候補：アントニオ・ラ・ヴィーニャ氏を支持することを表明している）。

この結果を踏まえ、各会合副議長から各会合議長への昇格（パートナーシップ会議議長：メリー・シー・チェン大使、技術会合議長：チュル・フアン・コー教授、政府間会合議長：アナリサ・ルベルタ・テ次官）が正式に認められるとともに、上記 3 名がそれぞれ各会合の新たな副議長として選出された。

#### 議題 7 : PEMSEA シニア・アドバイザーに関するガイドライン草案

任期終了した執行委員会メンバーを PEMSEA シニア・アドバイザーに選出することを可能とするガイドライン草案については、当事者が議論するのは適切でないとして、次回の執行委員会に議論を先送りすることとされた。

## 2) 技術会合

### 議題 8 : PEMSEA の 2015 年目標に向けた進展

ハイオク合意で定められた 2015 年までの各目標に向けた進展について、事務局から説明が行われた。このうち、70%の加盟国で国家の沿岸・海洋政策を導入する目標や、地域の海岸線の少なくとも 20%で ICM 計画を策定・実施する目標は、ともに達成が見込まれるとされ、後者については、ICM の拡大を図るため、非政府パートナーとの協力を強化することとされた。

### 議題 9 : SDS-SEA、戦略目標及び SDS-SEA 実施計画の改訂

事務局より、SDS-SEA、戦略目標及び SDS-SEA 実施計画について、RIO+20、Oceans Compact 等の国際的動向を踏まえて改訂することが提案され、技術会合として了承された。改訂作業は、2015 年の東アジア海洋会議での採択を目指して行なわれることとされた。

### 議題 10 : 5 ヶ年の地域 SDS-SEA 実施計画に沿ったパートナー間の協働・協力を含む具体的な実施内容・方法の検討

事務局より、5 ヶ年の地域 SDS-SEA 実施計画に沿ったパートナー間の協働・協力を含む具体的な実施内容・方法を検討するため、政府パートナー、非政府パートナー及び協力者に対し、協力に関する提案等を発表することが求められた。これに対し、政府パートナー（インドネシア、日本、タイの 3 国）、非政府パートナー（当財団、NOWPAP、UNEP-GPA、IUCN、IOI、ACB、CI の 7 機関）、及び協力者（世界銀行、UNDP、IPIECA（国際石油産業環境保全協会）、クイーンズランド大学の 4 機関）から発表が行なわれた。当財団からは、別添 2 の資料に沿って、当財団による ICM 促進のための取組について発表を行った。なお、日本政府（国土交通省）からは、本年 4 月に策定された新たな海洋基本計画等についての発表が行われ、各国の注目を集めた。

### 議題 11 : 東アジア海洋会議 2015

ベトナムより同国の海洋当局等が東アジア海洋会議 2015 の開催を承認したこと等について報告が行なわれた。開催時期と場所（ダナン等を検討中）については、2013 年末までに決定することとされた。

## 3) 政府間会合、特別政府間会合

政府間会合においては、以下についての検討・決定が行なわれた。

- ・フィリピンとの本部協定について、2014 年第 1 四半期を目標として完成させる。
- ・事務局長の選定について、選定パネルからの推薦を 2013 年 10 月執行委員会に提出する。
- ・政府パートナーは、事務局コアグループへの自主的サポートについて更なる検討を行い、

GEF へのプロジェクト・ドキュメント提出に間に合うように確定する。

- ・ UNDP マニラに対し、PEMSEA の実施パートナーとしてのステータス承認に向けた支援を求める。
  - ・ 事務局は、PEMSEA の次期フェーズに向けた全ての GEF/UNDP プロジェクト・ドキュメントの提出に努める。
- 特別政府間会合においては、UNDP 関係プロジェクトの評価委員会が行われた。

## (6) まとめ

今回のパートナーシップ会議では、メリー・シー・チェン次期パートナーシップ会議議長をはじめとする、次期執行委員会メンバーが正式に選出され、PEMSEA の新たな執行体制が固まった。

今回は、当財団の寺島常務が技術会合の議長を務める最後の会議となったが、その後継者にあたる技術会合の副議長として、我が国から春成氏が選出されたことは、PEMSEA における我が国のプレゼンスを維持していくためにも非常に有意義である。

また、今回の会議では、SDS-SEA 実施計画に沿ったパートナー間の協働・協力のあり方についての検討に資するため、各政府パートナー、非政府パートナー及び協力者からの積極的なプレゼンテーションが行われた。プレゼンテーション自体は全体的に長めでまとまりを欠いている印象もあったものの、PEMSEA の関係者が一堂に会し、それぞれの取組について相互理解を深めるためには良い機会であったと思われる。

当財団は、今後も引き続き PEMSEA の非政府パートナーとして、パートナーシップ会議や東アジア海洋会議への参加をはじめとする PEMSEA の活動へ積極的に参画するとともに、今後の PEMSEA を支える春成氏にも可能な限りのサポートを行っていく必要がある。

## 4. PNLG (PEMSEA 地方自治体ネットワーク)

### (1) PNLG と PNLG フォーラムの概要

PNLG (PEMSEA 地方自治体ネットワーク : PEMSEA Network of Local Government) は、PEMSEA の会員(東アジア地域の ICM に取り組む地方自治体)のネットワークである。PNLG フォーラムは、地域の取り組みを共有することを目的として毎年開催されている。PNLG フォーラムは、通常 PNLG メンバーの総会が中心であり、PEMSEA 事務局、PNLG 事務局、会議開催地の地方自治体が共催している。

### (2) 会議開催地

合歓の郷ホテルアンドリゾート (三重県志摩市)

### (3) 会議日程

2013年9月30日（月）～10月3日（木）

#### （４）PNLG フォーラム 2013 の概要

PNLG フォーラム 2013 では、総会、ワークショップ、見学会が実施され、アジア地域から 11 カ国、35 の自治体、約 170 名が参加した。PNLG フォーラム 2013 は、当財団がこれまで全国 5 つの自治体とともに展開してきた ICM モデル事業の取り組みをアジア諸国に発信するとともに海外の自治体との意見交換を行なう好機であった。そのため、特別セッションとして「ICM に関するワークショップ」を当財団が中心となって開催した。

##### 1) 9月30日：PNLG 総会

###### ①開会式

大会旗入場、来賓、参加者紹介に続き、開催国政府を代表して奈良平博史国土交通省総合政策局次長より、海の利用と保全の調和の必要性、海洋基本計画の改訂、ネットワーク推進への決意等についての歓迎挨拶が述べられた。主催自治体である大口秀和志摩市長からは、志摩市の「新しい里海」の概念が紹介された。東アジア海域パートナーシップ・カウンシル議長であるメアリー・シー・チェン大使は、PNLG が PEMSEA の核であること、新たな PNLG メンバー（日本、マレーシア、中国）への祝福、日本初の ICM サイトである志摩の「新しい里海」考え方への共感、日本や各国の多様な経験を共有し ICM を推進していくことへの期待などを述べた。プラク・シハラ PNLG 議長は、相互に学びあうことが大切であることを強調した。

###### ②開会およびアジェンダの承認

開会宣言に続き、PNLG フォーラム 2013 のアジェンダの確認と承認が行われた。

###### ③PNLG フォーラム 2012 の開催結果と第 4 回執行委員会及び活動報告

事務局が、2012 年 7 月の PNLG フォーラム 2012 と 2013 年 5 月の執行委員会の結果を報告した。主な決定事項としてリーダーシップ、報告システム、事務局強化をあげるとともに、実施事項として PNLG フォーラム 2013 の準備が報告された。更に、PNLG 採用メカニズム、PNLG 憲章、報告システムの改善などが指摘された。

###### ④PNLG 役員を選出に係るガイドラインの改正と副議長の選出

事務局が、ギマラス市長の交代によりナバ氏が議長を退任したことを受け、副議長のシハラ氏が残りの期間議長に就任することを説明した。更に、改定選挙ガイドラインに基づく副議長の推薦が行われ、副議長候補カンビン・セラマツト氏、ファニート・ビクター・レムラー氏、ヤン・トンズ氏の中からトンズ氏（中国）が選出され、新副議長として就任挨拶を行なった。

#### ⑤事務局報告

事務局が、PNLG フォーラム 2012（議長選出、EAS コングレスの共催）、Ocean Week 会合の開催結果、新規加入メンバーの受付と評価、PNLG フォーラム 2013 の準備について報告した。

#### ⑥PNLG 新規加盟式典及び PNLG 憲章への署名

新規加盟自治体の式典として、日本・志摩市、マレーシア・北セランゴール、中国・チャンイ市、中国・チンゾウ市（アジアの国際協力拠点構想）が PNLG 憲章への署名および決意表明を行った。

#### ⑦PNLG 2014 年活動計画と予算審議

事務局が、2014 年の活動計画と予算計画について説明した。活動計画においては、2013 Xiamen World Ocean Week への一般参加の奨励、PNLG/PEMSEA の広報、PNLG 憲章の改定をはじめとする文書の更新、PNLG フォーラム 2014（マレーシアのポート・クラン）の開催予定、新たな PNLG メンバーの募集、事務局の強化（Web サイト、e-library、会費の徴収）などが提示された。予算の支出報告は、議長の論点整理後（カンボジアからのオブザーバーの紹介、文書改定の必要性など）承認された。

#### ⑧PNLG 戦略行動計画及びドンイン宣言に関する推進状況についての報告と評価

事務局が下記 6 つの目標について説明した後、議長が自治体の意見を促した。

1. ICM の主流化
2. ICM 実施の評価（ICM の認証制度の達成率の低さ）
3. 報告メカニズムの確立と強化
4. PNLG フォーラムへの参加
5. 地域でのキャパシティビルディングの実施
6. メンバーの増加

（会場意見）

- ・報告メカニズムの提案に賛同するが、報告フォーマットの細部について個別の評価だけでなく、全体の評価が必要。自治体だけでなくコミュニティが参加することが大切だが、その取り組みは難しく調整委員が成功のカギとなる。キャパシティビルディングも重要だが、海外留学には語学の課題がある。
- ・地域レベルにおいては英語でいいが、現地ではそれぞれの言語で報告できるようなシステムが必要。
- ・環境管理、排水管理、キャパシティビルディング、生態系の再生などのいずれも ICM に重要な要素である。

- ・報告書式は、自己評価なのでバイアスがあるように感じる。客観的に評価出来る工夫が必要。
- ・個別の自治体の目標や手法等が具体的に書かれていると参考になる。
- ・PEMSEA の ICM 認証推進のための支援がほしい。
- ・総合的な取り組みのためには、県レベルの支援、コミットメントが重要である。
- ・自己評価のための基準が必要。
- ・正直に評価報告していくことが継続的事業につながる。ICM は、各地に根を張って実施されるものであり各地で異なる特性を持つ。将来、外部組織が評価をする段階がくるはずである。各地の活動が国政も動かす。日本の ICM を取り巻く状況も変わってきている。ICM は環境保全だけでなく経済発展策にも転換できる。インドは 1972 年から個別に ICM をやってきたが、最近、PEMSEA に戻ってきた。地域の知識、経験は重要かつ強力である。何を達成したかを見せ続けて欲しい。

⑨今後 5 年間における東アジア海域の持続可能な開発戦略推進計画における PNLG の役割事務局は、チャンウォン宣言の実行、ブルーエコノミーの重要性を指摘するとともに、推進計画における 6 つの目標、3 つの段階（地域レベルでの推進、国の政策へのスケールアップ、地方公共団体のキャパシティビルディング）に基づく 3 つのフレームでの事業提案、ICM 戦略の地域開発計画への組み込み、20 年間の PNLG の足跡を踏まえた今後の 5 か年の目標等を説明した。更に、SAP(戦略的行動計画)と SDS-SEA（東アジア海域における持続可能な開発計画）は相補的であるため、PNLG は PEMSEA に不可欠であり、PNLG と PRF（PEMSEA Resource Facility）の協働が必要だということが強調された。

（会場意見）

- ・環太平洋の研究者への声掛けなど新たな展開を望む。
- ・報告やモニタリングは現地の行動を起こすきっかけとして重要である一方、その実施は自治体の負担となっている可能性もある。新たな報告や行動が自治体の負担にならないよう、制度や仕組みとの整合を考えるべき。新たな作業は、新たな利益を生み出すべきであり、そのためのヒアリングは不可欠である。研究機関を準会員として、正会員へのアドバイザーとするような仕組みも有効である。
- ・海岸浸食の管理、川と海の管理の統合も考えるべき。

⑩2014 年度フォーラム開催地への PNLG 旗の引き継ぎ

次回開催地であるマレーシアのポート・クランに PNLG 旗が引き継がれた。

2) 10 月 1 日：ワークショップ

東アジアの ICM に関するワークショップは、海洋政策研究財団、PNLG、志摩市、PEMSEA の共催により開催された。ワークショップは、チュア・ティア・エン博士と海洋政策研究



財団（OPRF）寺島紘士常務理事が共同議長を務めた。

#### ①ワークショップ趣旨説明

寺島紘士常務理事が、開会挨拶として人間活動により沿岸域が疲弊していること、リオサミットのアジェンダ 21 で ICM が提唱されたこと、それを実施に移すために GEF/UNDP/IMF プロジェクトとして PEMSEA が設立され、PEMSEA 型の ICM モデルが実践されていることを確認した。我が国においては、OPRF が NGO パートナーとして PEMSEA に参加していること、海洋基本法（2007）に ICM の記載がなされたこと、OPRF が 5 つのモデルサイトとともに「海を活かしたまちづくり」に邁進していることを紹介した。また、本ワークショップにより、東アジアと経験を共有し未来につなげたいと説明した。

#### ②基調講演 1 「ICM による生物多様性愛知目標の達成」

東アジア海域パートナーシップ・カウンシル前議長チュア・ティア・エン博士により、第 10 回生物多様性条約締約国会議（CBD/COP10）の愛知ターゲットと、総合的アプローチについての具体的説明がなされた。愛知ターゲットの 20 の目標は、ICM 戦略との共通点があるので、PEMSEA が培ってきた ICM に対する経験を活かすべきであるということが指摘された。愛知目標を達成するためには、国のレベルから地方のレベルに政策を移行していくことや総合的な取り組みやスケールアップ（地方から広域へといった展開）が重要となるが、その際に地方政府が大きな役割を担うということが指摘された。更に、ICM の内容が生物多様性にも拡大できることや ICM は管理（制御）ではなく、調和を目的としているものであり、すべての人が利益を共有できる仕組みであることなどが示された。こうした新たな ICM について、ガイドラインの出版が予定されている。

#### ③基調講演 2 「日本の沿岸域活性化に向けた管理と努力」

国土交通省総合政策局の村田茂樹海洋政策課長による基調講演が行われた。まず、海に依存する日本において、海洋基本法（2007 年）により開発と保全の両面の推進の方向性が示されたこと、海洋基本計画を改定し（2013 年）、自然再生エネルギー、津波防御、ICM、国際協力を推進する体制が整えられてきたことなどが紹介された。また、日本の地方自治体における ICM に関する調査結果が紹介され、自治体の認識は低いものの、新たな事業（行動）を開始している市町村も少なくないこと、国からの支援が期待されていることなどが挙げられた。最後に、海洋開発の例として風力発電の推進について言及され、海洋風力発電はこれからの事業であり、導入マニュアル、技術ガイドラインの作成が進められていること、マニュアルにより手順と役割分担が明確化されることで ICM の一つの事例となること、経験の積み重ねと共有が大切であるということが紹介された。

#### ④セッション 1： ICM による海を活かしたまちづくり～日本の事例～

日本の ICM モデルサイトからの話題提供として各地の事例が紹介された。

#### 「志摩市における新しい里海創生に向けた ICM の適用」

大口秀和志摩市市長は、志摩市の 3 つの海域（的矢湾、英虞湾、太平洋岸）で顕在化した海の問題に対し、里海（ICM）の手法を用いた計画策定「里海創生基本計画：2012-2017 年）を適用したことを紹介した。「稼げる、学べる、遊べる」をモットーに、産業振興、教育プログラム、里海学舎、レジャーの多様化、生物生息を目的とした干潟再生、藻場再生に邁進し、現在は特に、消費者に産業・商品・活動を知ってもらう努力（発信とブランド化）をしている。

（意見交換）

- ・ 里海を市民はどのように理解しているか。→ 最初は議員も理解していなかった。里海読本を作って、全家庭に配布し広報誌にシリーズ記事を掲載するなどの啓発に努めた。その先は、これから始まる。
- ・ 予算はどのようにとったのか。→ 市議会の委員会で「なぜ志摩市が疲弊しているのか」を説明し、海に頼って発展してきた志摩市の歴史を共有することで、議会が答えを出した。
- ・ キャッチフレーズに「稼げる」を入れたことが特筆できる。→ 議会からは「どのように稼げるのか？」という疑問も呈された。
- ・ バリでは、自然と共生する考え方をトリ・ヒタ・カラナと呼ぶ。
- ・ トップダウンではなく、ボトムアップであるべきでないか。→ 事業として進めるためにトップダウンが必要だった。ただし、自然に従ってという思いは共有している。
- ・ 志摩市では、協議会に多くの人が入っているためボトムアップの要素も入っている。
- ・ 市が自然公園に指定されている場合、経済活動が制限されているのではないか。そのバランスはどのようにとっているのか。→ 国立公園の保護・保全・調整ゾーンを選択し漁業者との話し合いを行った。法律に従い、必要であれば変えるつもりで臨んだ。

#### 「日生カキを育むアマモ場再生活動 2013」

岡山県備前市日生町の取り組みについて、日生町漁業協同組合の天倉辰巳専務理事が説明した。アマモ場の再生に至った経緯として、「日生千軒漁師町」と呼ばれた日本第 2 のカキの生産地である日生を紹介した。アマモ場の衰退と漁業の衰退の中、日生地域協議会が日生藻場造成推進協議会として、アマモ場の再生（種取り、つりさげ、選別、種まき）に取り組んできた経緯や継続した努力が一時期 12 ha まで減ったアマモ場を 200 ha まで再生させたことなどが伝えられた。一般市民への活動の広がり（岡山コープ）や流れ藻の回収に代表される子供たちへの認識の広がりが必要であると強調され、アマモ場再生は保全だけでなくブランド力となる事業であるということが示された。

#### 「アマモ場を含む漁場環境整備とその利活用」

岡山県農林水産部水産課振興班後藤真樹氏は、日生町の活動を支える自治体の支援について発表した。30年間のアマモ場再生活動の中で、10年前から国の補助事業として海域の保全事業（海洋牧場）を実施していること、環境保全・改変によるアマモ場再生を目指していること、生育する魚類の生活史に合わせた漁礁の設置がされていることなどが紹介された。今後は、ルール作りや周知活動を通して活動の応援団を作っていくことが大切だとされた。

#### 「ICMと地域を動かすアマモ場再生の取り組み」

小浜市産業部農林水産課今村昭広グループリーダーと、アマモサポーターズ西野ひかる代表から、小浜市でのICMへの取り組みとアマモ場再生の活動について報告された。今村リーダーは、森と海とのつながりを持っていた小浜の地域に浮上した海洋環境悪化に対して、ICM研究会による問題の共有と解決に向けた意見交換が行われ始めたことが説明された。西野代表は、小浜水産高校が「生徒が地先の海の再生に取り組む」姿勢で始まったアマモ場再生とその広がりの様子を示した。アマモサポーターズの設立（聞き取り調査、1年を通じた活動、再生の行き詰まり、アマモサミットの開催：実行委員会での多様な関係者の継続的会議）や、アマモ再生から地域、山里湖海、行政・研究機関への発展の経緯が披露された。

#### 「豊かな海域資源の保全と活用～漁業・観光・教育～」

高知県宿毛市・大月町に面する宿毛湾の取り組みについては、宿毛市産業振興課酒谷幸夫課長補佐と黒潮生物研究所中地シェウ所長が紹介した。酒谷補佐からは、国立公園に囲まれている宿毛湾は、主要産業は水産業であり、観光業も発展中であること、近年、赤潮、磯焼け、食害生物などの海の環境問題が勃発し、2012年からICM研究会を立ち上げ、問題解決に向けて努力していることが紹介された。中地所長からは、そうした取り組みに先立つサンゴ保全や藻場再生、森林水産連携といった活動の存在について説明があり、黒潮生物研究所によるサンゴの保全活動や、藻場からサンゴ礁へと環境の変化、オニヒトデの大発生に対する海域利用者（ダイビング関係者）による駆除について具体的な紹介があり、関係者や取り組みの拡大が始まっていることが伝えられた。

#### 「東日本大震災・津波による被害及び復興に向けた取組」

岩手県沿岸広域振興局経営企画部産業振興課北栢玲子主査は、岩手県における震災後の普及・復興について、各国からの支援に感謝するとともに津波被害について（家屋、人的被害のほか、水産業としての影響）説明した。その中で、被災後8年間での復旧・復興を目指した計画づくり、地域ごとの異なる対策が計画されていることともに、ハードとソフト（防護施設の整備、津波を意識した地域計画、津波防護文化の情勢）両面からの取組

みを行っていく必要があることが示された。また、ICM に関する宮古市での取り組みも紹介され、市民協働型の活動を模索していることが紹介された。

⑤セッション 2： ICM を通じた海洋保全と絶滅危惧種保護に関する取り組み地域の拡大と実施効果の向上（PEMSEA ICM サイトからの発表）

「ベルデ島海峡における海洋保護区ネットワークと拡大」

バタンガス州環境天然資源事務所（フィリピン）ルイス・アウイタン氏より、海峡を挟んだ地域での海洋保護区（以下 MPA）プロジェクトが紹介された。バタンガス州では、2006 年から MPA に向けた取り組みを科学、管理、ガバナンスの面から推進して、環境保全のための MPA を実践している。利用状況の輻輳による場所の調整、生態系ネットワークへの配慮、管理計画、法整備などが検討され、MPA の表彰を通して管理の有効性についての検証が行われている。また、地球温暖化への対応（マングローブマッピング、TURF プログラム：漁業の脆弱性評価ツール、CIVAT プログラム：沿岸の脆弱性評価ツール）についても取り組んでいる。

「スカブミにおけるアオウミガメ保護地域」

スカブミ地域計画委員会（インドネシア）のドディー・アチャディアット・ソマントリ氏は、ウミガメ保全地域の紹介を行なった。元来、土地の管理権は地元の自治体を持っており、行政と NGO によるウミガメの管理を実施していた。その後、ICM のパラレルサイトとなり、ウミガメ保全の取り組み（発生したカメの卵のハッチングに自然法・人工法、施設、プログラム）が強化され、エコツーリズムへの展開がされている。

「シアノクビルにおける水産業および生物生息域管理のための沿岸域ゾーニング」

シアノクビル ICM プロジェクトマネジメントオフィス（カンボジア）のブラク・ビスル氏から農業、観光業を主産業とする一方、広大なマングローブ林や藻場を擁するシアノクビルの ICM 事例について紹介された。シアノクビルでは、不法漁業、不法伐採（マングローブ）の増加、破壊的漁業、汚染、乱開発、砂の浚渫などによる沿岸の環境悪化が問題となっていたため、開発、保全、バッファゾーンを含む海域利用計画を確立し、その中で漁業管理を導入することで地元自治体へのメリット（所得増加）を目指す事業として地元の賛意を得た。現在、マングローブの植林など保全のための開発をすることで、漁業資源が増えている。商業的・大規模漁業が禁止されたことも大きな要因だという。教訓として、国のコミットメント、地元の支持による持続性の確保、違法活動を止められるだけの経済的保証が重要であると結論づけた。

「入り江保全と沿岸生態系保全のための海洋保護区の持続的な管理」

ドンイン水産海洋局（中国）のリユウ・ペイ氏は、黄河のデルタにある MPA について紹介した。当該地域は 2 つの国家戦略（特別経済区、ブルー経済区）が適用されている区であり、2009 年に 5 つの MPA が設定された。現地では監視によるモニタリングと看板での周知などの努力がはらわれている。黄河のブルーエコノミーによる、グリーン成長を目指しており、将来的には MPA 管理者の研修、関係者の Win-Win モデルの確立、監視と管理、ネットワークの確立を実施していきたいということが述べられた。

⑥セッション 3： パネルディスカッション：沿岸域の持続可能な開発を達成するための ICM の強化：特別な手段とアプローチについて

- ・ ファシリテーター： チュア・ティア・エン博士／OPRF 寺島紘士常務理事
- ・ パネリスト： 運輸政策研究機構理事長 春成誠氏（PEMSEA 技術会合副議長）、志摩市長 大口秀和氏、岡山県農林水産部水産課振興班 後藤真樹氏、ポート・クラン（マレーシア）、キアリ・ビン・セラマツ氏、シャーマン大学（中国）ファン・チンファ氏

チュア・ティア・エン博士：今回の自信に満ち充実した各プレゼンテーションを見たことで、ICM の取り組みが進歩したことを確信した。地元からのボトムアップと同時に、国等からのトップダウンが大切である。中央政府が重要性を認めると、進みが早い。地方政府にはキャパシティがないという声やボトムアップの方が重要だという声もあるが、どちらも必要なことである。今回の論点は 4 つある。第一の論点は、中央政府と地方政府がどのように関与するか。第二の論点は、愛知ターゲット、つまり、生物多様性との連携の必要性。第三の論点は、なにが志摩市長を動かしたのか。第四の論点は、各種イニシアチブが統合に至っていない点。PEMSEA では、より広い範囲の ICM があるので、どのようにしたら、もう一歩踏み出せるのかを考えていく必要がある。

春成氏：日本の 5 つのサイトでは、多くの関係者が関わっている。沿岸海域の疲弊に対して地元から再生したいという思いがある。その中での地方自治体が果たす役割は大きい。自治体こそ関係者の調整をするために適切な位置にいる。中央政府は、ICM の背景となる法廷基盤を海洋基本法や基本計画などを通して準備する。新海洋基本計画の中でも計画を作る地域を支援すると書かれていることは重要。補助金だけでなく仕組みの支援も必要である。

大口市長：ICM のきっかけは、真珠産業のヘテロカプサによる疲弊だった。英虞湾を囲む 4 つの町が一体的に解決する取り組みがなく何をすべきか考えた時に、今までどのように生活してきたのかを振り返り「海のことを忘れていた」ということに気が付いた。自然との共生（ICM）がテーマになり、市民全員が資源の循環を理解して自然にやさしい生き方をするという教育を施すなどの連鎖的な動きの中で ICM が始まった。町の職員もその思いに答



えてくれた。家族が笑顔で幸せになれる地域、ブルーエコノミー等、ICM は様々な場面に繋がっている。里海学舎が次の課題。

ファン氏：国と自治体の役割について目標を示すのが国、実施につなげるのが自治体。国の大切な役割は、ネットワークづくり。生物多様性は、人と自然をつなぐ指標、基盤であり、機会である。保全策が地元の経済的発展を制限する場合もあることに留意しつつ、保全が全体に寄与することを理解し、保全が観光資源等になって収入が増えるような関係を理解する必要がある。

キアリ氏：ICM（グリーン経済などにも配慮）は難しいが重要なこと。

後藤氏：ICM の便益として稼げるというのは、共感できる。日生では、ボトムアップの活動だったが、当初から皆の理解を得ていたわけではない。長年の説得と、実績により理解が得られ活動の輪が広がっていった。便益をしっかりと示すことが重要。

（意見交換）

- ・ 地方自治体は多くの課題に取り組まなければならない。モニタリング、啓発、教育、行動計画などに加えてダナンの場合は、防護・防災の取り組み（脅威への対応）が課題。ICM への認識を改めていく必要がある。
- ・ リーダーが交代すると、事業・取り組みが途切れるが、それを継続して新たなリーダーを作り出すのが ICM のダイナミズムである。これを利用して、持続的な取り組みにしていくべきである。ICM は継続的な学習プロセスである。
- ・ ICM のダイナミズムを最小限にするための制度的な準備が必要である。そのためには、議会の合意を得て法律に基づいて行うなどが考えられる。
- ・ 制度的な充実は大切だが、それだけでなく地方の当事者（市民）に働きかけをすることも重要。
- ・ 指導者が変わっても活動を継続するためには、活動を市民の常識にすることが重要。志摩市では、里海読本を全家庭に配り教育委員会に働きかけている。それに加え、里海宣言などを通して町に条例化やラベリングしている。災害に対しては、自助：共助：公助＝7：2：1と言われているが、現場での自助比率を高めることが大切。
- ・ 教育と教育への投資の重要性に共感。
- ・ 志摩市長の思いと信念が地域を動かした。森林と環境のことを考える人が違うということでは成立しないので、環境教育を子供の頃から実施することは重要である。
- ・ 統合的なアプローチは重要だがセランゴールでは、あまり上手くいっていない。志摩市ではルールを守るためにどのような取り決めを行なったのか知りたい。→ 怒ることなく、継続的に説得した。

- ・ 今まで閉鎖したサイトはない、粘り強い努力が必要。ICM には、自治体の能力強化、地域に基づいた計画作り、国際機関を上手く使うこと、継続的な情報交換を行なうこと、などの課題がある。
- ・ ICM の主役は地方公共団体であり、国は技術的・仕組み的・教育啓発的支援を行う。
- ・ 気候変動も重要な視点である。
- ・ ICM は人々のためのプログラムであり、政府のためのものではない。敵味方関係なく友好関係を保つことで人の考えは変えていける。忍耐強く実施しなければならない。

#### ⑦まとめ

パネル討論のファシリテーターであり、ワークショップの共同議長であるチュア・ティア・エン博士と寺島紘士常務理事から以下 10 項目の重要性が共有された。

1. 利害関係者の確認と利害関係者の主体性
2. 市長・町長をはじめ ICM を始めるにあたってのチャンピオンの存在
3. 地方分権と地方自治体のキャパシティビルディング
4. 漁業者や地元の知恵
5. ニーズをつかむ政治
6. こどもたちの教育プログラム
7. 生態系サービス保全などの明確なビジョン
8. 持続可能な生態系サービスの享受（ブルーエコノミー）
9. 気候変動への適応
10. ネットワーク

#### ⑧意見交換会

夕刻より、意見交換会が実施され、個別のテーマについて、関係者ごとに集まり、ワークショップやパネル討論で十分議論できなかった内容について熱心な意見交換が行われた。

#### 3) 10月2日：見学会

伊勢志摩国立公園としての自然環境の保全と利用を中心に、現地見学会が実施され、参加者は、志摩市における ICM の現場を体験した（写真提供：大塚万紗子）。



①横山ビジターセンター及び横山展望台



②アクアヴィラ伊勢志摩の干潟再生事業現場



③ともやま公園・志摩自然学校



④あづり浜海女資料館及び海女小屋体験施設





## 第 2 章 第 23 回国連海洋法条約締約国会合 (SPLOS-13) および海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合第 14 会期 (UNICPOLOS-14)

### 1. SPLOS-23

#### (1) 日程及び議題

SPLOS-23 は、ニューヨークの国連本部にて 2013 年 6 月 10 日から 12 日にかけて開催され、議事次第は以下の通りである。

1. 開会
2. 黙想
3. 議長選出
4. アジェンダ採択
5. 副議長選出
6. 信任状委員会指名
7. 作業編成
8. 国際海洋法裁判所 (ITLOS) 所長による報告
9. 国際海底機構 (ISA) 事務総長による報告
10. 大陸棚限界委員会 (CLCS) 委員長による報告
11. ITLOS の予算問題の検討
12. 信任状委員会の報告
13. UNCLOS 第 319 条に基づく事務総長報告
14. その他の事項

#### (2) 会議内容

会議の主な内容は以下の通りである。

開会・黙想の後、今会期の議長として、アルバニアの Ferit Hoxha 氏が選出され、続いて、副議長として、ベルギーの Jean-Cédric Janssens de Bisthoven 氏、チリの Hernán Salinas 氏、モーリシャスの Milan Jaya Nyamrajsingh Meetarbhan 氏、サウジアラビアの Abdulaziz Al Rodiman 氏が選出された。

<ITLOS による活動報告及び財政問題に関する議論>

ITLOS の柳井俊二所長が、2012 年の活動報告を行った。海洋境界画定や船舶の早期釈放などの多様な法的紛争を扱ってきたことに加えて、インターンシップやキャパシティ・ビ

ルディングなどの活動についても報告がなされた。所長の報告を受けて、各国から ITLOS のかかる活動についての肯定的なコメントが寄せられ、とりわけバングラデシュ・ミャンマー間の海洋境界画定事件に対する判決については多数の国家から言及がなされた。

続いて、ITLOS の財政問題について議論がなされた。英国代表による ITLOS の財政の審査メカニズムについての提案について、各国代表による議論が行われた結果、この問題についてのワーキング・グループを設置することも念頭に置きつつ、次会期のアジェンダに含めて継続審議とすることとされた。

#### <ISA による活動報告>

ISA の Nii Allotey Odunton 事務局長が、前会期から今会期までの間の活動報告を行い、各国代表からかかる活動に対して肯定的なコメントがなされた。

#### <CLCS による活動報告>

CLCS の Lawrence Folajimi Awosika 委員長が、前会期から今会期までの間の活動報告を行い、各国代表から、CLCS のワークロードを改善する必要がある等のコメントがなされた。

続いて、CLCS 委員の活動中の医療保険費の問題（トラスト・ファンドからの拠出の可能性など）について議論され、この問題を扱うオープンエンドのワーキング・グループを設置することが決定された。

#### (3) まとめ

国連海洋法条約の 30 周年であった前会期と比較すると、今会期は比較のおとなしい会合であったと言え、実際、3 日間という短期間で全てのアジェンダが消化された。ITLOS、ISA、CLCS からの報告及び各国代表による議論についても、おおむね既存の事項及び論点について再確認するものであったように思われる。

ITLOS の財政問題など加盟国による資金拠出に関わる問題について、日本・EU 諸国を始めとする先進諸国からは、財政効率化を図るこれまでの取り組みを肯定的に評価すると同時に、よりいっそうの取り組みを求める声が目立った。とりわけ日本の代表団は熱心に発言しており、最大の資金拠出国としての意識の高さが伺われた。他方で、中国及び発展途上国は「チャイナプラス G77」という括りで結束し、今会期中に財政規律についての具体的なコミットメントを確認したい先進諸国と対立する構図がしばしば確認された。

## 2. UNICPOLOS-14

#### (1) 日程及び議題

今回で第 14 回目となる UNICPOLOS の今年の議題は「海洋酸性化」であり、ニューヨークの国連本部にて 6 月 17 日から 20 日にかけて開催され、議事次第は以下の通りである。

1. 開会
2. アジェンダ採択
3. 意見交換
4. 組織間協力・調整
5. 総会の活動促進のためのトピック及びパネリスト選定手続
6. 海洋法に関する将来の総会の活動に資するイシュー

## (2) 会議の内容

会議の主な内容は以下の通りである。

共同議長であるニュージーランドの Don MacKay 氏、モーリシャスの Milan Jaya Meetarbhan 氏が開会を宣言し、アジェンダが採択された。

意見交換においては、海洋酸性化問題についての専門家がパネリストとして報告を行い、それに対して各国代表が質問・コメントを行った。パネリスト報告は以下のセグメントに分けて行われた。

### <セグメント1：海洋酸性化プロセス>

- ・パネリスト：Richard Feely 氏（米国、国家海洋大気機関）
- ・パネリスト：Juying Wang 氏（中国、国家海洋環境モニタリングセンター）

### <セグメント2：海洋酸性化の影響>

- ・パネリスト：Carol Turley 氏（英国、Plymouth Lab）
- ・パネリスト：白山義久氏（日本、海洋研究開発機構）
- ・パネリスト：Nathalie Jeanne-Marie Hilmi 氏（モナコ、科学センター）
- ・パネリスト：Cliff Law 氏（ニュージーランド、国家海洋大気研究機構）
- ・パネリスト：Bill Dewey 氏（米国、Taylor Shellfish Farms）
- ・パネリスト：Yimnang Golbuu 氏（パラオ、国際サンゴ礁センター）
- ・パネリスト：Robert B. Dunbar 氏（米国、スタンフォード大学）

### <セグメント3：海洋酸性化問題への対処>

- ・パネリスト：Lisa Suatoni 氏（National Resources Defence Council）
- ・パネリスト：Michel Warnau 氏（IAEA）
- ・パネリスト：Libby Jewett 氏（米国、国家海洋大気機関）
- ・パネリスト：Ilana Coaracy Wainer 氏（ブラジル、サンパウロ大学）

・パネリスト：Germain Michel Ranjoanina 氏（マダガスカル、外務省）

以上のパネル報告及び質疑応答においては、概要、①海洋酸性化はあらゆる海域でグローバルに進行しており、このことについては科学的コンセンサスが存在する、②海洋酸性化によってもたらされる影響についての調査は不十分であり今後の課題である、③各海域によって生態系のありようなどは多様であるため、海洋酸性化問題に対処するにあたっては海域ごとに個別的に検討する必要がある、ということが確認された。

最後に、次会期に扱うべきイシューとして、海洋の潜在的かつ新しい利用（potential and new use of oceans）が提案された。

以上

## 第3章 OPINEAR（東アジア海洋政策研究機関ネットワーク）

### 1. OPINEAR の概要

東アジア海洋政策研究機関ネットワーク（Ocean Policy Institute Network in East Asia Region／通称「OPINEAR」）は、2008年2月に海洋政策研究財団が東アジア地域の海洋政策研究機関に呼びかけて東京で会合し、これに参加した東アジアの政策研究機関が設立した東アジアの政策研究機関のネットワークである。本ネットワークは、地域内の海洋政策研究機関間で、東アジアにおける海洋と沿岸域管理の現状および今後の試みに関して情報交換と協力検討を促進することを主な目的としている。

2014年3月現在のメンバーは、以下の7機関である（COMIは2010年から参加。その他の6機関は、第1回会議開催時から参加）。またオブザーバーとして2機関が参加している（PEMSEAは2008年から、ANCORSは2011年から参加）。

#### （OPINEAR のメンバー）（アルファベット順）

中国海洋発展戦略研究所（China Institute for Marine Affairs／CIMA）

海洋沿岸域発展研究院（Coastal and Ocean Management Institute／COMI）

（中国・シャーマン大学）

東南アジア研究センター（Center for South East Asian Studies／CSEAS）（インドネシア）

韓国海洋水産開発院（Korea Maritime Institute／KMI）

マレーシア海事研究所（Maritime Institute of Malaysia／MIMA）

海洋政策研究財団（Ocean Policy Research Foundation／OPRF）

S・ラジャラトナム国際研究大学院（S. Rajaratnam School of International Studies／RSIS）

（シンガポール・ナンヤン工科大学）

#### （OPINEAR のオブザーバー）（アルファベット順）

ウーロンゴン大学・オーストラリア国立海洋資源安全保障研究所（Australian National Center for Ocean Resources and Security／ANCORS）

東アジア海域パートナーシップ会議（Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia／PEMSEA）

### 2. OPINEAR の取組

OPINEAR のこれまでの取組として、以下のとおり4回にわたる会議が開催されている。

#### （これまでの OPINEAR 会議の開催状況）

第1回 2008年2月28日～29日 日本・東京（OPRF がホスト）

第2回 2008年11月25日 マレーシア・クアラルンプール（MIMA がホスト）



第3回 2010年2月8日～9日 韓国・ソウル (KMI がホスト)

第4回 2011年11月24日～25日 シンガポール (RSIS がホスト)

その他、2012年7月の東アジア海洋会議 (East Asian Seas Congress) においては、OPRF と OPINEAR の共催による共同ワークショップ「世界・地域・国家レベルでの沿岸・海洋ガバナンスの新しい方向とイニシアティブ (New Directions and Initiatives for Coastal and Ocean Governance at the Global, Regional and National Levels)」を開催した。

### 3. 第5回会議の概要

#### (1) 会議日程

2014年2月20日～21日

#### (2) 会議開催地

東京海洋政策研究財団

#### (3) 主催

OPRF (コーディネーター・事務局)

#### (4) 出席者

- ①メンバー機関 (CSEAS、KMI、MIMA、OPRF、RSIS) からの参加者
- ②Chua Thia-Eng 博士 (東アジア海域パートナーシップ会議議長/Resource Person として参加)
- ③オブザーバー : PEMSEA

#### (5) 主な議題

2008年に東京で第1回が開催されて以来、今回の第5会議は再び東京で開催された。会議では、OPINEARメンバーを中心とした各国の総合的海洋管理に関する経験と知識を共有し、東アジアにおける海洋政策の発展に貢献するための幅広い議論が展開された。とりわけ、東アジア地域で推進している東アジア海域持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) が各国において如何なる進展があったのか、そして今後の方向性に関する情報交換を行うとともに、諸の海洋アジェンダに対する各国およびメンバー機関間の適切な対応と協力の可能性を模索することを試みた。

会議参加者らは、各国が海洋ガバナンスを遂行するにあたり、アジア地域、政府、そして地方自治体間の円滑な連携の重要性が年々増えていることに意見を一致した。さらには総合的沿岸管理を推進するための地域全体レベルの枠組みが緊要であり、そのための各機関との協力が強調された。また、日本のICM経験を伝授する機会や、沿岸管理のためのマ

ッピングシステムのノーハウ共有等、メンバー機関間の具体的な協力と交流方案に対する議論を行った。

会議の最終日には、オピニアのウェブサイトを通じた、メンバー機関間の情報共有やソーシャルネットワークを用いたメンバー機関の活動広報の方案等が議論された。今回の会議の成果を踏まえて、次回開催時期および開催機関の選定に関して意見交換を行った。そして2015年に予定されている「東アジア海洋会議（EASC）」がベトナムで開催されることを契機に、ベトナムの海洋政策研究機関をメンバーへ加えることも打診された。

今回の会議を通じて、OPINEARの安定した運営と継続が確認されるとともに、ネットワークのさらなる拡充と今後の具体的な協力内容が模索された。これにより、OPINEARとしての今後の進展が期待される。



## 第4章 その他の国際会議への参加

### 1 国連持続可能な開発目標に係る第8公開作業部会（OWG on SDGs）

#### 1. OWG8 on SDGs の概要

国連持続可能な開発目標に係る第8公開作業部会（OWG on SDGs）は2015年の持続可能な開発目標の策定に向けた公開作業部会として、目標に含めるべき内容について審議する会議で、テーマごとにOWG1(1913年3月開催)からOWG8(1914年2月開催)まで約1-2カ月に1回のペースで8回の作業部会が実施されてきた。

今回のOWG8は、2014年2月3日～2月7日、国連ニューヨーク本部会議場で、海洋、森林、生物多様性、社会的性的機会均等の推進、紛争の解決、法とガバナンスに関するテーマを擁して開催された。約30か国（機関）の作業部会メンバーの他、オブザーバ資格を持つNGO等（メジャーグループ<sup>1</sup> および、その他の機関等）を含め約150名の参加があった。

各回の作業部会では、その回のテーマに沿った持続可能な目標（SDG）として何をどのように記載するかについての審議が行われた。プレナリ会議において関係者からの情報提供および議論を行うとともに、各メンバーからの意見表明がなされ、加えてサイドイベントとして、各団体が主催するシンポジウムなどが併設して実施された。

なお本会議は作業部会メンバーの他、メジャーグループおよびその他の承認を得ている団体のオブザーバ参加および意見提出が可能である。当財団は国連経済社会理事会の特別協議資格を得ており、メジャーグループとして参加するとともに、海洋のテーマにおける政策提言（For The Better Conservation and Management of Islands and Their Surrounding Ocean Areas）を事前に会議への寄与文書として提出した。なお、こうしたオブザーバからの作業部会への直接の意見表明の場として、共同議長ヒアリングがプレナリ会議の直前に行われた。

#### 2. 会議概要

##### （1）共同議長ヒアリング（2014年2月3日9:00-10:00：海洋、4日9:00-10:00：森林と生物多様性）

2月3日の朝、共同議長（Mr. Csaba Kőrösi：ハンガリー代表、Mr. Macharia Kamau：ケニア代表）の元、「海洋」についてのヒアリングが行われた。発表者は、グローバル・オーシャ

---

<sup>1</sup>持続可能な開発については、政府だけの体制では実現できないことに鑑み、ビジネスと産業、子供と若者、農家、先住民、地方公共団体、NGO、科学技術、女性、労働者と貿易の9つのセクターからの参画が位置づけられている（Agenda21 第3章）

NGOについては、Agenda 21 第27章、Future We Want 第53節に、持続可能な開発にパートナーとしてのNGOの重要性、役割強化の必要性が位置づけられている。

ン・フォーラム (GOF) のビリアナ・シシン・セイン氏と女性問題審議グループ代表として  
フィジーのノレーン・ナブリヴォワ氏からの発表があった。主な論点としては、  
シシン・セイン氏から

- ・ 海はセクターや地域ではなく全体の問題である
- ・ 海は様々な機能や特徴を持っており、地球存続における鍵となるものである
- ・ 多くの人たちが海に頼って生きている
- ・ 海で単独の SDG を確立すべき

といった論点が示され、ナブリヴォワ氏から

- ・ 国際的な行動計画が実施されてきている状況の認識
- ・ 海の変化を捉えるための明確で効果的なモニタリングの必要性
- ・ 養殖漁業における女性の重要性（特に漁労の前後の2次産業的なもの）への注視

などが追加され、その後、会場からあらかじめ指名された発言者より

- ・ 枠組みの確立の重要性
- ・ 公平な資源へのアクセスの確保
- ・ 海の経済的価値の保全に対する経済界の協力体制の存在
- ・ 各種の取り組みを評価する明確な指標の必要性
- ・ 海の汚染問題（特に、陸上の資源開発による重金属汚染など）は健康問題である

といった論点が追加された。その後2人のコメンテータから

- ・ 海は海に関係ない国にも関係する
- ・ 海は自然システムだけでなく社会的システムでもある総合的なシステムである
- ・ 相互関連性の議論の必要性
- ・ 表明された意見が同じ方向（総合的視点、包括的視点の必要性を指摘）を向いている

ことなどが追加意見として出され、会場から

- ・ 先住民の漁業への依存
- ・ 放射能に汚染などの UN レベルの対応の櫃お湯性
- ・ 生物圏と人間社会が相互に関係した生態圏として考えるべき

といった意見も出たところで副議長からのまとめがなされた。

- ① 海洋を含む健全な社会を作るべき。
- ② 説明責任、汚染防除、管理、相互関係を含む3次元的管理をどう実現するか
- ③ 法律的に保障された管理機関が必要
- ④ 総合的で統一的 (coherent) な対応を考えることは、挑戦である

### **(3) プレナリ会議 (2014年2月3日～4日 10:00-18:00 : 海洋、森林と生物多様性)**

2月3日から4日の2日間で、海洋 (Ocean and sea)、森林 と生物多様性 (forests and biodiversity) の審議が行われた。実際には、「海洋」と「森林と生物多様性」といった2分された議論ではなく、海洋と生物多様性、海洋と森林などの総合関係についての言及もあり、

全体として、海洋・森林・生物多様性を包括的に取り扱うべきという論調の発表が多かった。その中でも、「海洋」「森林」等をSDGを単独の目標として擁立するか否かについては、賛否が分かれている状況であった。

#### ① 海洋に関する基調講演（2月3日午前中）

議論に先立ち、オレゴン大学のジェーン・ルブチェンコ博士（前NOAA長官）と海洋探検家のシルビア・エレ博士からの基調講演があった。それぞれ、海洋の重要性、海をSDGとして擁立することへの期待が示された。

ルブチェンコ博士の主な論点は、以下の通り

- ・ 海をSDGにするための4つの注文
  - 総合的な目標をもつこと
  - 適切なタイミング（実施可能な）で作成すること
  - 実質的な目標として、社会的条件を考慮すること
  - 科学に基づく設定をすること
- ・ 海を上手に使っていく必要がある
- ・ 海は持続可能な開発の不可欠な要素であり、脆弱
- ・ 健全な海、健全な生態系が、健全な経済発展、地域振興を導く
- ・ 今なら、難しさはあるものの海洋の直面している悪い方向への動きは取り戻せる
- ・ その中でも、「公海のガバナンス」は特に挑戦的な問題である

深海調査を長く実施してきたエレ博士からは、視覚的なプレゼンを通して、以下のような論点が提示された。

- ・ 地球が海を持つということ。全ての生きものが水を必要とすること
- ・ 海の問題は、私たちの問題であること
- ・ 人が増え続け、70億の人々がいて、地球に影響を与えている
- ・ 潜ると、表層下では、100年前と同じ状況が広がっている。
- ・ 国際的なパートナーシップが必要である
- ・ SDGの目標の一つは、公海のガバナンスであるべき
- ・ ジンベイザメから植物プランクトンまでの海の真価を理解すべき
- ・ 人は地球規模での変化を知ることができる、その違いを認識して、SDGを考えるべき。
- ・ 公海のガバナンス、野生生物の保護（20%のMPAを目指して）

こうした発表を受けて、各国からは、酸性化や外来種についての議論の必要性、総合的なアプローチの必要性への同調、コモンズの悲劇をどのように取り扱うか、SDGを超えて、どのように流布していくのかといった問題提議がなされ、話題提供者の2人から、

- ・ 科学に基づく政策(Policy)が望ましいが、Policyが先行している。そのため、理由が置いてけぼりである。
- ・ 自然の大切さを理解し、それに基づく判断をするためのコミュニケーションが必要で

ある。多くの人は、知らない現状がある。

- ・ 問題を縦割りで考える（サイロ的対応）をまたがる啓発と動機付け、機会の創出が必要
- ・ fish forever というプロジェクト：様々な漁業管理の方法として、経済と資源保全をともに考えている。
- ・ MPA は、回収可能な便益を生み出す。公海の保護区を作る意義は沢山あるが、その内の一つとなる。

それに対して、各国からさらに、貧困の撲滅も一緒に考えることが大切、科学的に考えることは大切であるが、途上国に対するキャパシティビルディングが大切、国際的な合意事項との整合性を考える必要性等が指摘された。これを受けて、

- ・ 海洋の復元力（resilience）が重要。
- ・ 既にある関連する条約、取り決めに 包括的に見ることが大切
- ・ ただし、漁業の制限は難しい。それには、強い制限（regulation）を実施するロードマップを用意するか、権利分配(quota)を基にする管理もありうる。
- ・ 仕事の創出、食の安全、生態系の保全の全てを包括する方向で、
- ・ さらには、漁業を「魚」から見つめなおすこと。魚が居なければ漁業もない。

などが示された。

## ② 各国からの意見表明（2月3日午前中～午後）

ボリビア、パラオ、EU、イタリア、インドネシア、バルバドス、スロベニア、パキスタン、オーストラリア、ザンビア、メキシコ、ブルガリア、ノルウェーなどが、各国および、他国も代表して声明を発表。重複する部分も多く、集約すると、以下のような論点が出された。海の大切さ、SIDS への配慮、汚染への警鐘はメンバー内で共有されているようであった。

- ・ 海洋の価値：地球温暖化の緩和、生活を守るシステム
- ・ 問題点：汚染の防除、海面上昇、海洋の酸性化、船舶からの投棄、海岸侵食
- ・ 認識：地域社会（Local community）の重要性、保全と地域の経済発展のバランス、エネルギー問題
- ・ 対応：
  - 各国の管轄権を超える海域における資源探査の自由の確保
  - MPA に関する愛知ターゲットの順守、CBD の Strategic Target、森林の保全
  - 漁業者への配慮（特に女性への）
  - 途上国への支援、ODAの減少を止める、キャパシティビルディング
  - 評価指標の確立

## ③ 森林と生物多様性に関するパネルディスカッション（2月3日午後）



コロシ議長的主导により、森林と生物多様性に関するパネルディスカッションが行われた。パネリストとして、生物多様性条約事務局（CBD）の事務局長ブロリオ・デ・ソウザ・ディアス博士、ガーナ大学のアルフレッド・オテン・イエボア博士、アマゾン持続財団のCEO バジリオ・ヴィアナ教授が登壇した。

ディアス博士からは、生物多様性が貧困を救うカギとなっていること、愛知目標を主題に据えつつ、コモンズの悲劇を引き起こさないガバナンスが必要であることなどが提言された。

オテン・イエボア博士も、生物多様性、生態系サービスといった視点の重要性とともに、IPBES のような科学に基づく行動計あくによる政策への支援、新たな知識の啓発、キャンペーンビルディングの大切さが強調された。

ヴィアナ教授からは、森林の保全の重要性、その保全と、食糧生産のための開墾のバランスへの配慮が必要である点が指摘された。

討論に入り、各国から、生物多様性をSDGに単独で組み込むことの利点（他の目標に内部目的化されていることを、明示する必要性に対する質問）や、生物多様性と都市との関係、森林情報(特に、そこで生活する先住民らに関する情報等)の収集の難しさ、専門家からの助言を必要とすることなどが指摘された。

パネリストからは、各国政府が実施に必要な予算措置をするためにもSDGとしての位置づけが有効であること、自然により与えられる便益を図るためにも単独の目標が必要であること、都市開発は、自然を代償として行われてきており、忘れてはならない視点であること、森林の中の人たちのデータ（人口、教育 etc.）は少なく実態把握が困難であることなどが回答された。

引き続いて、不法貿易による生物多様性の保全への危機が報告された。その防止には生物多様性の価値を理解することが必要であり、そのために、お金を払う、社会的な対価を払うといった選択があり得ること、コスタリカは生態系サービスに対価を払ってきた先進例等が紹介された。

ここで、生態系サービスもSDG単独の目標とすることができるという積極的意見も出された。しかし、一方で、必要な資金が投入されていない状況からSDGに入れることへの懐疑的意見も出された。それに対して、資金の投入（開発行為）は今のところ、環境を悪いほうに動かしているが、それは、その逆も可能ということを示しており、それがチャンスであるとの見方がパネリストから出され。SDG目標とした場合に、その方向に社会が動くよう、それをしっかり周知することが大切といった意見があった。

#### ⑤ 海洋、森林と生物多様性に関するパネルディスカッション（2月4日午前）

コロシ議長的主导により、2日目の海洋および、森林と生物多様性に関するパネルディスカッションが行われた。パネリストとして、IUCNの世界水プログラム長のマーク・スミス氏、世界作物多様性トラストのマリー・ハガ氏、国際森林研究センターのダユ・レソ

スダルモ博士が登壇した。

スミス氏からは、生物多様性は現在だけでなく未来にも大きな価値を持っていること、SDGは開発に向かった目標であり、生物多様性はその基礎となるものであるため、生物多様性の目標は、開発目標でもあり、貧困の撲滅にも寄与し、定量可能であることなど、生物多様性の多面性が紹介された。特にタンザニアでの生態系再生の事例が紹介された ([http://cmsdata.iucn.org/downloads/flr\\_final\\_report\\_shinyanga\\_june2005.pdf](http://cmsdata.iucn.org/downloads/flr_final_report_shinyanga_june2005.pdf))。

ハガ氏からは、子供たちがおなかを減らして眠りにについている現状に鑑み、農業（食の安全が社会の安全を保障している）の重要性、さらには、それに脅威を与える害虫と病気に戦うための唯一の武器が生物多様性であると説明された。特に、米（30億の人が主食にしており、相互依存の高い作物）その安定供給のために、水の供給、地球温暖化への対応が必要と提言された。

レススダルモ博士からは、森林は（も？）多くのテーマとの関係を持っている（食糧、コミュニティのレジリエンス、水管理、気候緩和、貧困と機会の航平）こと、セクターの独立（相互リンクの欠如）、森林の価値の過小評価、ガバナンスの不十分などが問題であることなどを元に、SDGに、森林の大切さを書き込むべきと提言された。

こうした話題提供を受けて、各国からは、すでに、CBDなど他の国際規範の中で議論されている内容を、SDGに再掲する意義への疑問や、作物の安定供給のために地球温暖化に強い作物の開発目標と、地球温暖化自体への対応策の目標の整合性に対する疑義、森林 (forest) が林や関連する植物などを含むのかといった、対象生態系の定義への質問が出た。

パネリストからは、SDGに生物多様性を入れなかったら、足の無い机のようなもの。BDは、SDGの基礎。生物多様性の啓発が必要であり、いわゆるサイロを崩す必要があること。プロセス (climate)と結果 (BD) はどちらの方向からも議論されるべきで、双方に対応策の目標設定が必要であるといった回答があった。

さらに、各国・機関からは、地域の人たちの参画、説明責任等を、どのようにSDGに入れるのか、社会的資源への寄与、生物多様性と気候変動の関係を明確化する必要などが指摘された。

それを受けて、地域の活動とSDGを結びつける具体の道は不明であるものの、利益の分配メカニズムを用いて、社会的資源への寄与が期待できること、生物多様性をSDGの枠組みの中にしっかりと位置付けるべきであることが、改めて強調された。

#### ⑥ 各国からの意見表明（2月4日午前中～午後）

NARU、マーシャル諸島、PIFS、アルゼンチン、カナダといった海洋・SIDS関連の国・機関から海洋の重要性や、安定的な漁業生産への取組、支援の要請、サンゴ白化、生態系変化、地球温暖化、酸性化のモニタリングに対する支援の要請があった。また、技術移転も含めたグリーン経済についての推進への期待も表明された。

フィンランド、コンゴ、ブラジル、ブータン、などからは、森林生態系の重要性や、海と

森林を総合的に考えることの大切さ、森林保全のための資金的支援についての意見提出があった。

F A Oからは、食の安全と飢餓への対応に挑戦しており、愛知ターゲットを尊重すること、海からの食の供給に鑑み、漁業、養殖に注目していること、さらには、ブルー経済 (Ocean based economy) ことなどが意見表明されるとともに、山の先住民、貧困層が過小評価されている現状への警鐘が提示された。

メキシコから、生物多様性の重要性に鑑み、多くの国際機関を調整する機構や資金の必要性が提言された。

#### (4) サイドイベント① (2月3日 13:15-14:45)

会議に並行して、SIDS、UNESCO-IOC、GOF が共催するサイドイベント「海洋の持続可能な開発目標に向けて：健全で生産的で復元力のある海洋、人とコミュニティ」が開催された。

環境・経済・社会の統合的な取組みの必要性、沿岸コミュニティの自立的な発展、2020年までの海洋に関する情報共有の仕組みづくり、ガバナンスの確立を目指すとしたプレゼンがなされ、具体的な取組みとして海洋健康指標 (Ocean health index) が紹介された (<http://www.oceanhealthindex.org/>)。

会場の雰囲気としては、海洋や小島しょ国についてのSDGを単独に擁立することに賛成であるというものであった。具体の発言としては、

- ・ 統合化について
  - 現在の社会システム自体が総合的になっていない中で、2020年に公海のガバナンスを確立するのはチャレンジ
  - 何をすべきかの具体的な議論の必要性。特に、誰が責任を持ってどのように推進するのかについて。
  - Pacific Ocean Scape イニシアチブに期待
  - Agenda 21 海洋管理の総合化を考え始め、沿岸では、各国がICMの試みを実施して生きている。総合化へのパラダイムシフトは、そうした経験からのキャパシティビルディングにより可能となるだろう。IOC主導の研修などの実施に期待。
  - ヨーロッパでは、MSP, ICMが実施されている。例えば、北海の管理に関する経験
- ・ 配慮すべき事項
  - 宗教的なコミュニティ (Faith community) へのリテラシーの必要
  - 人口増加と利用 (漁業) のバランスへの配慮
  - インセンティブは、有効なツールだが、状況によっては成功しない
  - 海洋技術の移転のための UNESCO-IOC の役割に期待

#### (5) サイドイベント② (2月4日 15:00-18:30)

「健康な海洋：前進への道（Healthy Oceans and seas: The way forward）」と題して持続可能な海洋アライアンス、国連公共情報局（DPI）主催のサイドイベントが開催された。

各国の大使・大臣級（パラオは大統領が参加）が参加する 2 週間前にスイス・ジュネーブの国連でのフォーラムを踏まえての会合であった。

各大使らが 5-10 分程度で意見表明を行い、海洋を SDG にすることの意義、挑戦、現在の問題点などが繰り返し提示された。内容としては、プレナリ会議で提示されている内容が繰り返されており、新たな情報は提示されたわけではないが、各国の指導的立場のある人々が、海に対する行動を待望するという意思表示がされたという点で、大きな収穫があったと考えられる。

特に、パラオ大統領の発表は、「良い漁師が良い夫であるパラオにおいて、自分は、当代の漁師であり、次の世代のことを憂慮している。パラオでは CBM を国策として実施し、保全が必須事項として実施されるようにしている。過ちを繰り返してはいけない。海の劣化を止め、再生に向かうような総合的な SDG の枠組みが国際社会に合意されない限り、パラオ周辺の漁業を禁止するよう働き掛けるつもりである。私の子供が良い漁師になることを期待している。」といった、熱いメッセージが発せられ、会場から熱烈な支持を受けていた。

まとめとして、海のことを一部の専門家の間でしか理解されておらず、政治の世界に伝えることが必要であること、考える段階から行動する段階に移行するタイミングであること、今までの海への負荷をかけてきた社会の動きを切り替えるのが 2015 年の SDG であること、8 億人を超える貧困の人を救うためには海を通じた健全な経済の再生が不可欠であることなどが確認され、政策の実現に向けて議論を続けていくことが採択された。

## （7）まとめ

SDG の議論において、海洋の取り扱いが良く把握できていなかったが、今回の公開作業部会に参加して、多くの関係者が海洋、小島しょ国の問題を主流化するための努力をしている過程が見えてきたように感じた。

しかし、いくつかの国の代表からは、SDG の数を減らすために、海洋、森林、生物多様性を包括的に記述する SDG の擁立を支持する声もあり、単独の SDG を擁立する方向での議論との集約は図られていない。

海洋の持つ特性や危機的状況に基づいた行動計画につなげ得るためにも、海洋や SIDS に関する単独の SDG を擁立できることが望ましいが、包括的な SDG にする場合においても海洋について明示的に記載することは可能であると考えられる。どちらの場合でも、目標の記載方法や、取り込むべき視点などについて、科学的知識、社会的背景に踏み込んだ議論が必要であり、今後とも情報収集を図るとともに、我が国からの発信内容を精査し、発信力を高めていく必要がある。あわせて、この機会に今年 9-10 月に志摩市で開催予定の国際会議「PNLG Forum 2013」に関するプログラム内容について、会議に参加した PEMSEA

役員、中国国家海洋局および Xiamen 関係者と協議するとともに、PEMSEA 事務局において議論することができた。これは、当財団の国際会議の共同開催・参画プロジェクトにも関係する事項であり、今後は当財団としても共催を視野に効果的なプログラムとなるよう積極的にインプットしていくことが重要であろう。さらに、当財団の沿岸域総合管理教育の導入プロジェクトに関連し、東アジアにおける沿岸域総合管理教育の最新の動向が把握できたことは、長期的には東南アジアとの連携を視野に入れた同プロジェクトの内容の充実に貢献すると思われる。

## 2 第3回国際海洋保護区会議および閣僚級会合

### (1) 会議趣旨

国際海洋保護区会議 (International Marine Protected Areas Congress (IMPAC)) は、国際自然保護連合 (IUCN) の世界保護地域委員会 (World Commission on Protected Areas) が中心となり、生物多様性条約事務局 (CBD)、持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD2002)、G8 サミット 2003 などにおいて海洋保護区 (MPA) に関する国際的な注目が集まる中、2005 年より開催している国際会議である。2005 年のオーストラリアでの第 1 回会議、2009 年のアメリカでの第 2 回会議に続き、第 3 回会議は 2013 年 10 月 21 日～27 日、フランス海洋保護区 (MPA) 庁と IUCN の共催により、フランス・マルセイユおよびコルシカで開催された。会議では、1) MPA のノウハウの交換、2) MPA 間の協力関係の構築、3) 広域・地域的ネットワークの促進、4) Web を通じた利害関係者の参画の促進、5) ブルー・エコノミーの中に MPA を位置付ける、6) 意識啓発と Blue Society 実現への貢献、の 6 つの目標が掲げられ、これら目標の達成を通じ、愛知目標 11 (2020 年までに海域の 10% を MPA に設定) を実現するための新たなビジョンと手法を生み出すことを目的として開催された。あわせて、大臣級によるハイレベル政策会合が 10 月 26 日～27 日に開催された。

### (2) 会議開催地

国際会議：マルセイユ・フランス

閣僚級会合：コルシカ・フランス

### (3) 会議日程

国際会議：2013 年 10 月 22 日 (火) ～25 日 (金)

閣僚級会合：2013 年 10 月 26 日 (土) ～27 日 (日)

### (4) 会議出席者

国際会議：87 カ国から約 1,700 名



閣僚級会合：フランス、インド、ニカラグア、アルバニア、トーゴ、チュニジア、サモア、ポリネシア、タンザニア、イタリア、セイシェル、スウェーデン、ウォリス・フツナ、パプアニューギニア、インドネシア、コロンビア、韓国、ガーナ、メキシコ、サウジアラビア、ドミニカ共和国、セネガル、ニューカレドニア、バーレーン、モリタニア、ギニア、コモロ諸島、キプロス、モナコの 29 カ国の MPA 関連政府関係者と、IUCN、CBD、北東大西洋漁業委員会、地中海漁業委員会、World Ocean Commission 等オブザーバーの合計約 200 名

## (5) 会議の結果

国際会議、閣僚級会合の主な議論および決定事項は以下の通り。

### 1) 国際会議

第 3 回国際海洋保護区会議 (IMPAC3) では、海洋保護区 (MPA) に関する 91 の Workshop と 37 の Knowledge café が開催されるとともに、ポスター展示、写真展、ビデオ上映などが行なわれた。

会議全体として、1) MPA の生態系ベースの管理ツールとして、海洋空間計画 (MSP) や水産資源管理が重要な役割を果たす、2) 資金や人材の動員が鍵となる MPA 管理には、自然科学的アプローチに加えて社会経済学的アプローチも不可欠である、3) 政府機関の支援だけでなく企業との連携も含めた運営を検討していく必要がある、といった点が確認された。また、海の生態系・生息地・多様性・生態系サービスを保全していくためには、陸域と海域のつながりを重視し、領海を越えた包括的な管理やネットワークを推進していく必要があることが議論された。

以上の会議結果が閣僚級会合へ報告され、閣僚宣言に盛り込まれることとなった。また、会議の結果は来年開催予定の第 12 回国連生物多様性条約締約国会議 (CBD/COP12) (韓国・平昌にて開催) や IUCN 公園会議 (シドニー・オーストラリアにて開催) で報告される予定である。次回の第 4 回国際海洋保護区会議は、2017 年にチリで開催予定である。

ワークショップへの参加により得られた主な情報は以下の通り。

#### ① EC 事務局主催・海洋空間計画 (MSP) の中で MPA を考えるワークショップ

同ワークショップは EC 事務局が主催し、MSP への取り組みと MPA との関係性、相乗効果の可能性等が議論された。EC 事務局 DG MARE for the Baltic and North Sea 部長 Carla MONTESI 氏が議長となり、EC 事務局 DG MARE 部局 Haitze SIEMERS 氏、EU 全体の海洋関連ネットワーク NGO・Seas at Risk 代表 Ann DOM 氏、カナダ西海岸水産局 Andrew DAY 氏、当財団脇田研究員の 4 名より発表の後、全体討議が行われた。80 名を収容する会場は満席で立ち見状態となり、100 名程度が議論に参加した。

- ・（EC 事務局 DG MARE 部局 Haitze SIEMERS 氏）EU 諸国では、再生可能エネルギー、漁業、海運、海砂利採取、環境保全など、競合する海洋空間の利用ニーズを受け、それらをいかに調和させていくかに関心が高まってきており、海洋の持続可能性と各国の協調を推進していくため、EU 全体で MSP に取り組んでいく必要があるという認識に至った。そのため EC は、利害関係者とのワークショップ、経済効果等の研究、EU 諸国との調整を重ね、Natura2000 などの環境保全の概念を根底に置いた MSP と ICM に関する EU 指令<sup>2</sup>案を 2013 年 3 月に提案した（提案名：Establishing a framework for maritime spatial planning and integrated coastal management）。現在、同提案に対する意見受付中で、2014 年早期の成立を見込んでいる。
- ・（Seas At Risk 代表 Ann DOM 氏）MSP は持続可能な開発のための生態系ベースの海洋管理を進める手段であり、MSP と ICM に関する指令提案を通すためには生態系ベースの明確な目標・指標に基づくモニタリングと順応的管理が必要だ。同指令提案が、経済成長や雇用のために間違っ て解釈される恐れもある。EC の Marine Strategy Framework Directive や Natura2000 なども計画通りに進んでおらず、同指令提案が弱い政策の二の舞にならないことを期待する。
- ・（カナダ西海岸水産局 Andrew DAY 氏）カナダ西海岸の資源管理において、MSP の調整を進めるためにはガバナンス、知識（科学のおよび伝統的）、共生の概念が不可欠だった。現場の活動を通し、生態系モデリングは利用できるが正確とは限らず、合意形成のためには関係者による現場検証が必要かつ効果的なことがわかった。
- ・（当財団・脇田研究員）日本の海洋基本法、海洋基本計画、MPA に関する政策の動向、国土交通省による海洋台帳の提供等の MSP に関連した取り組みを紹介し、あわせて沖縄県竹富町の MPA 設定に向けた取り組みを紹介した。竹富町の MPA 設定に向けた取り組みの中で、地元関係者から MSP の必要性が指摘されたことから、MPA と MSP はトップダウン、ボトムアップの双方で進めていく必要があるという意見を述べた。

発表後の議論では、MSP には共生の概念、明確な目的、協働、環境影響評価、漁業政策との調整が不可欠なこと、MSP が関係者間の異なる利害調整に資することが指摘され、議長によりこれらの点を本会議に報告することでワークショップが終了した。

さらに、ワークショップ後の EC 事務局・Haitze 氏へのインタビューにより、来年早期の上記 EU 指令提案の成立に向け、現在各国との難しい調整を行っていること、また、先進的に海洋空間計画を策定している EU 加盟国は、オランダ、英国、ドイツの 3 カ国であ

<sup>2</sup> 欧州連合の指令とは、加盟国に対してある目的を達成することを求めるものの、その方法までは定めていない法形態のこと。加盟国は目的達成の義務を負うが、達成の方法や形式は各国に委ねられている。



るという情報を得た。

### ②UNESCO および各国事例にみる MSP と MPA のワークショップ

同ワークショップは、オーストラリア・グレートバリアリーフ海洋公園局（GBRMPA）の Jon DAY 氏が議長を務め、UNESCO/IOC の Charles EHLER 氏等 3 名からの発表の後、MPA と MSP への取り組みとの関係性、相乗効果の可能性等が議論された。80 名を収容する会場は満席となった。

UNESCO/IOC からは、2014 年 5 月に電子版 MSP ガイドラインを公開予定であることが報告された。カナダのブリティッシュ・コロンビア州からは、利害関係者とともに詳細な MSP を立案してきていることが報告された。プエルトリコからは、1979 年の MPA 設立以来何度も管理計画が立ち上げられたが実施には至らなかったため、MPA 管理者が自ら MSP 事業を立ち上げ、GIS とリモートセンシングを活用した利害関係者の利用調整を進めていることが紹介された。オーストラリアの GBRMPA からは、MSP を通した生態系ベースの管理を導入したためトローリングによる影響は軽減したが、複数の生物種は依然危機的な状態にあることが報告された。

発表後の議論では、MPA の管理効果を改善していくためには陸と海との連続性、自然と社会文化経済面の調和、指標化されていない生態系サービスへの配慮が必要であり、科学的根拠に加え、政策等の社会的な調整も重要な役割を果たすことが議長によりまとめられ、本会議に報告されることとなった。

### ③公海における MPA のガバナンスを考えるワークショップ

同ワークショップは Global Ocean Commission が主催し、議長は同 Commission メンバーであり元スペイン環境省大臣である Cristina NARBONA 氏が務めた。発表は、グリーンピースの Alicia CRAW 氏、IUCN の Kristina GJERDE 氏、WCPA Marine の Dan LAFFOLEY 氏、Seascope Consultants の David JOHNSON 氏、Global Ocean Commission の Kristian TELEKI 氏、Duke University の Sofia TSENIKLI 氏から行われた。80 名を収容する会場は満席で立ち見状態となり、120 名程度が議論に参加した。

ワークショップの議論の焦点は、公海が世界の海域の約 50%を占める現状を踏まえ、自国の管轄権が及ぶ海域以遠でどのように MPA を設定していけるか、また、設定すべきかであった。現行の国連海洋法条約では、自国の管轄権が及ぶ海域以遠で MPA を設定するための法的根拠が提供されていない。これに対応できるように国連海洋法条約を改訂する必要があるか、公海上の漁業協調型 MPA の設定についてどう考えるか、などが討議された。議長は、公海上の MPA の設定を推進する必要があること、その際には議論の過程の透明性を高め、あらゆる関係者の参画を受け入れること、自由と平等が尊重されるべきこと等に留意する必要があると議論をとりまとめ、これらをワークショップからの提案として本会議に報告するとともに、Global Ocean Commission に持ち帰り、今後の活

動に反映していくことでワークショップを終了した。

## 2) 閣僚級会合

閣僚級会合は、初日の会合および閣僚宣言の採択、2日目の現場視察により構成された。29カ国より約200名が参加した（参加者詳細は（4）参照）。

### ①開会あいさつ

コルシカ海洋保護庁長官より歓迎挨拶の後、IUCN 代表より第3回国際海洋保護区会議の結果が報告された。MPA ネットワーキングの重要性、グローバルとローカルの双方の取り組みの必要性、MPA は MSP の中心であるべきこと、MPA が経済振興に貢献すべきこと、持続的な資金調達必要性、トラスト・ファンドの必要性、ガバナンスの重要性、UNCLOS のもとに公海上の MPA 設定を進めるべきこと等が報告された。その後、共同議長であるインド代表の環境省大臣より挨拶があり、CBD の愛知目標 11（2020 年までに海域の 10%を MPA に設定）の達成に向けた国際的協調の必要性と本会議の重要性が強調された。あわせて、自国の取り組み状況として、インド領海の 4.97%が MPA に指定されており、重要海域も特定中であることが紹介された。最後に、ホスト国であるフランス政府代表として生態系・持続可能な開発・エネルギー省大臣より歓迎の挨拶があった。挨拶の中で、公海上の MPA の設定を考慮しなければ上記 10%目標を達成するのは難しいことが言及された。

### ②パネルディスカッション「海洋の保護：海洋保護区が人間および海洋生物に与える便益」

セネガルの環境持続可能な開発省大臣とドミニカ共和国の環境持続可能な開発省大臣の共同議長により、海洋保護に関するパネルディスカッションが行われた。IUCN 代表によるマルセイユでの第3回国際海洋保護区会議における海洋保護に関する議論の要約の後、サウジアラビア代表、世銀代表、WWF 代表、Conservation International (CI) 代表の4名の発表が行われた。

サウジアラビア代表として参加した NGO・Living Oceans Foundation 代表は、今年を含め5年間でサウジアラビア政府が重要海域の特定を進めていることを紹介した。世銀の持続可能な開発・農業・地方開発課長からは、貧困の解消に向けて海洋が果たす役割は重要であり、世銀は10億ドル以上を持続可能な漁業と開発について、50億ドル以上を生態系管理に投資してきていることが報告された。WWF 代表からは、WWF が西インド洋、Coral Triangle Initiative などにおいて政府や多様なステークホルダーと協働し、海洋保護の取り組みを進めていることが報告され、公海における MPA 設定の取り組みが呼びかけられた。CI 代表からは、MPA がもたらす便益の強調、海洋の健全性の解明の必要性が指摘され、特に発展途上国のように海洋生態系サービスに大きく生活を依存している地

域では、よりよい海洋環境の保護と持続可能な資源利用の手法を模索していく必要性が強調された。

上記 4 件の発表後、フロアから以下 3 件の関連意見が述べられた。タンザニア代表からは、ナイロビ会議議長として地域レベルの枠組みの有効性を認識していること、海洋保護の取り組みに関する国際機関からアフリカへの支援継続が必要なことがアピールされた。セイシェル代表からは、同国では EEZ の 30% を MPA に指定する目標を掲げており、15% は No Take Zone にする予定であること、この取り組みを推進するための多様な資金確保を目指していることが紹介された。ポリネシア代表からは、自国の MPA における海洋哺乳類の捕獲禁止の取り組みが紹介された。

### ③ パネルディスカッション「海洋保護に関する地域レベルの枠組み・協力の推進」

イタリアの環境・領海保護・海洋省代表と、タンザニアの環境省代表の共同議長により、地域レベルの枠組みを通じた海洋保護の推進に関するパネルディスカッションが行われた。IUCN 代表によるマルセイユでの第 3 回国際海洋保護区会議における地域レベルの取り組みの必要性に関する議論の要約の後、コロンビア代表、アビジャン会議代表、FAO 代表、PEW Foundation (PEW) 代表の 4 名より発表が行われた。

コロンビア代表は、同国領海の 10% 以上がすでに MPA に指定されており、うち一部は UNESCO の世界遺産に指定されていることが紹介された。また MPA に関連し、コスタリカとエクアドルが違法漁業の撲滅について協力していることも報告され、複数国の連携による地域レベルでの海洋保護の協力の必要性が強調された。次に、西・中央アフリカ 20 カ国のメンバーからなる国連環境計画のアビジャン会議 (Abidjan Convention) 代表より、西・中央アフリカ沿岸域の問題について、陸域からの汚濁負荷、違法漁業、石油やガス開発に伴う環境問題などが挙げられた。現在の国連関係プログラムをさらに強化する必要があること、ガバナンスの弱さが課題であることが強調された。あわせて、同地域の大きなドナー国の一つであるスウェーデンへの感謝が表明された。3 人目の発表者である FAO 代表からは、全世界の人々のたんぱく質摂取のうち 17% が海 (魚介類) からのたんぱく質に依存していること、現在は魚介類供給量の約 50% を養殖に依存しているが、今後は養殖への依存率が 65% に高まる想定であることが紹介された。これらを踏まえ、人間へのたんぱく質供給源としての漁業資源の確保と持続可能な漁業の重要性が強調された。最後の発表者である PEW 代表からは、カナダのブリティッシュ・コロンビア大学が発表したペーパーによると、1980 年以降の経済成長率は 1% だが、海洋ツーリズムは 38% も増加していることが紹介され、人間の経済活動における海洋の重要性の高まりが強調された。これを踏まえ、現存する様々な地域協力の枠組みを強化することにより、MPA ネットワーキングに取り組んでいくことが重要だと締めくくられた。

### ④ パネルディスカッション「愛知目標 11 と公海における MPA」

フランスの生態系・持続可能な開発・エネルギー省代表と、Global Ocean Commission 代表の共同議長により、愛知目標 11 と公海における MPA の設定に向けた取り組みに関するパネルディスカッションが行われた。IUCN 代表から、マルセイユでの第 3 回国際海洋保護区会議における公海上での MPA 設定の必要性に関する議論の要約の後、セイシェル代表、UN/DOALOS 代表、High Seas Alliance (IUCN および 27 の NGO から構成されるネットワーク NGO) 代表、Global Ocean Commission 代表の 4 名より発表が行われた。DOALOS 代表からは国連海洋法条約の重要性と課題が触れられ、UN/DOALOS では今年 8 月に本件に関連したワーキンググループが開催されたことも紹介された。他の 3 名からは、公海における MPA 設定の必要性が推奨された。

4 名の発表の後、国際マグロ委員会代表より、公海における MPA の設定に際しては漁業との関係を十分考慮してほしい旨が述べられた。さらに会場からは、公海における MPA の設定・管理に関する法的枠組みがない現状では、単独国家ではなく地域レベルで取り組むこと、公海の生物多様性や環境に関する調査を推進すること、公海上の MPA 設定に関する能力開発を進めること、取り組みの推進においては透明性の高い議論が必要であること等の意見が出された。

#### ⑤閉会式

閣僚級会合の結果として、フランスの生態系・持続可能な開発・エネルギー省のマーティン大臣より、閣僚宣言が述べられた（全文は別添参照）。愛知目標を達成するため、深海を含む海域、特に公海における MPA 設定の重要性が強調された。その後、複数国からのメッセージが述べられた。まず、モナコ国王から海洋保護の推進を呼びかけるビデオ・メッセージが届けられ、その後、フレンチ・ポリネシアから南太平洋海域の保護を願うこと、公海の MPA 設定が必要であること、漁業との共生、人材育成の必要性が述べられた。続いてオーストラリアから、現在の MPA への取り組み状況と今後の予定が紹介された。最後に韓国から、現在 18 の MPA が指定されているが、今年中にさらに 3 つの MPA を指定し、2017 年までに MPA の数を 29 に増やす予定であることが紹介され、あわせて来年の生物多様性条約締約国会議 COP12 が韓国・平昌で開催されるため、参加を呼びかける形で発表が終わった。閉会式の最後に、2017 年の第 4 回国際海洋保護区会議の開催予定地であるチリからのビデオ・メッセージが流され、締めくくられた。

#### ⑥海洋保護区現場視察

海洋保護区である Sanguinaires 島を訪れた。保護区の管理をしているコルシカ海洋保護局の担当官より、保護区の歴史や特徴等について概要説明があった。春には、人が歩けなくなるほど海鳥が多数訪れること、周辺海域には藻場が群生しており、生物生息場として貴重な役割を果たしていることなどの説明があった。



## (6) まとめ

フランスの海洋保護庁と IUCN により共同開催されたマルセイユでの国際会議は、87 カ国から約 1,700 名の参加を得て、非常に盛大だった。フランスを中心としたヨーロッパ各国、グレート・バリア・リーフにおける MPA で先進的なオーストラリア、および EC、CBD、UNEP 等の国際機関、Global Ocean Commission のプレゼンスが目立った。一方、アジアからの参加者は概観して少なく、会場での意見交換等で認識できた日本以外の東アジアからの参加者は、韓国、台湾、フィリピン、インドネシアであった。日本からは複数の大学関係者（龍谷大学副学長：田中則夫氏（国際法）、中央大学：都留康子氏（政治学）、上智大学：アン・マクドナルド氏（環境学）、東京大学大気海洋研究所：小松輝久氏（農学）、水産大学校：田上英明氏（行動生態計測学）、海洋研究者（JAMSTEC：山北剛久氏（生態学）等）が参加していたが、政府関係者は環境省自然環境局自然環境計画課の尼子直輝氏 1 名の参加だった。一方韓国は、コルシカでの閣僚級会合への参加も含め、海洋水産部から海洋生態局の局長および課長級職員を派遣するとともに、海洋水産部の関連研究機関である韓国海洋環境管理機構（KOEM）からも 3-4 名の職員を派遣し、複数のワークショップで発表を行っていた点が対照的だった。

コルシカでの閣僚級会合には約 200 名の参加があったが、参加内訳をみると、フランスの強力なイニシアチブにより同国の影響下にあるアフリカ諸国や島嶼国が多く集まった感があった。アフリカの大きなドナー国であるスウェーデンも参加しており、会合ではアフリカや島嶼国から、フランスやスウェーデン等に対する MPA 関連の支援への感謝や今後の支援継続の必要性を伝える発言が多く聞かれた。また、マルセイユでの国際会議と同様、公海上の MPA 設定の重要性が強調されていた点が特筆できる。

本会議では、マルセイユでまとめられた国際会議の議論がコルシカでの閣僚級会合に報告され、閣僚宣言の添付資料として採択された点が最大の成果だったといえよう。また今回の第 3 回会議では、第 1 回、第 2 回では開催されなかった「閣僚級会合」が初めて開催され、法的拘束力はないものの、閣僚宣言の採択により参加各国の MPA 指定海域の増加や管理の実行性の向上、さらに公海上の MPA 設定の必要性の共通認識の構築などができた点が、大きな成果だといえよう。

EC のイニシアチブにより開催された MSP に関するワークショップでは、現在進行中の ICM および MSP に関する EC 指令提案の最新情報が入手できた。当財団としては、国内の ICM および MSP の推進の必要性が高まり、これらに関する法制度等の枠組みの議論が活発化している現在、上記 EC の動きを引き続き調査・研究して我が国の ICM および MSP に関する議論にフィードバックあるいはインプットを行っていくことが重要だと考えられる。

あわせて、公海上の MPA 設定に向けた動きはわが国の海洋政策にも大きな影響を及ぼす重要事項であり、当財団としても Global Ocean Commission との連携も含め、引き続き国際的な取り組みや議論に参加していくとともに、必要に応じてインプットや提言をし

ていくことが肝要だと考えられる。

OWG8 Concluding Remarks of Co-Chairs (draft)

Dear colleagues, ladies and gentlemen,

We have arrived at an important moment of transition. Almost one productive year has passed in which we have done some deep reflection together, and now we begin crafting a proposal on sustainable development goals.

We very much look forward to this next phase of our work and we shall provide you with what we have promised to help initiate this consensus-building phase.

Let me briefly reflect on what we have heard during this past week, where we've covered several very important issues.

*Oceans and seas, forests, biodiversity*

On the first cluster of issues – oceans and seas, forests and biodiversity – we have heard universal acknowledgement of their importance in a sustainable development agenda and set of goals. Their role as life-support systems was frequently mentioned. Life originated in the oceans and life on earth still depends critically on their health. Picking up on the metaphor of the Earth's lungs, if oceans are one lung, forests are the other. Forests and oceans between them are by far the richest habitats of biodiversity, on which we depend for our food supplies, medicines, livelihoods, ecosystem stability, and other vital services, and which also carry important cultural value. As one delegate put it, we need to recognize the living value of species beyond their commodity values.

So, there appears to be wide agreement that these three areas need to be reflected centrally in the SDGs. Some have suggested that one or more of the three of these areas merit stand-alone goals. Others have proposed to cluster them in a goal that would aim to enhance the benefits of ecosystems and biodiversity for all, both present and future generations.

Many have also referred to the cross-cutting nature of oceans, forests and biodiversity, suggesting that targets relating to these could be integrated under other relevant goal areas – such as poverty eradication, food security,



health, and water. This would have the potential advantage that the links between these ecosystems and biodiversity on the one hand and human well-being on the other would be made explicit.

It was pointed out that having one or more stand-alone goals on oceans, forests, and biodiversity does not preclude having cross-cutting targets as well. The major challenge we face will be to keep the number of goals few and manageable.

Many of you referred to extant international legislation and voluntary instruments that govern these areas – including the UN Convention on the Law of the Sea, the Convention on Biological Diversity, its Nagoya Protocol and Aichi Targets, the International Treaty on Plant Genetic Resources, and the UN non-legally-binding instrument on all types of forests – suggesting that any goals and targets in the SDGs should be aligned with and supportive of these agreements, ideally catalyzing action for more effective implementation. Some of you reminded us of the contribution of the Rio+20 outcome document to advancing the agenda in key areas such as oceans and seas.

Many mentioned the importance of capacity building, technology transfer and financing in relation to the sustainable use and management of natural resources. Scientific understanding of the health and functioning of a range of ecosystems has greatly advanced in recent years. Developing country scientists need to have the capacities and opportunities to engage fully in global research on Earth systems.

In the case of oceans, priority action areas that were identified include: marine pollution, physical alteration and destruction of marine habitat, unsustainable extraction of marine resources, such as overfishing, illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing, and destructive fishing practices, as well as harmful subsidies that incentivize such unsustainable behaviors. Ocean acidification, sea level rise and changing patterns of extreme weather associated with climate change were also mentioned as major threats to the well-being of peoples living in small-island developing states and the many other coastal countries and communities.

In the case of forests, it was observed that governments have too seldom struck the proper balance between the livelihood and economic benefits of timber extraction and forest conversion, on the one hand, and the

multiple benefits of forest conservation. As one panelist put it, the challenge is to use public policy to create a situation where forests are worth more standing than cleared.

In the case of biodiversity, a number of drivers of its loss were mentioned, and the SDGs should help in slowing and reversing the main ones. Among them, deforestation is a major source of terrestrial biodiversity loss. Overfishing, pollution and habitat alteration including from ocean acidification are major stressors of marine biodiversity.

We heard several examples of efforts by governments and other stakeholders to give biodiversity a fairer chance to survive – whether on land or in the seas – through, for example, creation of biosphere reserves, protected areas and no-catch zones. These hold promise for reversing the tide if indigenous peoples and local communities enjoy benefits from sustainable fisheries, forest and other ecosystem management.

*Promoting equality, including social equity, gender equality and women's empowerment*

With respect to promoting equality, including social equity, gender equality and women's empowerment, concerns were voiced by many about the wide and in some respects widening inequalities in the world, both within and between countries. These pose a risk to social cohesion and addressing them effectively calls for social solidarity.

To use one metaphor we heard, it is critical to ensure that the *social elevator* is in good working order, so that being born into poverty is not a life sentence. This calls for affordable access of the poor and disadvantaged to education and health care as well as productive and remunerative employment opportunities. Policies supportive of entrepreneurship and small-scale enterprises can also enhance opportunities for the poor, including poor women.

Economic policies can have an important role to play in relation to promoting equality, notably to the extent that they support full employment as well as price stability, and use the taxing and spending powers of government to mitigate unequalizing effects of markets on the distribution of income, wealth and economic opportunities.

Regarding inequality between countries, these are the major source of inequality in the world, even if in the new millennium the gap between some developing countries and the developed world has been narrowing. An international enabling environment supporting equalizing growth, that is, differentially high growth rates in poorer countries to enable them to catch up with higher income countries' living standards, is a shared objective. Current trends need to be not only sustained but accelerated.

*Gender inequality* was overwhelmingly recognized as the most pervasive form of inequality in the world. Promoting gender equality and women's empowerment is not only a matter of human rights; it is also a fundamental condition for sustainable social and economic development. We know that depriving women of the right to realize their full human potential imposes an enormous cost on society as a whole.

There was very broad support for a two-pronged approach to reflecting gender equality and women's empowerment in the SDGs: through a stand-alone goal and mainstreaming gender equality in other goals.

In crafting a goal on gender equality and women's empowerment, we already have elements on which to build in the MDGs. Gender equality, women's rights, and women's empowerment in the SDGs must be aligned with CEDAW, the Beijing Platform for Action, the ICPD, and the Rio+20 outcome document.

There was broad support for a number of priority actions, including: preventing and eliminating all forms of violence against women and girls; empowering women legally and economically, including through access to land and other productive assets, to inheritance rights and to finance, and providing equal access to services like education and health; and strengthening women's voice, participation in decision-making and leadership in all areas of life as well as their access to justice. Unpaid care and domestic work, disproportionately borne by women and girls, was also recognized as an area for action.

Many of you referred to the need to respect and fulfil the sexual and reproductive health and rights of all individuals, including access to sexual

and reproductive health information, education, and services. Others referred to the need to be consistent in this regard with the ICPD agreement.

Action areas on gender equality and women's empowerment are closely interdependent. Women's economic empowerment can be a powerful aid to enhancing their voice in decision making in households, communities and political life, as well as a deterrent to violence against women. Similarly, women's empowerment can have major benefits for their families' and children's health, nutrition, and education.

*Social equity* has other important dimensions in addition to gender equality, and these must also concern us. All vulnerable groups must be ensured equitable access to capacities and opportunities, basic services and participation in social, economic and political life. All forms of discrimination and exclusion need to be combated.

Those persons living with disabilities merit particular attention in this regard. More attention is needed in all our societies to remedying their exclusion, working with them and those who support them to achieve their fair and equitable participation in social, economic and political life.

*Conflict prevention, post-conflict peacebuilding and the promotion of durable peace, rule of law and governance*

Turning to the final cluster of issues, peace, rule of law, and governance are both ends in themselves and critical enablers for poverty eradication and sustainable development.

Many underlined that conflict undermines development and that peaceful societies are the basis for sustainable development. Severe inequalities of power, voice, opportunity and wealth among ethnic and other identity groups are among the sources of conflict, as are competition over natural resource wealth and transnational crime and illicit arms trade among others.

Sustainable peace and stability are essential enablers of sustainable development, while inclusive development also promotes peace and stability.

Promoting participatory governance can contribute to conflict prevention. It is crucial that such governance include both women and men as well as young people and all vulnerable groups including indigenous peoples. Transparency was identified as a key component of governance. Action in this area could promote public access to information and enhance openness of government, as well as fostering trust in government institutions. Local authorities are key actors in ensuring accountable and participatory governance.

Rule of law was mentioned as a cornerstone of society. As one speaker noted, rule of law should focus not just on fair process but on fair outcomes at national and global level. It touches on a range of sustainable development areas, including by: furthering inclusive economic growth through protection of land, property and other resource use rights; providing access to fair and responsive justice systems; and improved provision of public services. A number of speakers referred to the importance of legal identity.

A number of countries stated that the international dimension of the rule of law should not be neglected. It was also pointed out that the rule of law has developed subject to national conditions and particularities, and national ownership was emphasized.

There were calls for peace, rule of law, and governance to be reflected in goal form; many others argued that they should be dealt with in a cross-cutting manner. It was suggested that a basket of indicators could assist each country in making its institutions more effective, accountable and inclusive.

While recognizing the importance of peace, governance and rule of law, it was also underlined that the discussions of the OWG should be based on the Rio+20 Outcome document, with a focus on the social, economic, and environmental dimensions of sustainable development.

### *Concluding observations*

Colleagues, ladies and gentlemen,

We are about to conclude the first leg of our journey and embark on the next, decisive phase. Decisive ... because we will need to decide

collectively what goals we wish to propose – what will be their scope, their focus, their level of ambition.

Over the week, the Major Groups and civil society have made many valuable contributions to our work. Let me mention just two ideas I heard. *First*, it was observed that we will need a good *business plan* if we are to achieve our goals, and means of implementation could be viewed as part of that plan. *Second*, the question was raised of how to empower the High- Level Political Forum to perform the important oversight function with which we have entrusted it in monitoring progress towards the SDGs.

We have listened and talked alot to one another over the past year. To paraphrase a popular advertisement, may I encourage you to *Keep talking ...* but, equally importantly, *Keep listening*.

Thank you very much.

## Ministerial Message from Ajaccio

Recalling the provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea and in particular Part XII regarding the protection and preservation of the marine environment,

Recalling the conclusions of the United Nations Conference on Sustainable Development, (Rio+20) adopted unanimously by the General Assembly of the United Nations, in particular paragraphs 162 and 177 regarding the importance of creating marine protected areas and the urgency of reaching a decision on the launch of international negotiations on an international instrument for the conservation and sustainable use of marine biodiversity in areas beyond national jurisdiction,

Recalling the commitment of the international community as part of the ten-year strategic plan adopted by the Convention on Biological Diversity in 2010, and in particular Target 11 ("Aichi target"),

**We, Ministers, representatives of all the world's main regions, meeting at Ajaccio on 26 October 2013,**

**Warmly welcome** the NGOs, scientists, managers of protected marine areas, the representatives of the local communities and companies who met at Marseille from 21 to 25 October 2013, whose conclusions (in annexe 1) comprised the basis for the reflections and recommendations of the ministerial session at Ajaccio,

**Emphasise** that the good health of the oceans is essential for maintaining life throughout the world and that within them, protected marine areas, including highly protected marine reserves, play a crucial role in protecting marine biodiversity whose long-term survival is vital for sustainable development and the future of mankind,

**Are concerned** that, with less than 3% of the oceans covered by protected marine areas, the required level of protection is far from being achieved, this percentage being even lower when only areas that are under effective management are accounted for.

**Today, we launch the Message from Ajaccio, one of urgent action, mobilisation and the desire to act together at all levels to meet the challenges:**

**We thus reaffirm our strong commitment to** strive to achieve the Aichi Target 11, recognised by the Rio+20 Summit, to establish by 2020 a network of comprehensive and coherent protected marine areas effectively managed and covering at least 10% of the oceans,

**We emphasise** that these protected areas should cover the whole range of the ecoregions representative of the diversity of the oceans and to do so cover all relevant areas, in coastal zones and offshore, including the deep seas, whether they are located in areas under national jurisdiction or beyond national jurisdiction,

**We encourage** the close association of all elements of civil society, science, local communities, NGOs and businesses in particular, to ensure that all the conditions required for the successful establishment and management of protected marine areas are put in place, **and we welcome**, at this occasion, the decisive and exemplary role of the managers of these areas.

**We recognise** that MPAs have a prominent place in integrated maritime policies and in marine spatial planning. We encourage to include nature conservation targets in activities developed at sea.



**We affirm our desire** to develop sustainable financing mechanisms that meet the needs for the effective management of protected marine areas and welcome the launch by the governments of Monaco, France and Tunisia of such an initiative for the Mediterranean sea.

**We welcome** the Global Partnership for Oceans (GPO) announced at Rio + 20 as a tri-lateral public-private-civil society partnership that mobilizes knowledge and finance to accelerate the conservation and restoration of marine and coastal habitats, including MPAs and other area based measures agreed to in Aichi target 11

**We welcome and encourage** the development of initiatives by civil society that support the scientific work, the processes for creating protected marine areas and which provide backing to the managers. Besides financial support, **we recognise** that the involvement of civil society participates in creating a society that is fully aware of the importance of healthy oceans for mankind.

**We also encourage** the systematic application of scientific guidelines for the establishment of representative networks of marine protected areas. In this regard, we **support fully** the work carried out as part of the Convention on Biological Diversity on the Ecologically and Biologically Significant Areas (EBSA) with the objective that assessments be carried out for all regions of the oceans by 2014.

Since much has still to be learned about biodiversity in the high seas, **we support** the organisation of systematic ocean inventory campaigns with the international pooling of data. In this respect, **we welcome** the Global Environment Facility's ABNJ programme which promotes innovative partnerships with the private sector and supports the development of scientific knowledge, and more widely the involvement of the GEF in the marine issue,

**We support** the initiative for a sustainable ocean included in the Convention on Biological Diversity, which develops within a regional framework in particular, dialogue with the fishing community and more generally we **encourage** the organisation of dialogue and joint action among all users of the sea as the preferred mode of action,

Since the initial responsibility for action lies at national level, **we undertake** to mobilise the necessary resources for this purpose. **We welcome** in this regard the new announcements, which will be included in the annexe, made by States on the occasion of this ministerial session, covering all the oceans, enabling us to move significantly closer to the Aichi target and sending a strong signal of concerted international action,

In support of these measures, **we stress** the importance of providing technical and financial support, both bilateral and multilateral, to developing countries, in particular the least developed countries and small island developing States, to assist them with their actions for protecting the marine environment, the establishment of marine protected areas and the sustainable management of fish resources,

Additionally, **we call** for the significant strengthening of regional conventions regarding seas, an essential level which allows the ecosystems to be dealt with coherently and action to be taken in a more effective way, by developing cooperation with regional fishery management organisations and all competent regional and international organisations for managing human activities that have an influence on the marine environments,

**We emphasise** that this regional level must also allow us to explore the question of the long-term financing required for managing the protected marine areas, in particular through enhancing the value of the protected ecosystems,

**We call as an emergency for** the protection of areas beyond national jurisdiction, since these cover

64% of the oceans and contain a great wealth of biodiversity,

**We welcome** in this regard, the initiative of the OSPAR Convention to define, in the North-East Atlantic, the first scientifically-based and representative network of protected marine areas in the high seas.

**We solemnly call on the** Member States of the Convention for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (CCAMLR), currently meeting in Hobart, to adopt the two proposals for creating networks of protected marine areas over nearly three million km<sup>2</sup> in the high seas which are currently submitted to them,

Real protection of high seas biodiversity however needs action to go further and reach a global scale to give a legal basis for the protection of the high seas. Should such a basis not be established, which enables genuine management measures to be taken, the initiatives taken will remain largely devoid of any effective impact,

Therefore, as approved at the Rio+20 summit, which stressed the urgency of the matter, **we solemnly call on** the international community to adopt before the end of 2014 the decision of the General Assembly of the United Nations allowing the launch of negotiations on an implementing agreement of the United Nations Convention on the Law of the Sea for the conservation and sustainable management of marine biodiversity in areas beyond national jurisdictions, in order that two thirds of the oceans can finally be protected on a effective legal basis.

This process should ensure full transparency and active participation of the civil society, as agreed in Rio+20 as guiding principles for international environmental governance.

**We thank** the French Agency for Protected Marine Areas and the International Union for the Conservation of Nature for organising IMPAC 3, and also the City of Marseille and the Territorial Authority of Corsica for their exemplary involvement and welcome,

**Finally, we express** our heartfelt thanks to CHILE for its proposal to host the 4th International Protected Marine Areas Congress in 2017.

# Ajaccio Declaration, Appendix 1

## Recommendations of the 3<sup>rd</sup> International Marine Protected Areas Congress (IMPAC3)



The third International Marine Protected Areas Congress (IMPAC3) engaged 1500 participants from 87 nations; it gathered a vast range of expertise, owing to the diversity of participants, including marine protected area (MPA) managers, scientists, political decision-makers, representatives of local authorities and local communities, civil society, artists and industry executives.

Despite the many advances made since IMPAC2 in 2009, the general findings regarding biodiversity remain alarming: the number of marine species listed on IUCN's Red List keeps growing.

IMPAC3 participants stressed their commitment to meeting the Aichi targets of the Convention on Biological Diversity, and especially Target 11 which calls for the protection of at least 10 percent of the oceans by 2020. They also recalled that this target has a qualitative aspect as well as a quantitative one. Quantitatively, a long road remains ahead as MPA coverage today is less than 3 percent. In qualitative terms, it is important to keep in mind that the Aichi targets require that marine protected areas form a comprehensive, well-managed and ecologically representative network. The congress also pointed out the importance of creating and managing marine protected areas in the high seas, which must be recognized through substantial adjustments of the legal context to the high seas.

### General Recommendations

The major outcomes of the congress are summarized under six general recommendations.

1. Mobilizing local and national networks, and binding them into a global network of marine protected areas, in order to make local approaches and global strategies converge.
2. Opening up to the private sector, through partnerships that will forward governance and support spatial planning processes. The high seas are also concerned by this necessity.
3. Urgently entering negotiations to reach and implementing agreement of the United Nations Convention on the Law of the Sea geared at the conservation of the high seas. This agreement must provide for the creation of high-seas marine protected areas with an international status. The congress recognized the importance of regional approaches [and stresses the importance of adopting two high-seas MPAs currently under consideration in the Antarctic Ocean.]
4. The necessity of regional approaches, which constitute the appropriate scale to devise many solutions, particularly on governance issues.

5. The inadequacy of existing financing mechanisms: this finding of the congress requires that innovative, sustainable financing solutions be devised and that synergies be optimized between financing programs run by various funders and donors. In particular, the congress welcomed the initiative aimed at the creation of a trust fund for the Mediterranean.
6. Finally, the sea has cultural, philosophical and spiritual value. The congress stressed that taking into account this immaterial dimension is essential to engage society as a whole in the conservation of the oceans.

## Specific Recommendations

Below are the specific recommendations pertaining to the focal themes of the Ajaccio Ministerial Conference.

### Regarding the Benefits of Marine Protected Areas

- A fundamental benefit is that MPAs provide a reference point against which we can understand the impacts of our activities and what wise management could and should deliver – how can we restore if we don't know what healthy marine ecosystems look like?
- A second benefit is in support of ecosystem services – the wealth of obvious and sometimes less obvious benefits with which the ocean environment provides us all in our daily lives. The Aichi targets now reference ecosystem services – there is an urgent need to build this into our thinking and actions. We can clearly see ecosystem services are in decline. The benefit is that this will move us from talking about MPA costs to talking more about MPA values. Flowing from this are a better appreciation of benefits, more appropriate action, and a sounder basis to discuss issues such as equality.
- A third benefit area is management for resilience. When we look at the deteriorated state of the ocean and at downward trends, we need to have strategies and actions that rebuild resilience and protect it where still healthy. MPAs provide that opportunity and benefit.
- Fourth is the role MPAs should play as the heart of wider sea management and planning. On land we do planning as a matter of course. When we think of the ocean we need to build in MPAs as a fundamental basis of the marine planning framework – nesting them at the core of different scales in ocean management. They then underpin all we do with the objective of ensuring ocean health is a cornerstone of moving forwards.
- And a fifth and fundamental point is a clear need to accelerate building the MPA network and all its benefits. Sharing knowledge in the form of best practices across regions and at global scales, to increase capacity in our community, and to reach out to new constituencies and sectors, is fundamental to future success. Sharing together, learning together, and benefitting together.

## Regarding Regional Policies

- ◆ Developing specifically regional tools such as protocols and appendices to the Regional Seas Conventions in order to reach the marine objectives of the Convention on Biological Diversity, and particularly the Aichi marine targets.
- ◆ Developing the spatial planning of marine activities on a regional scale, based on an integrated ecosystem approach that underscores the socioeconomic dimension of marine protected areas.
- ◆ Interlinking various regional initiatives, whether led by public institutions, NGOs or sectoral organizations, and fostering synergies and complementarities between these networks of players.
- ◆ Creating regional centers that can deliver common instruments, enhance collective expertise, make data widely available, and provide technical and scientific support to policy-makers and marine integrated-management programs.
- ◆ Fostering, and capitalizing on, a diversity of cooperation ventures at the sub-regional scale so as to lend overall coherence to national strategies on marine protected areas; and integrating these sub-regional approaches into regional strategies, implemented through with adequate cooperation instruments.
- ◆ Develop interregional cooperation so as to pool know-how and facilitate new actions that are coherent on an a large scale, so as to reflect major natural cycles, the migration of marine species, and the interconnectedness of ocean ecosystems.
- ◆ Fostering a dynamic approach by taking into account and anticipating global trends such as climate change, and by making better use of modelling and adaptive-approach tools at the regional scale, in order to increase resilience.

## Regarding the High Seas

- ◆ Utilize all facilitation means, including education, to raise awareness of high-seas ecosystems in their full diversity, i.e. pelagic ecosystems (sunlit areas), bathypelagic ecosystems (in depths ranging from a few hundred meters to several thousand meters) and benthic ecosystems.

Foster the general realization that the high seas, which represent nearly 60 percent of the oceans, is the blue heart that supports life on Earth.

- ◆ Improve knowledge of high-seas ecosystems through scientific research, given that only a small percentage of the ocean floor has so far been explored and that we still have a defective understanding of the functioning of pelagic ecosystems.

Share existing knowledge, and in particular that gathered by fisheries and the deep-sea mining industry.

Apply adaptive-management principles by incorporating new knowledge into management plans.

Lend more transparency to the processes for the identification of sites such as the CBD's Ecologically and Biologically Significant Areas (EBSAs) and the FAO's Vulnerable Marine Ecosystems (VMEs), and harmonize these processes.

- ◆ Define a global legal instrument, within the framework of the Convention on the Law of the Sea, to create and manage MPAs in areas beyond national jurisdiction (ABNJs), in recognition of the fact that current instruments for the high seas, being sectoral and partial, do not allow for the creation of MPAs in the full sense of the phrase. The question of MPAs may be envisaged as just one part of a broader agreement encompassing several aspects of high-seas conservation.
- ◆ Recognize existing MPA-creation initiatives in the high seas at the regional level (Regional Seas Conventions, e.g. OSPAR, Mediterranean; or alliances such as in the Sargasso Sea) while recognizing their vulnerability in terms of third-party effectiveness against those who are not part of these regional instruments.

Recognize also the role that regional fisheries-management organizations may assume in managing MPAs at the regional level.

Recognize that the implementation of any future MPA protocol of the Convention on the Law of the Sea must be region-based and rely either on the Regional Seas Conventions, whose mandate must be enlarged, or, where these are missing, on *ad hoc* conventions, in particular when it comes to MPA designation processes, which must fit into the framework of marine spatial planning, and on their governance.

- ◆ Build capacities and promote cross-sectoral cooperation among all those active in the high seas.

Promote cross-sectoral cooperation and collaboration to develop the means and technologies required for the management of high-seas MPAs.

Engage civil society transparently in all negotiations and processes relative to the designation, creation and management of marine protected areas in the high seas, in recognition that these ecosystems and the goods and services they provide are part our world heritage.





この報告書は、ポートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成25年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究  
各国および国際社会の海洋政策の動向報告書

平成26年3月発行

発行 海洋政策研究財団（一般財団法人シップ・アンド・オーシャン財団）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル  
TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800  
<http://www.sof.or.jp> E-mail : [info@sof.or.jp](mailto:info@sof.or.jp)

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-307-0

